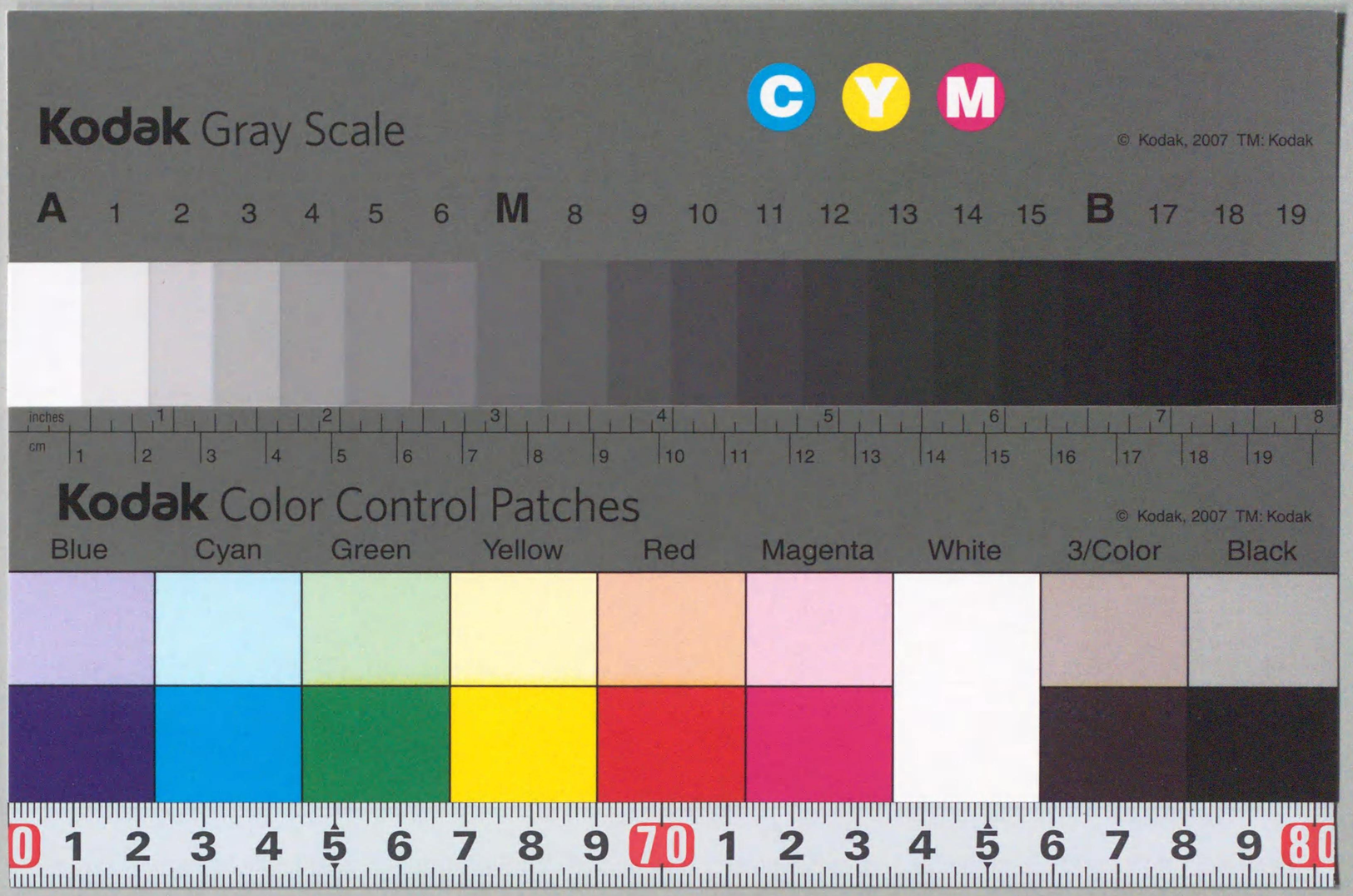

9553
2
受部門 歷
配置番號 2 屋
288.3
A6542
0 II W

訓蒙雜字

卷五

288.3
A654R
0II

帝國議會圖書寮

中納言景勝カゲカツ
輝虎テルトラ
政景マサカゲ
宗尊親王は鎌倉六代將軍なり
高藤は左府冬嗣公の孫始て勸修寺と稱す
重房其十一世の孫
勸修寺クワンジユウジ
上杉は丹波何鹿郡
頼重ヨリシゲ
頼成ヨリナリ
藤嗣フヂカゲ
冥文高望第五子
鎌倉景政カゲマサ
景弘カゲヒロ
忠通は冥文の子
長尾は鎌倉郡の地名
景村カゲムラ
景明カゲアキラ
大庭ヲホバ
時行トキユキ
足利將軍尊氏タカウヂ

藩翰譜第八下

上杉

中納言藤原景勝は、故關東の管領上杉彈正大弼輝虎入道謙信の世嗣、實は長尾越前守政景の男なり、昔後嵯峨院第一の皇子宗尊親王、征夷大將軍の宣旨蒙らせ給ひ、鎌倉に御下向の時、御介錯の爲に、內大臣高藤公の御裔、勸修寺修理大夫重房朝臣、御供に候し、丹州上杉の莊を賜て、左衞門督に任す、是より子孫關東に住して、武家に下る、其子上杉修理亮頼重、其子越前守頼成、頼成が三男兵庫頭藤景、始て長尾の家を繼く、これ輝虎入道の先祖なり、長尾の家と申すは、鎭守府將軍平良文が後胤、鎌倉の權五郎景政五代の孫長尾次郎景弘が末とぞ聞えける、

此說大概北條五代記、宇佐美定祐が記等に據るなり、又定祐が說に、長尾は桓武天皇の御末、村岡將軍平忠通の三男鎌倉四郎景村、其子太郎景明、景明が子二人あり、兄は大庭の景宗、弟は長尾次郎景弘と云ふ、是を長尾の祖とす、景弘が子孫世々鎌倉に仕ふ、相摸二郎時行が起りし時、長尾の一族、これに與みし悉く亡ひぬ、足利尊氏卿の御母は、上杉頼重の娘なれば、其男頼成は足利殿の御外舅にて、

賴成の息は、御外從弟なり、故に賴成の子藤景して、長尾の家を繼がせらるると云ふ、又夏目定房が記に、桓武天皇の御末、鎭守府將軍良文五代の孫村岡太郎景通に、三子あり、嫡子鎌倉權五郎景政、二男大庭權頭景宗、三男梶原太郎景久と云ふ、嫡子景政五代の孫、長尾次郎景弘より十三世、長尾六郎爲景、これ輝虎入道が父なりと云々、以上兩說、大に異なるに似たり、一は桓武平氏と云ふ、何れか宜しき、但し長尾の系圖は、夏目が說に依るべし、宇佐美が說は、新編纂圖に依ると見えき、凡そ纂圖の記する所は、武家の事、慥かならざるよし、水戶の相公光國卿も、仰せあり、さもあるべし、按するに、長尾が家、四流あり、白井惣社宇留窪足利等の長尾なり、中頃より、此等の長尾、悉く上杉の家老たり、これ長尾もと上杉の家より繼がれし故に、長尾が子孫又上杉の被官たりしにや、後に上杉憲政の、長尾輝虎に家號と管領の職とを讓れるも、兩家元由緣あるが故なるべし、されど時行が亂に、長尾の家絶えたりとても、上杉のゆかりならで、其家つぐべき樣もなし、想ふに長尾が一族の中に、足利殿に仕へし者ありしが、夫れに子なかりしかば、上杉が子養て、嗣とせしにや、かくあれば、

德川光國ミツクニ　大日本史氏族志叙に自建武後世歷喪亂擯紳流落四方武人盛衰不常譜牒由是多亡加之武人窮甚者或沽家譜而姦民買得即冒其氏號稱武人於是姓族益亂矣とあり

白井シロヰ　總社ソウジヤ

宇留窪ウルクボ　足利アシカヾ　時行の亂に其采邑を失ひしは景弘の玄孫景爲なり是より上杉氏の臣屬となり藤景を嗣とせしなり

正平四年基氏を東國管領とす子氏滿孫滿泰相承く尊氏の孫義滿將軍の時自ら公方と稱し斯波畠山細川を三管領とす故に滿泰と亦關東公方と僭稱し篠川爾上杉を管領とす但し上杉氏の幕府の命を以て管領職に補せしは憲顯の玄孫清方の時にあり

ノリツキ　憲顯：賴重の孫延文四年鎌倉執事となるモチシゲ　持氏は滿泰の子永享十一年上杉氏のために亡さる

タメカゲ　爲景は藤景八世の孫フヨシ　房能五世の祖房方は憲顯の孫にて越後守護代となり子孫其職を傳ふ房能酒色に耽り虐政多し爲景屢諫む房能怒て之を殺さんとす永正三年七月爲景遂に襲て之を逐ふ房能敗死すアヤミゾ　綾溝ニガハマ　二瀨サダヤス　顯定アキサダ　憲房ノリフサ

家は長尾なれど、血脈は此時より藤氏なり、覺束なき事なれば、先づ一說を本文に載せ、其下に諸說をも記し置くなり、

去程に、元弘建武の後に至て、尊氏將軍の三男左馬頭基氏、鎌倉の管領に備り給ひく、上を僭し下に驕つて、鎌倉殿を私に將軍と崇め、執事上杉を管領殿と仰きぬ、安し時、上杉は御外戚の家なれば、世々關東の執事とはなりたるなり、此後いつとなく房守憲顯が時より、伊豆上野越後三箇國を領しければ、子孫自ら此國々に居住す、鎌倉の左馬頭持氏、失せ給て後、上杉が權勢、日々に强くして、關東の諸大名、靡き從はずと云ふ事なし、又長尾は、其家の老なりしかば、是も上杉が領せし國々に分れ住む、輝虎が父長尾信濃守爲景に當て、主君越後の上杉民部大輔房能と、不快の事出來て、主從の軍起り、房能打負けて、當國雨溝と云ふ處にて亡ぶ、民部大輔房能とは上杉憲房が室町殿へ此亂の事を註進せし書に見えたり北條や五代記には上杉九郎房義と記せり誤れるにや管領山内の上杉前民部大輔顯定入道可淳、息男憲房と共に、上野の國を立て、越後國に向ひ、爲景と戰ふ、永正六年七月廿八日の事也爲景打負て、越中國西濱へ引退く、顯定入道父子、越後の國に在て、國中の亂を鎭めんとす、當國の國人等、高梨攝津守を大將として、爲景に與みして、管領の下知に隨はず、永正七

年六月十二日、憲房椎屋と云ふ所に押寄せ、一戰に利を失ひ、妻有の莊に引籠て、軍勢を催し、上野の勢を待て、戰んとす、長尾高梨、勝ㇾ乘て、妻有の莊に押寄す、同き六月廿一日、顯定入道、軍兵を率ゐ越後と信濃との境なる長森原に、出向て戰ひ、高梨が爲に打負て入道終に討れにけり、此入道上杉中興の管領たり年五十七歳　子息憲房、越後國に溜りかね、上野國に引返し、平井の城にぞ籠りける、此後爲景、越中の國府内の城に住し、越後の國をも打隨へ、天文十一年、加賀國へ發向し、敵の爲に欺かれ、梅檀野と云ふ所にて、闇々と討れ死にけり、

これは爲景、一向宗の一揆平げんとて、加賀國に向ふ、敵欺て降參して案内し、路におとし穴、所々に拵て、爲景が軍勢を導て、悉く陷いれて殺せしなり、

輝虎入道、父爲景が討れし時、僅に十三歳、平三景虎と名乘り、自ら父が家を繼ぐ、明れば天文十二年、景虎が姉婿長尾越前守政景、景虎が幼を侮て、彼の所領を幷せんとす、景虎其勢二千計り、政景が八千人を打破り、其後、合戰度々にて、同き十四年、政景終に降人に成て來りしかば、（時に景虎十六歳、明れば十五年、越後國悉く靡き政景廿九歳なり）隨ひぬ、さらば父爲景が吊ひ軍、あるべしとて、越中國に打入て加賀能登を隨へ、佐渡國へ押渡る、斯る所に、十六年の八月、信濃の國の住人村上義清、甲斐の武田に、滅されて、越後國に落ち來り、景虎を賴みしかば、さらば武田を追拂て、義清を返し納むべしとて、武田と合戰始れり、又同き廿年の夏の頃、山内の上杉憲政、北條に滅されて、これも景虎を賴て、越後國に落來る、景虎故主の義を存して、喜多川の邊に、館を構て迎ひ入れ、御館殿と仰きつゝ、よきにかしづきまるらす、憲政大に悦ひ、景虎に上杉の家繼がせ、管領の職讓りしかば、彈正大弼從四位下藤原政虎と名乘て、上杉の管領とは申しけり、政虎頓て入道し、謙信と號す、（甲陽軍鑑には廿三歳にて入道せしと云ふ）さらは北條を討て、當家の仇、報ぜんとて、永祿三年三月、信濃上野下野常陸武藏の軍勢を催し、都合其勢十萬騎、相摸の國に發向し、小田原の城ㇾ押寄す、斯る所に武藏の國忍の成田が、心變りして、國々の軍勢、散々に成て、引返せば、謙信も力およばず、本國にぞ歸りける、謙信つら〳〵思ひしは、當時戰國の最中なればとて、居ながに朝家の官、加階を望み、又弓箭の道に、たづさはつて、將軍家に見參せざらん事、冥の照覽も、恐しく、又武勇の耻辱なりとて、隣國の敵の方に、一々に使者を立て、此由を告て、此年五月、雜兵合て僅に二千八百人を引具し、敵の國々打渉りて、都に

清方管領を兄憲實の子憲忠に讓り子孫相承て鎌倉の山内に住す又一族持朝ㇾして扇谷の家を興さしむ故に上杉に山内扇谷の兩家あり

顯定は憲忠の甥文明中上野平井城に徙る高梨政賴は爲景女婿

椎屋は刈羽郡の海岸

爲景佐渡より舟軍を率て憲房が此地に居るを襲ひしなり諸本或は推屋に作り魚沼郡小千谷とす誤なり

妻有は魚沼郡

梅檀野

十一年四月なり

神保長衛椎名泰種等一揆に助力して爲景を誘殺す

平井諸本或は白井に作る者あり誤なり

景虎父房景は上田城主曾て叛計の嫌疑を受けしかば政景を府城に送て質子とす爲景娘を以て其妻とす

村上義清

武田晴信　川中島の合戰は天文より永祿に至り十八年間に亘れり

北條氏康

上杉憲政は憲房の子越後に來りしは永祿元年の事なり

喜多川一に北川御館

上杉氏を稱せしは永祿二年正月なり

永祿三年は四年に改むべし

忍は埼玉郡

成田長泰

謙信此役關白近衛前嗣を奉して主とす鎌倉鶴岡に詣す關東將士皆侍坐す長泰獨故事と稱して馬を下らず謙信其不禮を罵る長泰怒て去る諸將も亦從て歸る

謙信の上洛は此年にあらず永祿二年なり本文前後す

上り、先づ參內の後、公方へこそ參りたれ、義輝將軍、御感斜ならず、御諱字賜りて、輝虎と改められ、管領の職許さる、

夏目が記に、小田原記等を合せ見るに、謙信參內したりしよ、叡感殊に淺からず、長光の御太刀に、黃金の香合に、薰物入て、下し賜ふ、又將軍家へ參りしに、先づ謙信が座を、當時の執權三好左京大夫義繼が上に設けらる、錦の直垂に、朱の采配添て賜り、管領の職許され、又塗輿を許され、諱字下し賜ふ、謙信諱字の事をは辭して、名乘らず、永祿五年の後に、輝虎とは申せしなり、

同き九月、近衞の關白前嗣公、越後國に御下向あり、これは謙信かねて北條を亡し、賴經將軍の先蹤を追て、藤氏の貴族を、關東の君と仰き奉るべしと、思ひければ、內々殿下御下向の事を催されし故とぞ聞えける、

甲陽軍鑑等の書に、永祿三年三月、謙信小田原に攻入し時、近衞殿の御供せし由を載せたり、覺束なし、公卿補任等には、其年九月十五日、殿下越後へ御下向、同き五年に、御歸洛の由を記せり、又按するに前嗣公、後に前久と申しき斯て輝虎入道、生年十四歲より、弓矢を取て三十六年、北陸東山東海の諸道に、威を

足利十三代將軍義輝（ヨシテル）此時三好長慶に逼られ其威權を殺がんとて特に謙信を遇待せしなり

三好義繼（ヨシツグ）は長慶の子

近衞前嗣（サキツグ）天文廿三年三月關白となり永祿三年九月越後下向なり公卿補任に當職在國例と注せり

藤原賴經（ヨリツネ）は實朝の嗣

鎌倉四代の將軍

謙信小田原攻は四年にして三年にあらず

軍鑑補任共に合ふ

能登に入りしは天正二年九月にてかの十三夜月下の詩あり

足利十五代將軍義昭信長饗應義昭を諫む聽かざるのみならず天正元年兵を起して信長を討たんとす信長其位を廢して之を河內に幽す

翌年原文此年とあり然共謙信の卒は六年にあれば改めつ小田原攻一年の差も此故ならんか

橡尾（トチヲ）トチヲと唱ふ

或書に爲景が繼妻の出にて長尾俊景の亂の時に橡尾に逃れ乳母の夫本莊慶秀の家に匿るるも見ゆ

震ひ、越後越中加賀能登佐渡飛驒上野（半國餘）下野（半國餘）陸奧二郡出羽五郡常陸三郡の國々を打從へ、當時織田彈正忠信長が、將軍家を蔑如しまゐらすと聞いて、大に憤り、さらば信長を退治して、天下の意見をも申し定めんとて天正五年十月、越路の雪の消ゆるを待ち、都に打て上らんとて、既に諸國の軍勢を催促す、翌年二月の半より、何となく、違例して、同き三月十三日、年四十九歲にして卒したり、

夏目が記よ、葬送の事、執行ふとて、枕の下を見れば、辭世の詞と見えて、我一期榮、一盃酒、四十九年、一醉間、生不レ知、死亦不レ知、歲月只是如二夢中一と云ふことを、自ら書かれ、押入て置かれしとなり

輝虎いかある心にや、一生の間、素食して、女に近づくこと無かりしかは世嗣とすべき子なし

其家譜、並に宇佐美定祐が記を按ずるに、輝虎の母、賤かりしかは、父爲景に逐れて、八歲の時より、金津新兵衞と云ふ郎等と共に橡尾と云ふ所に隱れ居りしこと九年を經て、十四歲の時、父爲景が主君上杉顯定を失ひ、己が子六郎を上杉の世嗣とせしことを憤り、上杉譜代の士と、心を通じ、如何にもして、上杉の家を興

さばやと思ひしに、程なく父討たれ、天文三年、兄の六郎、姉婿の政景して、輝虎を攻む、輝虎政景と戰て、勝つ事を得て、終に府内の城を攻め落し、兄の六郎を討て後、兄を殺して、國を得ば是れ嫡を奪ふにこそあれ、我れ國に望みなしとて、出家して、宗心と號して、高野山に趣かんとす、家人等、とかく諫め止めければ、さらば兄を殺して、其世嗣絶ちし上は、我も世嗣たつべしと、堅く盟ひ、又兄殺したる罪を懺悔して、肉と色とを絶ち、一生持戒し、後に謙信と改むと云々、又或說に、父爲景討たれ、兄六郎は家を保つ器にあらずとて、家人等が景虎を主とせしかば、兄を退けて、弟が家を繼き、我が子孫に傳へば、兄の家奪ふなりとて、一生女に近づけずとも云ふなり、去れども夏目定房が記を按するに、六郎と云ふは、謙信の弟なり、姉婿の政景が、謙信を亡し、六郎を主にせんと計りしに、永祿八年、政景、野尻の城の湖水に溺れ死す、其後六郎をば別の科を課せて、籠居させられしが、其明る年に病死せし由を記せり、按するに一つは六郎は兄にて、天文三年に、府内の城にて攻め殺されしと云ひ、一つは弟にて、永祿九年に病死せりと云ふ、彼れ是れ大に異なり、其中にも夏目が記す所、事の終始、精しく見えたれは、宇佐美が說、覺束なし、兄殺して、其儘出家せしと云ふも如何あるべき、輝虎初め彈正大弼に任し、從四位下に叙し、天文二十年、管領職に補せられし後、入道して、謙信と號し、權大僧都の位に任ぜしなり、又肉と色とを斷ちしことは、夏目が記に、謙信常に持戒して、灌頂を行ふこと、凡そ四箇度、或は護摩を修し、或は參禪して、肉と色とを斷ちしかは、子なしと記し、嫡を奪ふの疑を避て、斯くありしとは見えず、思ふに弓矢の冥助を祈て、斯る外法を行ひしこと、昔人には多くありし俗なり、謙信遺言して、葬りし有樣、又今も上杉の家にて、謙信の像に仕ふる儀範を聞くに、罪障懺悔の爲に、持戒せしとは見えず、餘りに弓矢の冥助を、深く思ひ入て、かゝる行法せしと見えたり、然るに兄殺せしが故なぞ云れし事は不幸と云ふべきにや○又謙信の卒せし事も、柿崎和泉守が怨靈に殺されしとも、又織田信長の謀計にて、人をして厠に行きし所を、鎗にて突殺せしなぞ、世に傳ふ、夏目が記に記せる所を見るに、病して自ら辭世の詞を、殘せしなれば、世の說又誤り傳へしなり、此餘謙信の行狀は、甲陽軍鑑等にも見ゆ、事長ければ、大略をもるす、

ざんかい　懺悔の儀、梵語にて其義は悔なり、此熟語は梵漢雙擧にて原語譯語を合して一語に用ゐるなり

ぢかい　持戒は佛教なる殺生偸盜邪淫飮酒妄語等の戒を守ること

甲越春秋といふ書に爲景に四子あり、長子定景は將軍義晴の偏諱を賜て晴景と改む、次景康、次景房、季は即ち景虎なり、爲景戰死し晴景繼立つ、族長尾後景叛き、景康、景房共殺さる、天文十三年晴景、景虎兵を合て後景を伐ち之を殺す、此時諸將皆景虎の勇武に服し心を歸する者多し、晴景之を憎み景虎を殺さんとす、宇佐美定行景虎を勸て兵を起さしめ、十六年四月晴景と戰ひ勝ち直に米山を踰て國府に入る、晴景力竭て自殺す、これ景虎十八歲の時なり、又入道せしは廿一歲の時にて是より先き諸將士相共に景虎を主君に定めんとす、景虎肯はず、屢強ふるに及ひ、髮を剃て世に意なきを示す、群臣百方之を止む、景虎是に於て命令に背ざる事を盟はしめ而て後家を繼くことあり、本文と少異あり

かんちょう　灌頂　佛法にて香水を頭に注ぐ式、受戒の度毎に行ふ

謙信の靈屋は中央に木像を置き、右に善光寺如來、左に毘沙門天を安す、僧侶して其供養を司らしむ、いふ毘沙門の臺中に上杉管領の家寶錦旗及龍虎兩旗を藏め置きしが、嘉永中燒亡せしとぞ、

北條氏康（ウヂヤス）
三郎氏秀
下野の佐野昌綱援を越後に乞ふ此年正月謙信軍を率ゐて北條氏康と河越に對陣す氏康其子氏政に告て曰く輝虎と相戰ふ十年彼義人なり且我老たり和せんに若かずと遂に和睦して三郎を送りたり
越後の諸將皆景虎が北條氏にして遂に相摸に服せん事を恐れ相共景勝を主君と定めんとして兩人の軍起れり
北城長國（キタジヤウナガクニ）
一に北莊に作る
鮫尾（サメガヲ）
戸次（ベツキ）
野尻（ノジリ）は信濃水内郡政景と共に入水せしは諸書皆宇佐美定行とす戸次が所爲とすること不詳

去る元龜元年の春、北條左京大夫氏康の七男三郎を人質として越後國に送る、謙信我が子にすべしとて、天正元年正月十九日、我が名を讓りて、上杉三郎景虎と名乘らせ、我が外甥景勝が妹に配せけり、謙信卒する時、領せし國々を二つに分て、半は景虎に讓り、半は外甥の長尾喜平次景勝に讓る、謙信卒して、百日をだに經ずして、景虎景勝、互に國を爭て軍起り、四月廿日の事なり景虎打負て、春日山の城を去り、憲政の御館喜多川へ落行き、景虎に方人せし家子郎等、是處彼處の城々に立籠て、戰ひ止むことなし、天正七年正月晦日、景虎が賴みきつたる侍大將北城丹後守討れしかは、景虎御館にも溜かね同三月、鮫が尾の城に落行く、是處をも同く攻め落され、景虎腹切て死す、憲政も終に自害して失せぬ、抑も此景勝が父越前守政景は、輝虎が姉婿にて、同じ流の長尾なり、然るに政景、輝虎失はんとすること、兩度に及びて、輝虎彼を誅せん事いと安し、去ながら、彼の家滅さんも憐なり且つ國の亂れとも なりぬべし、計ふべき樣こそあれとて、戸次と云ふ侍を仰せて、戸次圖右衞門と云し者なり彼が領せし野尻の城の邊りなる湖にて、政景誤て水に溺れて死せし樣に拵て、其世嗣を絕たず、其子喜平次景勝、十一歲にて、父に後れて、幼き心にも、父が不忠の罪を耻ぢ、如何にもして、輝虎の恩に報ひ、此耻すゝがばやと、神佛に祈請す、十三歲より輝虎に近く仕へ、十四歲にて、深澤九鬼と云ふ大剛の兵とも、輝虎に罪蒙りしを、二人ながら、同じ枕に斬りにけり、輝虎大に感して、父政景が領せし植田三庄を始めて、殘る所なく返し賜ふ、十五歲にて、加賀、能登の軍に高名し、廿四歲の時、輝虎卒し、景虎と戰て、三年の中に討ち亡す、こゝに織田平信長、年ころ輝虎が威に恐れ、常に家人の禮を取て、使奉り物獻ずる事、更に空しき月なかりき、輝虎死し、國亂れしと聞くよりも、上杉が國々打取て領せよやとて、加賀國をば佐久間玄蕃允、能登をば前田又左衞門尉、越中をば佐々内藏助に、分ちたぶ、景勝打ふし柴田因幡守が背きて、越後國新發田の城に籠て、國中靜ならざるを鎭めんとて、彼等と戰ふに暇あらず、天正十年の春、信長、甲斐の武田を滅して、上野をば瀧川左近將監、信濃をば森武藏守に與ふ、諸方の敵、牒じ合せて、越中信濃上野より攻め入らんとす、景勝先づ越中に向ひ、魚津の城に押寄せたる織田が軍勢、討ち破り、取て返して、信濃國に向ふ、景勝信濃に引き返せば、前田佐々、又魚津に押寄て、終に城をぞ落しける、此年信長明智に討れ、瀧川森、上方へ引返す、景勝信濃を打隨へ、越後の國に歸り

深澤（フカザハ）
九鬼（クキ）
植田（ウエダ）一に上田に作る
佐久間盛政
前田利家
佐々成政
柴田治長（ハルナガ）
新發田（シバタ）
瀧川一益
森　長一
魚津（ウヲヅ）

て、國中の亂を鎭め、又佐渡の國を擊つ、同き十二年、羽柴筑前守秀吉、越後國柏崎（カシハザキ）妙樂寺（メウラクジ）の僧に、日蓮宗の僧なり木村彌一右衞門尉を、副使として、音信を通じ重て又木村を使として長く兩家の好み結ふべき由の起請文、書きて送らる、又越中の佐々が、秀吉の旨に隨はず、秀吉これを討たんがため、頓て彼の國に向はんとす、成政いかに申すとも、景勝助け給はずんば、秀吉が幸、何事か、是に過くべきとぞ申されける、景勝、木村に向て、去りし年、景勝、成政が爲に、魚津の城を落さる、當時は、國中の亂を鎭めんとて、未だ彼と戰ふに及ばず、又彼國は、我が累代の所領なれば、景勝必ず佐々を滅して、取らんとす、然るに今秀吉の使を承て後、彼が國を討たんこと、秀吉と國を爭ふに似たり、又景勝が一度も彼と戰はで、秀吉の望に任せんも、云甲斐なし、所詮、此度彼が國に向て、越後武者の、弓矢取る樣、おことが見參に入れ、都への餞別すべしと、都合其勢八千人、十月廿三日、越後國を立て、越中國宮崎の城に押寄て、一時に城を攻め落し、戸山の城の此方なる滑川の邊に攻め入り、此處彼處放火して引返し、木村を召て、おことが見たらん樣、秀吉に語て、景勝北國打隨へんこと、いと安し、去りながら、秀吉の望に任せて、功をは讓り訖んぬと申せ、又兩家の

カシハザキ 柏崎は刈羽郡
メウラクジ 妙樂寺
木村秀俊
起請文は誓書の事にて古言に祈誓をウケヒといふ誓合の約この語より起れるか
小牧陣の時佐々成政織田信雄の方人して加賀の前田と戰ひ又其後窃に遠江に赴き德川氏と秀吉を挾み擊たんと謀る故に秀吉之を伐つなり

ミヤサキ 宮崎
トヤマ 戸山今は富山
ナメカハ 滑川

越中發向は七月を正とす成政の降服は九月なれば九月十三日原書五月とあるを改む
石田三成
落水は越水或薄水に作る地圖を按するに所在未詳北道遊澤に過宇多驛路右塚嵩掃空名曰倒駒傍有勝山古城天正十三年豐公既降佐々氏輕隊來此請與上杉黃門相見守將須賀修理見其寡衆欲擊殲之黃門感其推誠不疑自糸魚川往會之遂約爲君臣とあり地圖に勝山あれば落水は其舊稱にや

好み結んことは、みな景勝よく計つてこそ返答には及ふべけれとて、使をば返されたり、明れば、十三年四月、秀吉越中の國に發向し、佐々戰負けて降參す、秀吉家譜に、越中を討れしは、此年七月、秀吉關白に任せられし後とす、誤れるか、九月十三日辰刻斗りに、秀吉石田治部少輔三成、木村彌一右衞門尉、只二騎を具して雜兵僅三十八人、越後國落水の城下に來て、此城を守る須賀修理が許に使を立て、上杉殿へ秀吉の使として、木村これまで參りたりと候とぞ云せける、須賀頓て商人の家、彼が旅館に點して、出て迎ふ、秀吉、修理に對面し、我は是れ羽柴筑前守秀吉なり、景勝に見參し申べき事あつて來りたり、案內者乞て春日山に趣かうと思ふは、如何にとありければ、須賀、不肖には侍るとも、某かくて候へば、仰られん事あらば、承りてこそ、景勝には申傳ふべけれ、容易く通し申さんこと、叶ふまじくにて候とぞ云ひ切つたる、秀吉さらば、早馬を參らせて、景勝に斯と申せ、秀吉が云はんこと、汝が聞くべき所に非ずと、仰せければ承りぬと申て、羽柴殿をば、城中に入れ參らせ、さま〴〵に饗應し奉る、此時、景勝は柴田が伯父刑部左衞門尉が、籠つたる新潟の城を、攻めんとて、蒲原郡に向ひしが、秀吉越中に攻め入ると聞て、羽柴が起請文書て、我と好

を結ばんと云ふとも、亂れたる世の人心、計り難しとて、其勢八千六百にて、越後越中の境なる糸魚川の城に陣したり、落水の城よりは、無碍に程近ければ、須賀飛脚を立て、此由を告げ、秀吉討たせ給はんには、御勢賜るまでも候はず、某討つて參らせんとぞ申ける、景勝聞て、天下の權を掌る身が、戰國の中にして、多くの難所を越て來れるは、一つは去年の盟に違へじと、景勝と好み結ばんが爲、一つは景勝が正なき振舞すまじきを賴んで、斯くこそあらめ、夫に彼を闇々と討たんことは、景勝が年頃正しう取つたる弓矢の名を汚さんず、いで〳〵景勝、參會して彼が望に任せ親しうなるか、さらずは、先づ此度は彼を返し、重て軍起してこそ、勝負をは決すべけれとて、直江山城守、藤田能登守、泉澤河内守、安田筑前守を始として、侍合せて十二騎、歩武者六十餘人を引具し、其日午刻計に、落水の城に來て、秀吉と對面す、色代事終て後、秀吉の御方には石田、景勝の方には直江ばかり、傍に在て、密に事を議せらるゝこと二時餘り、酉の刻の初めに、秀吉落水を立て、夜をこめて、戸山の城に歸り、越中の國務、沙汰あつて上洛し、今年七月、關白に任し給ひけり、此月、信濃の國の住人眞田安房守昌幸、德川殿に背き、二男源次郎を質として、景勝に加

糸魚川は原文に厭川とあれど一本に據て改む此地は中後の國境にあらず國境は此地より西の方七里なり而て勝山とは東北三里を距つ

直江兼續
藤田信吉
泉澤年親
安田順易
甲越春秋には糸魚川にて會見すとあり

越中陣は關白補任の後なり此條前後す
眞田昌幸
左衛門佐幸行
本書第九眞田譜見合すべし

勢を乞ふ、景勝源次郎に所領を賜ふ、是れ後に左衛門佐と云ふが事なり 景勝、河田 安田 本庄を先として、信濃國の軍兵、其勢六千五百人、上田の城に差向く、眞田大に悦び、越後の勢に、上田の城を守らせ、我身は九千の勢を率し、小野山に陣取る、此處彼處、勢配りして、敵を待つ、德川殿の御勢、利なくして、終に引返せば、越後の勢も歸りけり、同き冬、木村 又關白の御使として、越後國に行向ひ、景勝を初として、宗徒の侍大將等に、物を賜ること夥し、これ兩家よしみ結ばれし悦の使とぞ聞えける、此年 景勝、杉原 新潟 沼垂等の城を攻め落し、此等は皆柴田が餘黨の城なり 明れば、天正十四年、關白に參るべしと聞えしかば、秀吉大に悦て、又木村を使として、色々の物贈り給ふ、景勝、木村と打連て、五月十一日に越後を立ち、石田 增田 大谷、北陸道に下りて、此處彼處よまうけす、同廿七日、景勝都に入る、關白かねて彼が旅館を點ぜられ、本國寺あり 其夜自ら彼が旅館に至りて、遙々の上洛を悦ひ給ひけり、

此夜關白殿、景勝に盃さゝせて、酒のみ、直江よ盃たまはり、又其盃とり上げ給ひしとなり、

あけの日、景勝、聚樂の御所に參る、關白の執奏にて、景勝 參議に任し、四位に叙す、

河田長親
本庄慶秀

上田
小野山

杉原 新潟
沼垂

增田長盛
大谷吉隆
石田と共に豐臣家の奉行なり

聚樂は天正十四年京都内野に造りし新第なり

井地峯（イヂミネ）は五十公野（イジミノ）とすべし
赤谷（アカタニ）　今泉（イマイヅミ）
池端（イケノハタ）
會津は葦名氏
庄内三郡は出羽田川飽海なり武藤氏の領地なりしが天正中最上義光に滅さる景勝又最上と爭て取りしなり
樋口は木曾四天王なる兼光の裔なりとぞ
大和守實綱
兼續の智謀勇武なりしは豐太閤曾て小早川隆景堀直政と三人を以て漢の三傑に比すべしと云はれし事ありき
北條氏直
前田利家
名護屋（ナゴヤ）
釜山（フザン）

直江藤田安田等を始として、家人五人叙爵し、同き七月本國に歸り、此年、井地峰赤谷今泉等の城をも落し、終に新發田の城を攻め破て、因幡守が首取て、池の端の城をも落しければ、越後國悉く平きぬ、同き十五年又佐渡國に軍勢を差向け、叛きし輩打隨へ、奥の會津と戰ひ、出羽國庄内三郡を討取る、十七年景勝が妻、聚樂の館に移りしかば、關白悦ひ給ふ事、大方ならず、景勝も頓て上洛す、從三位中納言になされ、家人直江山城守兼續、從四位侍從に任す、

兼續は、樋口與三左衞門と云ひし柴薪つかさどりし者の子なり、彼が年十四五の時、景勝容顔の美麗なるを愛して、近く召仕ひて、寵愛淺からず、成人の後、我家のおとなとせんと、宗徒の家人等、彼がもと賤しき者の子なり、夫れに肩を並べんことを悦はず、爰ゝ家の長に、直江大和守が男子なかりしかば、景勝頓て兼續を其婿にして、直江と名乘らせ、山城守と受領させ、終に隨一のおとなとなしたりと、其家譜に見えたり、

藤田泉澤安田も、從四位下に叙し、其餘の家人等、叙爵するもの十一人に及べり、十八年、北條を討たれし時、景勝東山道より攻め下り、此處彼處の城々落して、小田原に至り、北條亡ひて後、關白殿に隨て、奥に下り、加賀の筑前守利家と、陸奥出羽の檢地し、朝鮮の軍起りしかば、名護屋の陣に隨ひ、文祿二年の春、朝鮮に渡りて、釜山の城を築く、同八月、歸朝し本國に趣き、三年の秋、上洛して伏見の城を築き、慶長元年、暇賜て歸國す、明れば二年の春、召に隨て上洛す、陸奥會津の地賜て移され、百二十萬石　家人直江山城守、別の仰せ蒙りて、米澤を賜ふ、三十萬石

此時太閤、景勝に向ひ、今領する國は、租入如何程ばかりにやと、尋ね給ひしに、凡そ七八十萬石もや候はんと申されければ、こは思ふにも似ず少かりき、さらは所領あまた參らせんとて、會津百二十萬石の地に、移されたり、實は景勝は累代の主なり、國民等が懷き思はん事うるさし、又彼が領せし佐渡國は、白銀出づる所なれば、それをも奪はんが爲なり、景勝も事の情は、察しけれども、今はた詮方なさに、移りしとなり、

又景勝に仰せけるは、奥の國郡、やゝもすれば、王命を蔑如し、反逆を謀る輩、古より是れ多し、景勝かしこに趣きなば、三年が程、國に在て、能く境を鎭むべしとて、御暇賜はりぬ、明れば三年八月、太閤薨し給ひし後、景勝、故太閤仰せ置るゝ旨あり上杉の領地は越後佐渡より出羽陸奥に及へば歲入實に三百万石あり太閤の間に其或は創られん事を畏れ實を吐かず却てこの移封に逢ひしとか又三成兼續曾て相語る太閤薨後天下の權握らんと思へども恐るゝ所は德川父子と兼續云ふ先つ上杉を會津に徙し其時に至て和君西國諸將を合せ東西挾み擊たば關東武士何程の事かあらんと是より會津移封に及びしともあり

關白秀次死後太閤更に德川前田毛利浮田小早川の五人を大老とす慶長二年隆景薨す石田因て景勝を薦む太閤曾て伏見城にて五大老の刀を見て其主者を申てられし事あり景勝は父の時より長劍を好めば其の延びたる刀をこれに充てたりと申されしとか

と稱して、己が國に引籠て、要害を搆へ勢揃ひす、又隣國に盜賊蜂起して、其境穩ならず、是を追捕して、糺問するに、皆景勝が下知かうむる由を、陳じたり、斯ては世の亂れ、近にありぬとて、德川殿、御使を下されて、諫め給ふこと、度々に及びしかど、景勝終に隨はず既にして景勝が、軍起しぬと、國々より、早馬を參らせければ、さらば速に退治あるべしとて、慶長五年の秋、德川殿、奥に向はせ給ひしに、石田治部少輔三成が計ひにて、秀頼の御催促として、山陽山陰南海西海の軍勢、大坂に馳せ集り、德川殿失ひまるらせんとす、德川殿御父子、先づ東國の軍を止め、下野國より引返し、海道山道二手に分て、攻め上らせ給ひけり、景勝が軍勢、陸奥出羽の際にして、伊達最上の人々と、戰ふこと度々に及ぶ、上方の軍、破れて後、明れば六年十一月、景勝關東に參る、

景勝德川殿に參ること、世に多く傳ふる所は、慶長六年七月廿四日とも、八月廿四日とも申なり、夏目が記には、十一月の末と記せり、其家人の記せる所なれば、據所あるべし、但し十一の字と、七の字と、誤れるか、覺束なし、

德川殿御對面の後、長井信夫等の郡を賜て、會津仙道庄内の地、收公せらる、景勝此後米澤に移

景勝の軍起しゝは石田と約して東西相待て德川氏を討たんとするにあり此時三成より直江へ家康公の伏見出馬を通せし文書あり

先日預御細書則及返報候内府方一昨十八日伏見出馬にて兼々調略任存分天之與と令祝着候我等も無油斷支度仕候間來月初佐和山罷立大坂可令越境候輝元秀元其外無二之味方に候彌可存御心候其表手段承度候中納言殿にも別書遣申候可然御意得奉頼候恐惶謹言

六月廿日　石治花押

直江山城守殿

景勝の降服は六年三月にて六月西上の命あり七月伏見に詣り八月創緑移封となる

長井は米澤の事

杉原親憲
須田長義
鐵　安盛
鳴野　八幡
定勝も勘倹にして尚武の風あり曾て條目を制り家風の質素律儀を守り他家の風に似す可らすと第一條に置けり
綱勝の室は會津中將正之の女にて妹は吉良義央の妻なり綱勝曾て吉良の宴に赴き歸路輿中にて血を吐き後七日卒すと云ふ
景倫家督年二歳幕府の申渡は左の如し
播磨守死去實子無之養子雖致置存命中不達上聞故跡目雖不可立藩家且甥を以て爲養子之儀保科肥後守達上聞故苗字御立被下知行之儀米澤十五萬石被下置之新規御取立程之儀と可心得候
綱憲
右京大夫義宣
賴義
新羅三郎義光

り三十万石を領したり外に五万石直江に賜ひしと云ふ、大坂の軍起りし時、將軍家の先陣して、馳せ向ひ戰ひて、兩御所の御感に預り、家人等多く勸賞を蒙る、杉原常陸介、須田大炊助、鐵孫左衛門等、鳴野の戰に高名して、御敎書幷に物を賜ふこと差なり

再び軍起りしには、兩御所、景勝を二條の御陣に召され、帝都を守護し奉れとて、御跡に止められ、八幡に陣をぞ取たりける、景勝六十九歳にて、元和九年三月廿日に卒したり、景勝が事、委しく夏目が記に、見えたり、其大略を載せぬ、其子左少將定勝、父に繼き、元和九年、從四位下侍從になされ、彈正大弼を兼ぬ、寛永三年少將に任し、正保二年九月十日、四十三歳にて卒す、其子侍從綱勝、承應二年十二月十一日元服し、御諱字賜て、從四位下侍從兼播磨守になされ、寛文四年閏五月七日、廿七歳にて卒し、嗣なかりしかば、外甥なれはとて吉良上野介義英が嫡男して、家繼かせんことを望み申す、其遺言に任せて、義英が男を世嗣とし給ひて、所領半を減せらる、十五万石を賜ひしなり　喜平次景倫、綱勝が家を繼ぎ、延寶三年十二月廿三日元服し、御諱字賜り、綱憲と改め名乘り、從四位下侍從、兼彈正大弼になさる、

佐竹

左中將兼右京大夫源義宣は鎭守府將軍賴義の三男、新羅三郎義光の孫、佐竹の冠

者昌義十八代の後胤なり、昌義母方に付て、常陸の國に下り、久慈の郡佐竹の地を領しぬれば、佐竹とは名乘りけり、昌義が孫佐竹別當秀義、右大將賴朝の爲に、討るべかりしを、希有にして免る、賴朝奥の泰衡を討んとて、下野國宇都宮に至り給ふ時、秀義軍兵を率ゐて參る、佐竹が簇、皆混白なりければ、御所の御簇に、別たれんが爲に、月を出せる扇、賜りて簇の上に付らる、佐竹が月いだしたる扇を、紋とする事は、此故とぞ聞えける、秀義五代の孫常陸介貞義、元弘の始、遠江守兼上總介に任し、入道して、上總の入道と申す、相摸入道高時が催促に隨ひ、六波羅の加勢し、高時亡ひて、又足利殿に隨ひ、官軍と戰ひ、無二の將軍方なりしかば、子孫又繁昌して貞義が曾孫右馬頭義盛に至る、義盛世嗣なかりしかば、鎌倉の執事上杉安房守憲定が二男を養ひ、我が娘に配て、嗣となし、右京大夫義仁と申けり佐竹が郎從、義仁が他姓の子なるを嫌て、上總入道貞義が孫、山入刑部大輔師義が子、上總介與義を立て、主君とす、鎌倉殿持氏なり岩松持國に、大將を賜り、與義が籠りたる長倉の城を攻めらる、佐竹が郎從、叶はずして、義仁を迎て主となし、與義も降人と成つて參りたり、此より佐竹藤氏の胤となる　應永廿三年、鎌倉の兵革に、義仁持氏の御方に參りしかば、其勸賞は

サタケ　佐竹冠者昌義ヽサヨシ　母は常陸大掾平清幹の女なり　ダジ　久慈　ウツノミヤ　宇都宮　ヒデヨシ　秀義の父隆義平氏に屬し京師にあれば賴朝に從はず金砂山に據て兵を擧く戰敗れ逃去る部下岩瀨太郎賴朝に見て平家追討の際一族を亡すは不可なり且御子孫の守護何人たるべきやと泣て申ければ賴朝其言を納て秀義を免す　ヤスヒラ　泰衡は御舘秀衡の子　ヒタシロ　混白　ゴシヨ　御所とは將軍家　タカトキ　貞義　北條高時　足利尊氏ヽカヽガ　ロクハラ　六波羅は京都にあり將軍方は足利方　ヨシモリ　義盛　ノリサダ　上杉憲定　ヨシヒト　義仁　ヤマイリ　山入師義　モロヨシ　與義　イハマツ　岩松持國　モチクニ　ナガクラ　長倉は那珂郡

兵革は合戰の事にて關東公方足利持氏其執事上杉禪秀と確執起り相戰ふ與義は上杉の方人して亡ふ　屋形號は國主の稱號　千葉結城小山宇都宮佐竹小田那須長沼を八屋形と稱す　義俊　ヨシトシ　義治　ヨシハル　義舜　ヨシキヨ　義篤　ヨシアツ　足利晴氏は持氏玄孫　享德中持氏の子成氏鎌倉を去て下總の古河に住し御所と稱す　カハコエ　古河　河越　北條氏康　ウヂヤス　義昭　ヨシアキ　義重　ヨシシゲ　山内上杉憲政の亡ぼ天文十三年なり　江戸重通　シゲミチ　江戸氏は畠山の一族　應永中通房水戸城を據り勢威を奮ふ六世にして重通に至る　水戸　ミト　太田　オホタ　きり者は君寵ありて威權を奮ふ人をいふ

屋形號を許さる、關東八屋形の其一家なり　義仁が子伊豫守義俊、其子左衞門佐義治、其子四位少將兼右京大夫義舜、其子從四位上右馬頭兼大膳大夫義篤、天文の頃、古河の御所晴氏朝臣の御方にして、武藏國河越の城を攻め、北條左京大夫氏康と戰ひ、御方利なくして引返す、義篤が子右京大夫義昭、其子常陸介義重は、義宣が父なりけり、此義重が時に當りて、關東の管領上杉亡ひしかば、關東八家の人々、悉く北條に隨ふ、北條武田軍起りて後、常陸下野の國人等、又北條を背て、義重に隨ふ、此より又佐竹北條が戰、止む事なし、天正十八年、義重同國の大名江戸重通を滅し、水戸の城を攻取て、嫡子義宣に與へ、國務を讓り、我身は太田の城に隱れ住む關白秀吉、北條を討ち給ふ時、義宣軍勢を引率して、御方に參りければ、常陸國を賜て南方三十三館の大將を承る、關白伏見に移り給ひし後、義宣彼所に家造りし、妻子引具し、移りしかば、殿下の御感斜ならず、關白家のきり者石田治部少輔三成と、親しう相語らひ、三成を賴み、如何にもして、我が國三十三館の國人等滅して、彼が所領、悉く幷せ領せん事を謀る、或時義宣、關白の御前に侍りしに、三成も同じく參て、御物語の序に、君は未だ知し召れずや、抑かの常陸國の事、義宣が下知に任すべきの條、既に御敎

書を成し下されぬ、夫に彼國人等、一向に佐竹が下知に隨はぬと承る、是れ併ながら、殿下の仰を侮り申す所なり、斯てゐても猶寛宥の御沙汰ならんには、違命の輩、日々に國々より出來候はんか、如何さまにも、御沙汰あるべうもや候はんと申せしかば、關白以の外御氣色損し、汝が申す所、理あり、いかに義宣おことが、下知に背く奴原、請ふまでもなし、自の裁斷に任すべき者也、とぞ仰せける、義宣大に悦ひ、頓て本國に歸り、饗應に事寄せて、三十三人の國人等、悉く召集め、一々に切て捨て、其地合せ領しければ、天下六人の大名の數に入られたり、德川毛利上杉前田佐竹嶋津義宣かく大名に成りし事、偏に石田が謀に因りしかば、如何にもして、彼の恩に報せん事をぞ思ひける、されば太閤薨し給ひ、大名數多與黨して、三成うたるべかりしより、義宣軍勢引具して、大坂に馳せ來り、三成を迎ひつゝ、伏見の家に伴ひけり、其後慶長五年の秋、德川殿、奥の上杉討れんとて、御下向ありし時、義宣かねて三成と謀を通はしてゐて、御使賜りて、召しけれども、參らず、自ら四萬餘騎を隨へ、石那坂を打過き、多賀の郡に陣取て、德川殿奥に向ひ給ひ、戰ひ半ならん時、御後より押寄せ、襲ひ參らせんとぞ謀りける、斯る所に、石田等が兵、起りぬと聞えしかば、德川殿まづ東國の軍

石田三成ミツナリ
南方は新治筑波眞壁河内志太行方鹿島郡三十三舘とは其七郡中に住する豪族なり此時佐竹の領は北方の久慈多賀那珂茨城の四郡なり
關原の役前石田より義宣に答へし書に去月廿三日立候飛脚無異儀大坂へ罷着同廿六日之御狀も於江左拜見內府日來恣之仕置猥追日曲事之次第有之付て此備書之面々申談可討果議定候云々會津よりも度々到來に候伊達最上相馬何も入魂被申由候其國之儀勿論會津必可爲御入魂候被仰談家康可被討果御行此時候尙追々可申入候恐惶謹言
八月七日　石治部
石那坂イシナサカ
多賀タガ關原史には奥州棚倉に駐留すとあり石那多賀共に海濱に接すれば地理違ふに似たり

先東國云々の上なる德川殿の三字諸本共になし一本に據て補
東政義マサヨシ
關原史には家康の江戸に還るや政義追擊を勸む義宣聽かず水戸に歸るとあり
緒貫ナヌキ
人見ヒトミ
大納言は德川秀忠公
神奈川カナガハ
大御所は家康公なり此時未だ將軍とも成らず內府とこそいふべけれ
秋田アキタ
關原史に佐竹義宣は其父義重四上謝罪したるに因り其身を終ふるまで罰せず六年十一月義重卒す明年封を削り出羽に徙さるとありされど義重の卒は慶長十七年なりこれ誤ならんか
群馬クルマ一に車に作る名は猛虎或は忠次とも火車の圖を背族とす

をば、止められ、下野國より引返し、上方に向て、攻め上らせ給ひしかば、義宣案に相違して、一族東左近大夫政義が謀に隨ひ、軍勢少々御供に參らせたり、斯て關が原の軍、終りて後、父義重が降を乞ひ申すに依り、此時の使は緒貫大藏人見主膳と云ふ者なりと云ふ御誅伐の事、延引に及ひしに、明れば六年の春の頃、大納言殿關東へ歸らせ給ふ、是は奥方の御敵、御追討の爲と聞えしかば、義重大に恐れ、頓て國を立て、大御所に參るとて、武藏の神奈川の宿にして、大納言殿に參りあひ、家滅びざらん樣を歎き申す、さらば先づ伏見に向ひて、其由大御所に申し給へと、ありければ、伏見に參る、大御所も、老たる父が歎き申所、哀れにや思召されけん、させる御咎めもなし、同き七年五月八日、義宣伏見に侍ひしを召され、常陸國をば、收公せられ、八十万石出羽の國秋田の地を賜て移さる、二十万五千石餘
此日常陸國に、御使を下され、父義重を始とし、宗徒の家人等にも此由を仰せ下されたり、此時、東政義は既に死す、家人群馬丹波守、義宣を諫めて、我國の軍兵四五万人はありぬべし、兵粮又十年の料は候ひなん、いかゝ、かく云甲斐なく、奥に下らんとはし給ふらんと云ひければ、義宣當時日本六十餘州が其中に、德川殿に隨はぬ者、一人もなし、我國の勢を以て、天下の敵とならんこと、

丹波が兵を起し、事は本書第四下松井松平譜見合すべし
丹波の弟善七兄の讎なりとて家康公を殺さんとして捕らる公其義を賞し罪を免て非人乞食の長となしたり
イマフク
今福
兩御所は家康秀忠の兩將軍を云ふ
梅澤憲忠
大塚資郷
黒澤道家
岩城貞隆 サダタカ
親隆 ナカタカ
義隆 ヨシタカ
夫人佐竹氏は同族淡路の女庭訓甚勤む季子善長淺草の中邸にあり毎三日必本所の本邸に至り兄の起居を候せしむ或人其風雨を冒し身體に害せんと云ふ夫人聽かず
戰世の事は暫く云はず太平の今日といへども公儀に事ふる身何ぞ樂暑艱苦を厭ふべけんと

いかにしてか、叶ふべき、まづ夫迄もあるべからず、我が爲に、滅されし三十三館の餘類、此時を窺て、主君の仇を報ぜんと、國中に蜂起せば、雜兵の手に懸て、討たれん事も、無念なり、たゞ兎にも角にも、我が家の絶えざらん事こそ、あらまほしけれとて、其勢僅七十餘騎、累代の地を去て、同き六月十四日、秋田の城にぞ入りにける、

同き十年正月廿五日、六十四歳にて卒す、嗣なかりしかば、舍弟岩城忠次郎貞隆が男を養うて子とす、貞隆岩城親隆が養子として、彼家を繼さしなり、左少將義隆、伯父義宣が嗣となり、從四位下修理大夫になされ、寛永三年八月十九日、侍從に任し、家繼きて後、寛文六年十二月廿八日、左少將よ任して、同き十一年十二月五日、六十三歳よて卒す、男子三人、嫡子侍從義處、家を繼き、承應三年十二月廿六日、從四位下右京大夫、寛文九年十二月廿五日、侍從に任す、二男式部少輔義寅、承應三年十二月廿一日、叙爵して、寛文五年九月廿一日、三十三歳にて卒しき、三男は左近將監義長、寛文十年十二月廿八日、叙爵し、後改めて壹岐守に任す、

義處 ヨシスミ
義寅 ヨシトラ
義長 ヨシナカ
初名義知

岩城

忠次郎平貞隆は、桓武天皇の御後、鎭守府將軍陸奥守貞盛朝臣の孫、陸奥の權守安忠の子岩城次郎大夫則道十九代の後胤たり、初め鎭守府將軍藤原秀衡、德尼子と云ふ娘、則道に配せて、岩城の郡を譲り與へしより、岩城とこそは名乘てけれ、其後子孫相繼き、左京大夫親隆に至る、親隆誠は伊達左京大夫晴宗が嫡男、輝宗が兄なるを、左京大夫重隆、娘配せて、岩城の家を譲る、是より實は藤氏に移れり 親隆は文祿三年七月十日にぞ卒してける、其子左京大夫常隆父が家譲らる、天正十八年の夏、秀吉關白、相摸の北條討たれし時、常隆御陣よ馳せ參り、同七月廿三日、相摸國星谷にて卒す、年廿四歳とぞ聞えける、常隆男子なかりしかば、家人白土攝津守、增田右衞門尉長盛に就て、主の家絶らなん事を歎き、一族なれば、佐竹常陸介義重が三男能化丸、今年八歳よなれるを以て、常隆が世嗣とせん事を望み申す、頓て御免を蒙り、關白奥に下らせ給ふとて、下野國宇都宮に到り給ふ時、能化丸具して參り向ひ、見參に入て、

忠次郎貞隆 サダタカ
所領再賜未だ叙爵なき中に死去せしかば官名なし
平將軍貞盛 サダモリ
安忠 ヤスタダ
則道 ノリミチ
御舘秀衡 ヒデヒラ
德尼子 トクアマコ
磐城平の城外に尼子橋といふ長橋あり水田の上に亘せり此尼子の架させ洪水の時の通行に便せしと傳ふ
晴宗 ハルムネ
晴宗は伊達氏十五世
輝宗 テルムネ
輝宗は同十六世
重隆 シゲタカ
重隆の女は晴宗の室
親隆 チカタカ
常隆 ツネタカ
白土 シラト
星谷 ホシガヤツ
增田長盛 マスダナガモリ
佐竹義重 サタケヨシシゲ
能化丸 ノウケマル

岩城所領全く收公され月俸三百俵賜りしが大坂兩度の役に功あり元和二年八月信濃川中島にて一万石を賜ひ同八年義隆に由利郡龜田二万石を賜りしなり
義隆ヨシタカ
父死して家督し寛永三年家を弟宣隆に譲て佐竹の家嗣となる
宣隆ノブタカ
重隆シゲタカ
秋田城介實季サネスケ
天平寶字秋田城ヲ置き出羽介ヲ以て城司を兼れしむ爾後秋田城介を其官名とす
安倍賴良ヨリヨシ
六郡は伊澤江刺斯波稗貫和賀當手
厨川貞任サダタフ
安倍野　伊駒
會津四家は蘆名伊達生上杉なり
天日嗣アマツヒツギ
天壤アメツチ
宇摩志摩治命ウマシマチノミコト
安日ヤスヒ
長髓彦ナガスネヒコ
膽駒イコマ
津輕ツガル
外濱ソトガハマ
安東今は安渡とかくアンドウ
神日本磐余彦カンヤマトイハレヒコ
日向ヒムカ
安藝アキ
吉備キビ
難波ナニハ
大倭ヤマト
孔舍衛の衛は衛の誤にてクサカと訓すべし今の闇がり峠
五瀬命イツセノミコト

忠次郎貞隆とぞ名乘せける、是より又清和源氏の流とはなりしかど、是も實は藤氏なるへし慶長五年の秋、兄の佐竹と同じく、徳川殿の御方に參らざりしかば、同き七年五月八日、所領の地收公せられて、岩城の郡十二万石出羽の國に移され、龜田の地賜りぬ、二万石元和六年十月十九日、三十八歳にて卒す、男子二人、嫡子は兄の佐竹が嗣となる、修理大夫義隆是なり、二男但馬守宣隆、父に繼き、明暦二年七月廿五日に致仕す、其子伊豫守重隆、父が譲を受く、

秋田

秋田城介安倍實季は、陸奥六郡の司安倍賴良が二男、厨川次郎貞任が末孫とぞ聞えける

其系圖に曰く、先祖は攝津國安倍野伊駒ノ住す、年代久遠にして、詳なる事を知らず、中頃安倍貞任に至る、其子孫東夷に在ること三百餘年、其名も定かならずと云々、會津四家合考を見るに、此家の事を記す事、やゝ詳なるに似たり、是れ必據所あるべし、只正史の載する所にも、系圖の記す所にも、異なる事共ありて、疑ひ少からず、今此書は、悉く疑を闕くといへども、合考の説を取て註する事は、本朝百王の寶祚、絶え給はぬ御事をたに、異朝には、あり難き事に云ひも傳ふ、本朝は神國なり、天照大神の神孫、天日嗣絶え給はざらんこと、天壤と共に久しかるべき御事は、宜なり、神孫未た此國を知し召さゞりしさきに、此國を知れる人の子孫、今の世に至て、其家を絶たず、郡邑をも知ると云ふ事は、猶他の國には、例あるまじき事にて、本朝の一奇事なれば、疑をは疑を傳へ、又今按を加へて、こゝに註しぬ、

神武天皇、初め天下を平げ給はんとて、大和國に入らんとし給ひし時、こゝに宇摩志摩治の命の臣に、安日長髓彦と云ふ兄弟の者、軍起し、膽駒の嶽に、防き戰ふこと十餘年、天皇終に打勝たせ給ひぬ、長髓彦は、天皇の御兄を討ちまるらせし罪に因りて殺され、兄の安日は、東北へ放たれて、津輕外が濱安東浦等に居て、子孫相續くと云々、日本書記を按ずるに、神日本磐余彦天皇、甲寅の年、自ら皇師を率ゐて、日向國を立て、東征し給はんとて、此年安藝國に到りて、乙卯年、吉備の國に入り戊午年、難波のみさきに、着かせ給ひ、膽駒の山を越て大倭國へ入らんとし給ふに、長髓彦と云へる者、迎へて孔舍衛の坂に戰ふ、長髓はこれ邑の名にて、人の名とせるなり、天皇の御兄五瀬命、流れ矢に當て、かみざります、此年の冬、

クシタマニギハヤビ
櫛玉饒速日

ミカシキヤヒメ
三炊屋媛

ウマシマデノミコト
可美眞手命

ヒノノベ
物部

アベカハワケ
安倍河別

エミシ
蝦夷

ヤスハル
安東

天皇自ら皇師を率ゐて、長髓彦を討たせ給ふ、初め櫛玉饒速日命、天より降りしを、長髓彦、誠の天神の御子と思ひ、君となし、己が妹三炊屋媛を參らせ、可美眞手の命を生めり、天皇も又天神の御子と、詔ありし事を疑ひ、皇師を防き戰ひし所なり饒速日命は、天皇の天孫にて、此國知し召さるべき事を、知るといへども、長髓彦が終に隨ひ參らすまじき事を知て、長髓彦を殺し、天皇に隨ひ參らせしかは、其正しき誠を褒めて、寵み給ひぬ、是れ物部氏の遠祖なりといへり、然れば、長髓彦が君とせしは、饒速日命にて、可美眞手命は、饒速日の子なり、可美眞手、宇摩志摩治、共に同し、又長髓彦に、兄ありし事は、見えねども、古の事は、正史に泄るゝこと多ければ、傳ふる所、さもありなまし○人皇十代の帝、崇神天皇の御宇に當て、安倍河別命して、蝦夷を討たしめ給ふに、蝦夷の軍、強くして、官軍毎度利を失ひしに、安日が遠孫に、安東と云ふ者、命に向ひ、我が祖此所に放されしより、永く邊裔の民となりぬ、あはれ此度御免をざに蒙らんには、命を捨てゝ、蝦夷を平け侍りなんと、望みしかは、河別命、此由を天皇に奏し、安東ゝ先陣を賜りしかは、大に戰て、勝つことを得たり、命かれが戰功を賞し、自らの姓を賜りしか

安日をアビと訓みてアベに通はせしが

オホヒコ
大彦命

タケヌカハワケ
武渟川別命

キビツヒコ
吉備津彦

ニハノミチノウシ
丹波道主

南云々は誤に似たり

アベノアソミ
阿部朝臣

イベノオミ
阿閉臣

シヽト
宍人臣諸本間人とするは誤なり

シヒ
志斐臣

タケダ
竹田臣

ムチヘル
致東

クサカ
日下はクサカか

クニヘル
國東

ヌカタノヨシ
額兵

ムラヨシ
陸奥話記に忠良とす

ヨリヨシ
頼良

頼良一旦降服し將軍頼義と同名を憚て頼時と改む

フリヤウシ
押領使は諸國に置て非違を檢察し奸盜を逮捕するを掌る今の警察官なり

は、是より始て安倍を以て、姓とせり、又先祖の名に因て、安日と書て安部とも讀めりと云々、按ずるに、崇神天皇の十年九月、使を四方に遣して、隨はぬ國を平けしめ給ふに、大彦命は北道に、武渟川別命は東道に、吉備津彦は西道に、丹波道主命は南に趣く、是れ本朝將軍の始なり、東を平げしは武渟川別命なり、安倍とは見えず、されど新撰姓氏錄を按ずるに、武渟川別命は、孝元天皇の皇子大彦命の子也、阿部朝臣も、阿閉の臣も、阿部志斐臣も、皆大彦命より出たれは、阿部川別命とも云ひは傳ふべし、但し武渟川別命の後をば、竹田の臣と申す也○第十六代應神天皇の御宇、蝦夷又亂る、安東が後、致東と云ふ者、是を平ぐ、其勳賞に將軍の號を許されたり、日下將軍と名乘れり 第六十六代一條院の御時、蝦夷又亂れしに、致東が後國東、軍兵を率ゐて、夷の地ゝ押渡り、上道下道二手に分れて、攻め入り、終ゝ其首領三四人を擒にして歸り、自らは薯蕷を食ひ、彼には鹿角を與へ、彼には黒き石を與へ、我は黒豆を食ふ、蝦夷大に恐て、悉くゝ隨ひぬ、國東が子頼良、頼良が子頼良、安東太郎と名乘て、陸奥出羽兩國の押領使となれり、國人は安倍の將軍と云ひけり、頼良あまたの子あり、いはゆる井殿の盲目、安東

太郎良宗、厨川二郎貞任、鳥海三郎宗任、境講師官照、黒澤尻五郎正任、白鳥八郎行任等なり、七十代の帝後冷泉院の御時、頼良并に子息等、再び朝家に背きしが故に、源頼義朝臣の爲に、討ち滅さる、貞任に二男一女あり、嫡子千代壽丸、十三歳にて、父と共に討たる、女子は、源義家朝臣に相倶して、義國を生めり、二男萬千代丸僅に三歳になるを、めのと抱きて、津輕藤崎といふ處に、深く隠し、成長の後、高星と名乗る、其子堯恒、又安東太郎と名乗て、藤崎に住す、此より此家の嫡流、皆安東太郎を以て字とす、是れ先祖安東が名を、子孫の字とする所なりと云々、按ずるに、陸奥話記に、六箇郡の司安倍頼良は、忠良が子なり、祖父忠頼は、東夷の酋長と見えたり、頼良忠良と唱ふる所は、同じけれども、忠頼が事、合考に見えず、又義家朝臣の二男義國の母は、中宮亮有綱の娘と云ふ、貞任が娘の設けしと云ふこと、不審、これより後の事は、又下に註す、

實季六代の祖安東太郎庶季、應永の頃、始て陸奥外が濱より打て出て、出羽國秋田の湊を打隨へ、自ら秋田城之介と名乗る、其子成季、其子惟季、其子昭季、其子定季、代々字は安東太郎秋田城之介と名乗る、定季男子二人あり、兄は友季、弟は愛季と名乗る、實季は、この愛季が男なりけり、

合考の説に、堯恒が末、安東太郎貞季が時、後鳥羽院の御宇、建久の頃、高麗國より、鷲羽多く献りし事あり、貞季勇士の譽あるに因て内裏に召され、かの羽二枚、檜扇に載て、下し給ふ、弓矢取ての面目、何事か是に若かん、永く子孫に傳へ、我家の龜鑑となすべしとて、獅子に牡丹の幕の紋、改て檜扇と鷲の羽をぞ付けよける、花園院の御時、正和の頃、貞季が後、安東太郎堯勢、相摸入道高時に背く、高時諸國の軍勢を催して、これを討つ、楠河内判官正成も、催促に隨ひて、馳せ向ひし抔とも申なり、堯勢が子安東太郎貞季、陸奥の國守北畠源中納言顯家卿の姫君よ添ひ參らす、是れ貞季は、無二の宮方なりし故とぞ聞えける、貞季が嫡男安東太郎盛季が八代の孫舜季か子愛季に至りて、出羽國秋田の城に移り住む、初め貞季が二男安東二郎庶季、出羽の秋田を討て、移り住む、其子孫九代にして絶ぬれば、愛季秋田を合せて領せしなり、凡そ此家に、湊の安東太郎、下國の安東太郎、兩流あり、湊後に下國の家を并せしとは此事を申すなりと云々、按ずるに、此説系圖と大に異にして、又詳なるに似たり、合せ見るべし、

井殿ノ　メジヒ　井殿は盲目なり
良宗ヨシムネ子　良宗ヨシムネ子
鳥海宗任ムネタフ　鳥海宗任ムネタフ
境官照クワンセウ　境官照クワンセウ
講師は僧官なり　講師は僧官なり
黒澤尻正任マサタフ　黒澤尻正任マサタフ
白鳥行任ユキタフ　白鳥行任ユキタフ
大日本史叛臣傳には良宗なく重任家任の兩人あり　大日本史叛臣傳には良宗なく重任家任の兩人あり
千代壽丸チヨジユマル　千代壽丸
萬千代丸マンチヨ　萬千代丸
藤崎フヂサキ　藤崎
高星タカアキ　高星
堯恒ダカツネ　堯恒
安東太郎アンドウタラウ　安東太郎
忠頼ヲヽヨリ　忠頼ヲヽヨリ
八幡太郎義家ヨシイヘ　八幡太郎義家ヨシイヘ
義國ヨシクニ　義國ヨシクニ
中宮亮有綱アリツナ　中宮亮有綱
庶季モロスヱ　庶季モロスヱ
一に鹿季に作る誤也　一に鹿季に作る誤也
應永三十年六月死　應永三十年六月死
成季ナリスヱ　成季ナリスヱ
諸本盛季とするは誤　諸本盛季とするは誤
惟季コレスヱ　惟季コレスヱ
昭季アキスヱ　昭季アキスヱ
寛政譜にはこの次に宗季宣季の二代あり　寛政譜にはこの次に宗季宣季の二代あり

定季サダスヱ　定季サダスヱ
友季トモスヱ　友季トモスヱ
天文廿年六月十六歳　天文廿年六月十六歳
死一に業季とあり　死一に業季とあり
愛季ヨシスヱ　愛季ヨシスヱ
一族下國舜季の子なり　一族下國舜季の子なり
アイタジヤウノスケ　アイタジヤウノスケ
秋田城之介を古來の讀くせとす　秋田城之介を古來の讀くせとす
貞季サダスヱ　貞季サダスヱ
堯勢カタナリ　堯勢カタナリ
正和にあらず元享二年の事なり　正和にあらず元享二年の事なり
堯勢族人季長と領邑を爭ひ互に北條が内管領長崎高資に就て其曲直を判らん事を乞ふ高資兩方の賄賂を貪りて決せず二人遂に兵を擁ふるに至れり　堯勢族人季長と領邑を爭ひ互に北條が内管領長崎高資に就て其曲直を判らん事を乞ふ高資兩方の賄賂を貪りて決せず二人遂に兵を擁ふるに至れり
北條高時タカトキ　北條高時
楠　正成マサシゲ　楠　正成
北畠顯家アキイヘ　北畠顯家
舜季アキスヱ　舜季
湊は秋田港なり　湊は秋田港なり
ミナト　ミナト
下國は津輕地名　下國は津輕地名
シモノクニ　シモノクニ

織田信長公
愛季天正五年七月秋田城介に任ず案るに信長の子信忠秋田城介に任せしが四年正月少將に昇る故に愛季に此任命ありしか
九戸政實（クノヘマサザネ）

關原の軍起りし時は德川氏より合戰を停め居城に歸り再命を待つべしと通知せしなり秋田を始め六郷戸澤等皆同し本文誤るに似たり此時榊原康政より實季へ贈りし文書あり
去八日之御飛札令拜見本望之至存候最上迄御出陣候得共先以御歸陣之由尤之儀御坐候當表之儀境之仕置丈夫被申付候殊に政宗佐竹何も異儀無之候其上上方へ之路次城々番勢此方より被入置候内府近々被致出馬候上方無正體之由追々申來候此度無御如在之旨我等も令滿足候兼而之筋目と申尤之儀御坐候猶吉左右追々可申入候恐々謹言
八月廿二日
最上義光（ヨシミツ）
大久保忠隣（タダチカ）
小野寺義道（ヨシミチ）
第九下六鄉譜に註す
由利
八島（シマ）今は矢島
自然古（シヂコ）
此城所在未詳但し其城兵は大江滿安の遺臣か
大森康道
孫五郎出羽風土記には五郎とのみ
茨城（イバラキ）　宍戸（シヽド）
後季（トシスエ）
朝熊（アサクマ）

自然古の城に立籠りたる敵を攻め破り、百餘人が首を切る、又石田が方人小野寺遠江守が弟、大森孫五郎が雄勝の郡に、籠りたる城をも、續て攻め落す、實季彼等と謀を合せんには、いかで味方の城を攻め、味方の勢とは、戰ふべきと申す、義光聞て、されば、實季が彼二つの城、攻め落し、首切たるは、勿論なり、東西の御敵、或は滅び、或は降りぬと聞て、後日の咎を免れんと、前度の約を變して、己が方人等を討つたるに候と申す、大御所抑も實季がかの二つの城、落せしは、いつなるらんと、仰せ下されしかば、實季畏て、さん候、自然古を破りたるは、八月の末、大森を落せしは、九月五日、石田等が軍、關が原に、敗れしは、九月十五日、實季たとへ初め彼に心を通し、謀を合すとも、其必滅びんとする事を、千里の外より、先づ悟りて、前非を悔い、後罪を免るべき謀を、廻くらさん事、いかで叶ひ候べきと申せしにぞ、重て御尋の旨もなかりける、同き七年の夏、佐竹を秋田へ移されし時、實季常陸國茨城の郡を賜て、宍戸の城に移る、五万石十年九月三日、秋田城介に任し、從五位下に叙す、實季が望みしと云は、若し侍從に任せずんば、秋田城之介に任せらるへしと云、大坂前後の戰に、將軍家の先陣うつて上り、首四十四切て獻れり、其後家を子息伊豆守俊季に讓て、致仕す、實季後に伊勢の朝熊に流されて死したり、

織田信長公
愛季天正五年七月秋田城介に任ず案るに信長の子信忠秋田城介に任せしが四年正月少將に昇る故に愛季に此任命ありしか
九戸政實（クノヘマサザネ）

關原の軍起りし時は德川氏より合戰を停め居城に歸り再命を待つべしと通知せしなり秋田を始め六郷戸澤等皆同し本文誤るに似たり此時榊原康政より實季へ贈りし文書あり
去八日之御飛札令拜見本望之至存候最上迄御出陣候得共先以御歸陣之由尤之儀御坐候當表之儀境之仕置丈夫被申付候殊に政宗佐竹何も異儀無之候其上上方へ之路次城々番勢此方より被入置候内府近々被致出馬候上方無正體

愛季遙に織田殿に音信を通し、年毎に往來絶ゆる事なし、織田殿失せ給ひし後、豐臣家に、使者を獻る事、前代に替らず、天正十五年九月朔日、秋田の城に卒す、實季父に繼て立つ、安東太郎と名乘る同き十八年の秋、關白奥に御下向ありし時、始て見參にぞ入りにける、明れば十九年、南部が家人九戸が、主に叛きし時、軍勢の催促に隨ひ、馳せ向ひ、城を攻む、朝鮮の軍起りし時、又催促に隨て、軍勢を引具し、筑紫の陣に馳せ來る、何れの時にか關白、實季が所領、いかばかりやありと、御尋ねありしに、實季いかに思ひけん、僅ゝ租入四五萬石もや、候はんと申せしかは、さらば軍の賦役は、其稅額に隨ふべしとぞ仰せらる、此より秋田五万石といへども、實は二十餘万石ありしとなり、慶長五年の秋、德川殿奥の上杉を討ち給ふべきにて、奥方の人々は、最上出羽守義光に隨ひ、軍すべしと仰せ下さる、實季我身は病すと稱して、軍勢計りぞ差向けたる、家子秋田平之亟と云ふ者に、二千六百五十人付て、遣せしとなり　斯る所に、上方にも、軍起りぬと聞て、奥の人々、取る者も、取敢へず、皆國々に逃け歸る、天下既に平きし後に、出羽守義光、實季石田等に與みせし由を訴ふ、頓て義光實季を、關東に召決せらる、大久保相摸守忠隣が家にて、對決せり、實季陳じて、實季元より當家に對し參らせ、二心を存せず、是を以て、上杉に與して、出羽國由利の郡八島の庄、

實季の配流は寛永七年七月にして配所に在ること三十年萬治二年十一月八十四歳にて卒す

モトヤリ
譽
リ子
鎭胤は齒ぐろめなり

大相國は德川二代將軍秀忠公軍職を辭して後に大政大臣に任す

古き人の語りしは、實季子息に家讓る時、僅か一萬石の地を與へて、五萬石の賦役を勤めさせ、其餘悉く自ら押取て、郡中の民に、租稅重く課せ納めしむることは、さて置きぬ、家作り垣結ひ籠塗り窓穿つにも、元服し、妻迎へ、嫁入し、子產むにも、一々に錢を賦して、責めはたりし程よ、貧しき民は、自ら軒傾き壁破れぬれども、修し作らん事、いかにも叶ふべからず、男は髻とりあげ、女は鐵漿つくべき程、遙に過きぬれども、只いつも、童の樣よしてのみありけり、父子兄弟、こぞり居て歎き苦しむ、まして俊季が主も從者も、苦み窮りし事、いふに及はず、それだにあるに、我子の事、筋なき事を訴へなどしければ、終に流されたり、其後俊季が大坂の城、守るとて上りしに、道に出迎ひて、對面すべき由を云ふ、其心子息を害せんとするにあり、俊季が家人等、早く察してければ、事を左右に寄て、對面を許さゞりしとなり、實季が振舞も、か程にはあらざりけめど、苦める民共の、餘りにあしさまに、云はんとて、斯は傳へしなるべし、されど大相國家の御聽にも達して、罪蒙りし事なれば、跡方もなき事にてもあるまじきなり、

河内守俊季、始め安東太郎と申し、大坂の軍起りし時、父と共に馳せ向ふ、明る元和元年正月廿六日、從五位下 伊豆守になさる、此年の夏、大坂に向ひ、天王寺の合戰に、自ら鎗とつて、能き武者一騎、突き伏せ、首取て、御陣に參る、同き五年、將軍家の仰にて、河内守と改任し、正保二年七月、所領の地加へられて、陸奥三春の城を領す、五万五千石、又は五万八千石とも云ふ 年五十三歳にして、慶安二年正月三日に卒す、大坂の城を守りて彼所にて卒せしなり、

嫡子安房守盛季、家を繼き、石万二男淡路守季久、所領分つ、五千石、初には右衞門と申せしなり 盛季 寛永十八年十二月廿九日叙爵し、延寶四年正月十三日卒す、是も大坂城中にて卒せしなり、其子 信濃守輝季、寛文二年十二月廿七日叙爵し、父卒して家を繼く、

天王寺
三春

盛季
季久
輝季

長門守義胤
盛胤
本書の例に據れば大勝寺平利胤は長門守義胤が男なりとあるべきなり
葛原親王
高望王
其將
將門
相馬
石井
猿島
新皇諸本親王とするは誤なり
忠文
武藏大里郡村岡に住て村岡五郎と稱す

相馬

長門守平義胤は、彈正大弼盛胤が男なり、桓武天皇第五の皇子一品式部卿葛原親王の御孫、高望王、始て平の姓を賜ひ、上總の國を賜ひ、上總の大守に任し、王氏を出で人臣に列る、朱雀院の御時、第二の御子鎭守府將軍平の良將の男、相馬小次郎將門、下總國 相馬郡より起て、常陸國を奪ひ、終に坂東の國々を、討ち隨へ、下總國猿島の郡石井の鄕に、都を立て、平新皇と名のり、百官を置く、終に官兵の爲に破られて、兄弟從類此處彼處にて誅せらる、爰に良將の弟良文が子村岡次郎忠頼、將門

忠頼ダ、ヨリ　千葉系圖に爲將門聟繼跡とあり
忠常ダ、ツネ　長元中兵を擧て誅せらる
千葉常胤ツテタネ　源頼朝に屬し三浦介義澄と坂東の兩介と稱す
師常モロツネ　相馬次郎師國の聟にて養子となり其家を繼く元久二年十一月卒年六十七　千葉系圖に將門第三子景遠が孫貞元子孫在九州と記せり
將國マサクニ　文國フミクニ　シノダ　信太太郎軍國　シダクニ
胤國タネクニ　子胤國は系譜に師國モロクニとす從ふべし
利胤トシタネ子　の系は千葉家
貞胤サダタネ子　の系は相馬家世數自ら異なる所以なり
常時ツネトキ　請本常晴に作る誤れり且つ第五子にして嫡子あらず

忠頼が跡を繼て、陸奥守に任ず、忠頼は將門の從弟なり、されど將門が跡を繼きしと云ふこと覺束なし、伯父良將の跡を繼きしといふにはあらずや　其子上總介忠常、其子千葉介常將、常將が曾孫千葉の介常胤が二男相馬次郎師常と名乘る

寛永の頃、今の兩家の相馬より、參らせし系圖の寫本を見るに、兩家共に相馬次郎師常より出たり、されども傳ふる所、大に異なり、大膳亮利胤が家に、傳へし所は、本文の如し、小次郎貞胤が家に傳ふる所は、平將門十二人の男あり、父が誅せられし時、其誅を免れたる者共、鎭西坂東の國々に猶少からず、將門が男相馬小次郎將國と云者あり、其子小太郎文國と云ふ、常陸國信太郡に住して、子孫信太と名乘る、文國が五代の孫信太小次郎重國、又相馬の郡に移りて、是より後、子孫又相馬とは名乘にけり、重國が子相馬小次郎胤國、其子中務大輔胤國と云ふ、千葉介常胤が男、其家を繼く、相馬小次郎師常也と見えき、胤國といふ父子あり、不審、是は某が見たりし書、傳寫誤れるなるべし、其家に問ひ糺すべき事なり〇按ずるに、利胤が家に傳へしは、將門より師常に至るまで七代なり、貞胤の家に傳はるは、十一代の由なり、將門誅せられしより、師常が時に至て、二百年には、遙に超えたり、此内たゞ七代と云ふこと、覺束なし、又利胤の系圖に、師常が子義胤が後、胤綱に至るまての間、定かならぬ由を載せたり、貞胤が系圖には、桓武天皇より三十八代の由を記せり、されば此系圖は、詳なるに似たり、師常より上つ方の事は、貞胤が家の說に、隨ふべしや、但し新編纂圖を見るに、千葉四郎大夫常永が嫡子に相馬五郎常時あり、是則ち千葉介常胤が伯父なり、若し此事誠ならんには、師常より先に、千葉の家にて、相馬を名のりし事あれば、利胤の家の說も、據所あるべきにや

其子小太郎義胤が末孫胤綱が時に至り、陸奥國行方の郡を併せ領す、胤綱八代の孫治部少輔重胤が時に及びて、本領下總國相馬郡を失ひて、たゞ行方の郡を領し畢んぬ、

按ずるに、胤綱より重胤に及びて、相馬行方兩郡を併せ領せし由、覺束なし、又胤綱が子五郎左衞門胤村、永仁の頃の人と云ふ、又胤村が五代の孫出羽守親胤、觀應の頃の人なりと云ふ、然らば、此間奥州の國司北畠源中納言顯家卿に屬して、勳功を致せし人あるべし、系圖に其事を漏らしぬること尤も惜むべき事なり、

其孫大膳大夫盛胤、宇多標葉各半郡を隨へ、行方の郡を併せ領す、其子讃岐守顯胤、

伯父は大叔父とすべし常胤は常永が嫡子常兼の嫡孫なればなり
系圖に師常六代の孫胤村に二子あり長男胤氏は下總の相馬次男師胤は奥州相馬と分るゝと見ゆ胤綱は義胤の子にして胤村の贊祖父に當るされば本文胤綱は胤村の誤傳にや又重胤は師胤の孫にして胤綱よりは七代なりさて胤村の父は胤經にて胤綱の子は胤繼なり胤綱胤繼胤經と三代字形訓呼の紛れよりかく混雜を來せしか
元享三年重胤奥州行方郡に移住す
親胤ナカタネ　建武二年國司合戰屬新波家長戰死とあれば足利方なり
北畠顯家アキイヘ　盛胤モリタネ子　顯胤ノキツグ子　宇多シメハタ　標葉ナメシタ　行方

其子又盛胤と名乘て、彈正大弼に任し、家を其子長門守義胤に讓りて、慶長六年、七十三歲にして卒す、長門守義胤、父が讓を受て、豐臣太閤家に隨ひ參らせ、本領を安堵す、慶長五年の秋、德川殿、奥の景勝中納言を征伐あるべしとて、諸國の軍勢を催さる、岩城相馬の人々は、年頃佐竹と好み深ければ、内々は上杉石田等と謀を通はして、德川殿の催促に隨はず、程なく天下悉くに德川殿に歸しぬれば、義胤罪蒙りて、所領沒收せらる、同き九年七月十七日、右大將家、若君御誕生の事ありしかは、時に台德院殿大相國、未だ右近衛の大將にてまします　義胤が子大膳亮利胤を召出され、本領を下し賜りぬ、奥州中村の城六万石なり

景勝が兵起りし時、伊達左京大夫政宗は、急き本國に歸りて、搦手より攻め入るべき由の仰承て、大坂を打立ち、夜を日に繼て、馳せ下る、白川より白石に至ては、皆敵の中なれば、道塞りぬ、常陸國を廻りて、岩城相馬にさし懸て國に歸らんとするに、相馬又累代の敵國なり、恙なく通らんこと、叶ふべからず、然るに政宗僅かに五十騎計、引具して、常陸の國を經て、岩城と相馬との境に至て、先づ相馬が許に、使者を立て、此度德川殿、上杉を征伐し給ふに因て、政宗搦手より向ふべき由を承りぬ、路次既に塞りて候ひし程に、東路に隨ひて、漸く此境に至り侍りぬ、餘りに道を早めて打ちし程に、士卒悉く勞れぬ、願くは城下に、旅館點して給はらんには、馬の足を休めて、明日は國に入らんと存ずと、云はせたり、長門守義胤、是を聞て、あつはれ運の盡きぬる奴原かな、只だにも、伊達は相馬が年頃の敵なり、まして、味方討たれん一方の大將、承ると云ふ者を、いで〳〵今宵一夜討して、案内知らぬ者共を、此處彼處に追詰て、一人も殘さず、討ち取て、年來の仇に報ひ、今度の賞に、つのらはやとて、頓て民家をしつらうて、迎ひ入れ、家子郎從等、召し集めて、夜討の樣をぞ議したりける、爰に水谷三郎兵衛尉某、遙の末座より進み出で末座の意見、恐れ入て候へども、心に存ずる所を、申さゞらんは、其詮なし、抑も窮鳥懷に入る時は、獵者もこれを殺さずとこそ承れ、政宗ほどの大名が、既に年來の恨を棄て、君を頼みて、來りしを、たばかつて、闇々と討たれんは、勇者の本意とする處にあらず、長き弓矢の瑕瑾なり、又我が城を去て、彼國の境駒が峯へ到らんこと、行程僅に三里、けふの日、未た未の時に下がらず、政宗おのが境に、到らんとたに思はば、日ゆふべならざ

本領六万石
武鑑には石田御征伐之時依爲供奉延引被收所領となり若君は德川三代の將軍家光公なり
利胤トシタネ子
初め籌城行方郡小高ナメカに居り十六年二月に宇多郡中村に移る
上杉景勝カゲカツ
伊達政宗マサムネ子
白川シラカハ　白石シロイシ
伊達相馬の合戰は永祿十一年より起る政宗の父輝宗の時にて伊具宇多の兩郡を互に爭ひしなり故に累代とはいふか併し輝宗の伯母は顯胤の室なり又其妹は義胤の室にて盛胤の母なりされど戰國の習なれば姻親も賴むにたらざるにや宇多の半郡は伊達氏に取られてければ一郡敵味方と分るゝより相馬にては同名を嫌てカノダ郡と換へ唱ふる由に聞く

き由を承りぬ、路次既に塞りて候ひし程に、東路に隨ひて、漸く此境に至り侍りぬ、餘りに道を早めて打ちし程に、士卒悉く勞れぬ、願くは城下に、旅館點して給はらんには、馬の足を休めて、明日は國に入らんと存ずと、云はせたり、長門守義胤、是を聞て、あつはれ運の盡きぬる奴原かな、只だにも、伊達は相馬が年頃の敵なり、まして、味方討たれん一方の大將、承ると云ふ者を、いで〳〵今宵一夜討して、案内知らぬ者共を、此處彼處に追詰て、一人も殘さず、討ち取て、年來の仇に報ひ、今度の賞に、つのらはやとて、頓て民家をしつらうて、迎ひ入れ、家子郎從等、召し集めて、夜討の樣をぞ議したりける、爰に水谷三郎兵衛尉某、遙の末座より進み出で末座の意見、恐れ入て候へども、既に衆議の座に列て候ふ上は、心に存ずる所を、申さゞらんは、其詮なし、抑も窮鳥懷に入る時は、獵者もこれを殺さずとこそ承れ、政宗ほどの大名が、既に年來の恨を棄て、君を頼みて、來りしを、たばかつて、闇々と討たれんは、勇者の本意とする處にあらず、長き弓矢の瑕瑾なり、又我が城を去て、彼國の境駒が峯へ到らんこと、行程僅に三里、けふの日、未た未の時に下がらず、政宗おのが境に、到らんとたに思はば、日ゆふべならざ

ミヅガイ
水谷
窮鳥入懷獵夫不殺
三國志魏郡太原の傳に原與劉政俱有勇略遼東太守公孫度惡政欲殺之政窘急投原曰窮鳥入懷原曰安知斯懷可入邪とあり此語は倘是より古き時諺を覺ゆれど出處未考
コマガミネ
駒峯即ち宇多郡なり

仙臺藩祖實錄には公先衆就國避敵地轉出岩城相馬相馬舊有隙因別關路不使公過城下途上忽見一隊人馬至則屋代景賴來迎也と記せり

る間に、到りぬべし、それに僅の勢を以て、此所に止ること、豈深き謀計なからざらん、只同じくは、我備を全うして、彼に代つて、夜を守り、先づ此度は、本國に返し給ひ、重て戰に臨まん時、尋常に軍して、勝負を兩家の天運に任せらるべうもや候はんと申ければ、滿坐の輩、皆此議に同じて、彼が旅館の邊に、粮料魚鹽秣糠藁に至るまで、積み置て、夜に入り四面よ篝火たかせ、兵共に夜をめぐらせ、警衞心を盡してけり、義胤が士共も、政宗が餘りに取鎭めたる躰を見て、憎しいさ彼が振舞を試みんとて、夜更けて、馬一二疋切て放つ、雜人原走り散て、以の外に、騷き罵る、政宗は小童一人に燭持たせ、白き小袖上に打掛けて、左の手に刀提て、立出で、相馬殿の御人や候ふ、御人や候ふと云ひし時、さむらふとて參りければ、物音高う候ふ、何事にや、政宗が雜人原、狼藉候はんには、能く鎭めてたべとて、又內にぞ入りにける、斯て夜明けければ、立ちもやらず、己の刻計りになつて、義胤が許に使して、一禮し、靜かに馬をうつて行く、窃かに人を付て見せたるに、彼國境の駒が峯のあなたに、伊達が軍勢、雲霞の如く滿ち〳〵て出て迎へぬ、斯て關が原の合戰、事終り、天下悉く平きて、相馬既に世帶を沒收せられ、家亡ぶべきに極る、政宗德川殿に訴へ申けるは、相馬は只だにも、政宗が年頃の敵なり、夫に上杉石田等に與みしたるが、一定に候はんには、政宗彼が爲に討たるべき時至て候ひしに、君の仰せ承り馳せ下る由を聞て、忽に舊き恨を忘れ、新しき恩を施して候ひき、是れ偏に彼が野心を挾まざりし故にあらずや、且は又累代弓矢の家、此時に至て、長く斷絕すべきこと、誠に不便の至なり、只然るべくは、彼が本領安堵の事、御免を蒙らばやと、折ふ觸れて、度々歎き奉りしかば、其事となく、年月を經て後、本領をぞ賜ぶたりける、此時より、彼家年毎の評定始には、滿坐の輩、一々に水谷が子孫の坐の前に進み寄り、水谷殿の御意見、違ふ事あるべからずと、色代して罷出づること、長き佳例となりにけり、其後政宗は、井伊掃部頭直孝を媒にて、大膳亮利胤に、中直りせんとしけれども、利胤聞て、我家既に伊達殿の芳志に因て、本領を安堵すといへども、累代の敵國、私に中直りすべき事、其憚りなきあらずとて、終に中直りはせざりしなり、

大坂の軍起りし時、利胤將軍家の先陣打て馳せ向ふ、寛永二年九月十日、年四十五歲にして卒す、其子虎之助（ヨシタ子）義胤幼少なれば、長門守義胤、家の事を執り行ひ、寛永十二

色代は相見の禮式をいふ蓋し顏色を改め變て敬禮を表する意なり代變同訓假借井伊直孝ナホタカ

虎之助義胤幼少なれば三年六月に至り祖父義胤再び家督せり十二年諸本十一年とす誤れり今改む

年十月十六日、八十八歲にて卒す、虎之助義胤、祖父の名を讓りしと云ふ　寛永十三年十二月廿九日叙爵して、大膳亮に任し、慶安四年三月五日卒す、三十三歲、長門守　勝胤、家を繼く、後に忠胤　實は土屋民部少輔利直が二男、義胤女子一人あつて、男子なし、外從弟利直が子養ひ、娘配せて、家繼がせしとぞ聞えける、これより相馬源氏となるか、勝胤　承應元年十二月廿八日叙爵し、延寶元年十一月二日、三十七歲にして卒す、嫡子出羽守貞胤、家を繼て、延寶七年十一月廿三日、貞胤世を早うし、世嗣なければ、舍弟彈正少弼昌胤兄に繼く、

丹羽

參議藤原長重は、五郎左衞門尉長秀が男なり、元は武藏の兒玉黨、中比尾張國に移て、世々當國の守護武衞の家に仕へて、祖父修理亮長政より至る、系圖に尾張國兒玉の住人たりしと記して、如何なる故に、丹羽とは名のりしと云ふ事を載せず、思ふに當國丹羽の郡に住して、かく名乘りしにはあなずや　長秀若かりしより、少名は万千代丸、生年十五戈なりと云ふ　織田殿に隨ひ、常に一方の大將を賜り、向ふ所破れずと云ふ事なし、元龜三年二月、數多地付て、近江國佐和山の城を賜ふ、石五万　是れ年來の武勇を賞せられし處なり、されは織田殿の御内にして、丹羽柴田と云ふ者をは、世の人知らずと云ふ事なく、

勝胤カツタ子

土屋利直トシナホ

十一月一に十月とす

貞胤サダタ子

年廿一歲

昌胤マサタ子

參議長重ナガシゲ

長政ナガマサ

兒玉に武藏七黨の一大田原譜に列記す

ブゲイ

武衞ば足利の一族斯波氏の別稱なり管領義將以下世々兵衞督に任すれば此稱あり

丹羽の隣郡春日井郡にも兒玉村あり

織田信長公

サノヤ

佐和山

此時信長公密に告て曰く公方家必異謀あらん汝豫め船を湖水に備ふべしと翌年二月將軍義昭果て兵を擧く公直に湖水を渡て其功を奏しけり

柴田勝家

羽柴

惟住原文惟任とす武鑑に據て改む明智光秀に惟任を賜へば二人一氏にはあらじ又系圖に本平氏有故稱藤氏とあるは本末違ふに似たり惟住は平氏にて後に本姓丹羽に復して藤氏となりしならん

四國は長曾我部

織田信孝ノブタカ

仝　信澄ノブズミ

信長の弟なり

伊丹　清洲

右大臣信長

三法師秀信は信忠子

信雄ノブヲ

滋賀　高島　大溝　青井

豐太閤も、初め彼等が名を慕ひ、家の號一字つゝ、乞ひ受けて、羽柴とは名のり給ひけり、又天正三年十二月、信長未た權大納言の右大將にてましませし時、家人等任官の事ありしに、信長が領する國、未た多からず、家人等に賜はらん地、これ少し、筑紫の國まづ一々に切取て、彼等に割さくれん、鎭西の侍の古き家の號、押し取て、家人等に名のらせらる、長秀も仰せ蒙りて、惟住とぞ改めらる、信長失せ給て又丹羽と名乘る　同き十年の夏、織田殿四國の地退治すべしとて、三男三七　信孝を大將軍とし、長秀等を侍大將として、差向けらる、一說に此時長秀は織田信澄と二人大坂の城代となされしと云ふ　既に攝津國に到る、斯る處に、信長信忠、明智が爲に討たれ給ひ、織田七兵衞　信澄は光秀に與みすと聞えしかは、長秀信孝と相謀て、信澄を誅伐し、伊丹の賊徒等を擊ち碎く、筑前守秀吉を始て、宗徒の輩、此所に馳せ集り、軍勢を催し、急き凶徒を誅戮して、清洲の城に會合し、御世嗣の事を僉議す、右大臣殿の嫡孫にて、渡らせ給へはとて、三法師殿を君となし、後に岐阜中納言と申せし御方なり、信雄信孝二人の公達を御後見と定め、三法師殿御成人の程、御領の國々、御家人等分ち守るべしと議定し、長秀若狹國に近江の滋賀高嶋二郡を添て預る、此時長秀近江國大溝に住し、江北の兵此に屬すと云ふ、一說に長秀是より先、信長の世に若狹國一州に江州滋賀高島二郡を賜り領し、若州青井に居城すと云ふ　此時柴田羽

信長公の安土城を築く長秀其奉行たり功を以て若狹國を賜ふといふ

美濃屋形は信孝
本書第十織田譜見合すべし

坂本（サカモト）　志津嶽（シヅガタケ）
岐阜（ギフ）　内海（ウツミ）
北庄（キタノシャウ）

越前を與へし時に秀吉公曰く昔は我より貴かりし和殿の今日は我より所領を受くるといふは何の謂れぞと長秀たゝ有難しと謝したりとか

北畠殿は信雄
小牧陣なり

柴爭論の事出來て、兩家是より不快となる、長秀秀吉に力を合す、三七殿秀吉が我家の天下奪はんとする氣色、早く見給ひ、勝家と謀合せて、秀吉を誅せんとして軍起し、秀吉が爲に戰ひ負け、中直りの事仰せらる、長秀其御使として、悉く秀吉の利運にぞ計らひける、勝家越前の國より在て、秀吉が美濃の屋形、攻め參らすと聞て、以の外怒り、北陸の雪深くして、軍出だされん事、如何にも叶ふべからず、先づ長秀に牒狀して、秀吉を討たんと議したりしに、長秀是に隨はず、明れば十一年の春、勝家北陸道の軍勢催促して、近江國に發向す、長秀此時近江國坂本に在りしが、頓て坂本を打立て、志津嶽の城に入り、秀吉と力を合せ、終に柴田を討ち滅す、信孝又秀吉が爲に岐阜の城を落され、尾張の内海の浦にて御腹を召されける、秀吉自ら天下の權を司り、長秀我が爲に功ありし事を賞して、本領なれば若狹、近江の地は云ふに及はず、越前國に加賀國二郡添て賜はりける、百万石又七十万石餘とも云ふ　其後長秀越前國北の庄の城に移り住む、長秀後に越前守に任ずと云ふ系圖には見えず　秀吉又信雄をも失ひ參らせんと、軍勢をかり催し、美濃尾張伊勢の國々に打出つ、長秀其勢八千人、秀吉に隨ひ美濃國に向ふ、秀吉戰ひ常に利を失ひ、北畠殿と中直りす、明れば十三年の二月、秀吉内大臣に成

積聚（シヤクジユ）

秀吉公此塊物を奇とし竹田法印に命して之を保存せしめしといふ

内府秀吉
右府信長
下部（シモベ）は從僕の事
大名（ダイミヤウ）は諸侯の事

て正二位に上る、同き四月十六日、長秀自ら腹切て死す、年五十一歳とぞ聞えける、多門院の記に此年四月十四日に腹を切り十六日に死すとあり、又彼記には惟住越前守に任ぜしなり、又越前にて死せしと記せり、是は年頃の積聚と云ふ病に犯されて、命既に盡きんとす、讐へ如何なる病なりとも、我が命失はんずるは、正しき敵にこそあれ、如何で其敵討たでは、空しくなるべきとて、腹かき切り腸くり出して、見るに、奇異の曲者こそ出來たれ、形石龜の如くに、喙鷹の如くに尖り曲りて、背中に刀の當りたる跡ありけり、長秀自ら筆執て事の由を記して、我が跡の事をよきに計らひ給ふべしと書認め、彼の腹切たる刀に積蟲添て大臣に獻る、秀吉大に驚き歎き給ひ、自ら御筆を染められ、子息に本領賜らん事、相違あるべからずと固く誓ひ給ひければ、長秀この御返事を披き見て、今は思ひ置く事なしとて死しにけり、

長秀が自害せしは、誠に此内府と申は、故右大臣殿の下部より擧けられて、大名になし給ひし人なれば、如何なれば故殿の御子孫をば七代迄も御後めたき事あるましき者をと、長秀が、むかし思ひ誤て方人せしに、三法師殿の御爲ならば、三七殿失ひ參らせしは、さもありなん、いつしか三法師殿を有る者ともせず、剩

へ北畠殿をも失ひ參らせんとし、終に天下の事、自ら知り給ひければ、悔しき事に思ひけり、されど今此人を謀らん事、我が力には如何にも叶ふべからず、斯て世にながらへて、天下の人に後指さゝれんも、耻かしと思ひ死したり、病に犯されて自害しぬと云ふは、子孫の後榮を思ひ、かくは披露したりとも申なり

長重今年十五歳にして父に後る、斯て此月越中の佐々が（此時内藏介成政後に陸奥守）信雄の方人したるを討たれんとて、長重が軍勢を催さる、未だ父が遺領の事は如何にとも宣ひ出さる旨もあらず、丹羽が隨一の家人成田彌八郎、宗徒の傍輩を集て、さても我等が故主は、さしも織田殿の御恩深かりし御事なり、夫に秀吉と云ふ無道人に、たばかられて、彼家の天下を奪はれ給ひし事、一生の不覺にこそあんなれ、又大恩の君の公達をだに失ふ人の、如何で傍輩の好みを思ひ、此稚き人に大國數多まるらせんと思ふべしや、得難きは時、失ひ易きは勢なり、迚も亡びんずる我家を、未だ勢の散り失せざらん其内に、彼が越中に入らん頃ほひ、織田殿の御爲ゝ義兵を擧げ、佐々と狹んで討ち滅し、故主の耻を雪がんこと如何なる佛事供養にも、猶優りぬべう思ふは、方々いかにと議したりけり、以の外の大議なれば、この事いかゞあるべきと、長兼議に時うつりて、大臣殿の御方に洩れ聞え、長東戸田が許より秀吉に告げ申たりと云 成田速に死刑に處せられぬ、佐々も程なく戰ひ負け、降人に成て出ければ、丹羽が宗徒の家人引すぐつて、長束（大藏大輔）村上（周防守）溝口（伯耆守）青山（修理亮）青木（民部少輔）戸田（武藏守）寺西（下野守）上田佐太郎奥山（雅樂助）等を始めとして、悉く大臣の御家人に召出され、長秀が遺領越前加賀の國々を奪ひて、本領なれば相違あらずとて、近江國三郡の地をぞ長重に賜りたる、長重越前國を削られしい、天正十三年閏八月の事の由、多門院日記に見ゆ、一説には若狹の國をば賜ふといふ 此年秀吉關白に成り給ひし時、長重をも侍從になさる、同き十五年、筑紫の軍に隨ひて、日向國に向ふ、家人等が軍法に背きし事ありとて、又近江の地をも奪ひて、僅に所領付て加賀の國松任の城に移さる、三万石とも四万石とも云ふ 朝鮮の軍起りて、肥前國名護屋に陣す、文祿四年參議に任じ從三位に叙す、公卿補任には見えず、慶長三年同國小松の城に移され、所領の地加へられ、家人等にも所領の地賜ひ、長重に十万石、家老坂井與右衞門各一万石、加賀守を兼ぬ、同き秋、大閤薨し給ひ、世の中何となく物騒しく、明る四年の冬、加賀中納言利長、在國し謀叛の企ありと聞ゐて、徳川殿向はせ給ふと云ひ罵る、加賀守長重徳川殿に參りて風聞の如きは、利長御退治の事定て日近きにあらんか、さらんに於ては長重が領す

佐々成政（サツサナリマサ）信雄の方人して加賀を討ち又徳川氏にも謀を通じたり（ナリタ）成田

大臣殿は秀吉公
長東正家五万石
村上義明三万六千石
溝口秀勝六万石
青山宗勝四万六千石
青木一重一万石
戸田重政一万石
寺西清行一万石
上田重安一万石
奥山正之一万千石
近江三郡にあらず若狹一國なり本文誤る註文正し
松任（マツダフ）小松（コマツ）
名護屋（ナゴヤ）

坂井直勝（ナホカツ）
江口正吉（マサヨシ）

前田利長

る處、彼境に近し先陣の事、他人に譲るべからずと望み申さる、此人の父、長秀と利長と同し信長の御娘を迎ひ、結ぼうれたる中なるが、公儀の爲に私の睦を顧みず、先陣を望み申されし事、徳川殿の御感斜ならず、御刀をぞ引かれける、吉光利長の謀叛形もなき虚言なりければ、軍勢の催促にも及はず、明る五年の秋、大坂の奉行等軍起せし時、中納言利長、長重の許に使立て、利長此度内府の方人して、上方に攻め上らんとす、和君も與みし給はんには、同く打立ち給ふべうや候はんと云せらる、長重の返事に、われ故大閤の爲に父が國々押奪はれ、去々年こそ此所には移されたれ、それも猶本領に準ふるに十が一つにや及ぶべき、されば彼家の恩かうむつたる身にもあらず、又内府へも親しうも疎うもなし、東西の間いづれの方人すべしとも覺えず、但し利長の執し申し給はんに因て、此度の戦功よつのりて、父が領せし國なれば、越前の國賜らんには、内府の爲に一方を討ち破つて參らすべきにて候と申されしかば、利長重て仰せ承りぬ、越前の國賜らせ給はん事は、内府の旨に在るべければ、利長かねて定め申難きか、彼家の爲に戦功を致し給はんには、如何で御望は叶はざるべき利長が徴力を盡して、執し申さん事は勿論に候ものを

利長の夫人は姉にて長秀の室は妹なり

引くは引手物（ヒキデモノ）

奉行は石田増田の輩

内府家康公

此時石田三成より書を長重に贈て北陸道總督に補せんといひ添ふるに銀子三千枚米數千石を以てすれば長重かく兩端を持せしといふ

やとありければ、長重大に悦ひ、さらば味方に參るべしとて、軍の評定あらんが爲、兩家の家人等、松任に出て會ふ、先づ利長の方に人質を賜らん由を望む、長重が家人大に怒て、織田殿の御時より、丹羽は一方の大將にて、利長の父利家は、被官の様なりてこそありつれ、故大閤の時に至りて、當家かく衰ふるといへども、兩家又織田殿の婿君にて由緣に就ては、兄弟の國なるをや、今何の故に人質を出すべき、又亂れたる世の人の心計り難し、利長たとへ心變りしつとも、人質取られて後は、悔ゆとも及ぶべからずと慮て、其事叶ふべからずとぞ云ひ切つたる、又利長の方よりは、去りし冬、當家謀叛のよし風聞の時、自餘の人は如何にもあれ、此長重は當家にむすぼれたる中なれば、なぞ如何にも申披ては給はらぬ、それに又先陣を望み申されき、斯る恐しき人を、人質なくて味方とし戦ひ半ならん時に、後矢射られては叶ふべからずとて、是も人質賜はざらんには與みし參らせん事叶ふべからずと云切て事既に破れぬ、斯てもあるべき事ならねば、利長多勢を引具して小松の城を押通りて大聖寺の城を攻落す、斯る處に、敵兵船より取り乗て能登の國をさして漕き向ふと聞えしかば、利長本國の事心元なしとて、爰より引返し、又小松の城に

長重の弟長次を人質にせんと云ひしなり

小松城は安宅川に接し四面皆泥澤なりしか長重此城に來て土石を積み櫓楯を築き要害堅固となる初め此地に移りし時命して鋸銭數千挺を儲へしむ是に至り出して遠邇の竹木を伐り取らしめ速に堀を深くし墻を修む人以て其遠慮に服せしといふ

大聖寺の城主は山口支善頭宗永六萬石を領す城陷り宗永自殺す

初め六月六日利長は會津征伐の後援として北陸諸將の軍を督して越後より攻め入るべきの命を受け爾來長重と往復且つ爭闘に時日を費し八月十日金澤城に引歸りたり此時家康より土方雄久を使者として岐阜の城陷り父子の西上を告げ速に會軍すべき旨を通じたり因て利長の季弟利常を丹羽に遣し長重方は最初の如く長次を前田へ人質として局を結べり

差懸る、長重は利長が我無勢なるを見侮て道を假るにも及ばず我が住む邊を一度ならず再ひまで蹴散して通るこそ安からねと、城より外に打て出で利長が後陣を打破て、城に入る、利長後陣1軍ありと聞て鞭鐙を合せて馳せ歸る、軍既に終て敵城中に打入る、此城究竟の要害、一旦に攻め落しぬべうも見えず、又本國の事も覺束なく、怒を止めて引て歸る、敵の能登の國へ廻ると聞えしは詐にて、美濃國の戰ひ味方勝軍し、德川殿御父子馳せ上らせ給ふなり、利長も急き攻め上るべしとありけれは、利長長重と中直りし、互に人質取替し夜を日に繼て馳せ上るに、關が原の戰ひ事終りて、近江國大津の宿1として、德川殿に參り會ふ、此度天下一統して、功罪を糺明あつて賞罰を沙汰せらる、長重陳じ申して長重初めより東西の方、何れに與すべしとも覺えず、只利長が勸めしに因て、東國の御爲に戰功を顯さんと思ひ定む、然るに忽ち事の違亂出て來て、我が城に引籠りぬ、又利長と戰ひし事、私の恨報ぜんが爲めとして、全く西に心を通はせし所にあらずと申けれど、內々は重き罪にも行るべしと聞ゆ、利長此由を聞て、初め海道上らせ給ふ時、重て御使を賜り、北陸の事いかにも平かあらん樣に、こしらへて急き馳せ上るべしと承り

大御所は家康公
大相國は秀忠公
長重は秀忠公より八歳長ぜり

土井利勝トシカツ
本多正信マサノブ

八年十一月原文十五年七月とするは誤なり

フット　タナクラ
古渡　棚倉

ぬ、さるに因て利長此由を長重に傳へて、中直りして馳せ上れり、それにて彼を罪せられんには、利長先度の戰に恐て、一旦彼をたばかつてこそ通りつれなど云はれんこと、弓矢取ての恥辱なり、只初め承りし如くに彼が緩怠を御免あらばやと歎き申さる、申さるゝ所も、理ありと聞召されしかど、既に加賀國をば利長の賞に行はれし上は、長重所領を失つて關東に參り、芝浦の邊に籠り居て、五郎左衞門尉と申て、將軍家に近く召されて、昔今の御物語の友となされたり、（御咄の衆と云ひしなり）

長重罪を免されし事、利長中納言の歎き申されし故のみにもあらず、昔大相國家の未だ童形にて渡らせ給ひし時より、長重に親しう語らはせ給ひ、如何なる事ありとも、此よしみ忘れさせ給ふまじき由を、固く誓ひ給ひし事ありき、此由を密かに大御所に申せし人ありしかば、其事となく打過させ給ひしとなり、其事大御所に申せし人は、土井大炊頭利勝とも又本多佐渡守正信とも申すなり、同き八年十一月廿七日、將軍家より常陸國古渡の庄を賜る、一万石大坂前後の軍に將軍家に隨ひ奉る、元和五年所領の地加へらる、一万石と加へ給ひ二万石を領す同き八年陸奥國棚倉の城を賜ひ、所領の地加へらる、三万石を加へ給て五万石寛永四年二月十日、所領の地倍せら

れて、同國白川の城に移り、十万石同き九年左大臣家、將軍の宣旨蒙らせ給ひし時、參議に還任し、十四年閏三月四日、六十七歳にて卒す、其子侍從光重（左大臣家御諱字賜ひしと見えき）初め左京大夫從五位下たり、父の家を繼て後、寛永十九年十二月晦日從四位下に叙し、同き廿年七月同國二本松の城に移る、（十万石の外に三万石を預る）萬治元年閏十二月廿七日侍從になさる、延寶七年四月七日、致仕入道して玉峯と號す、嫡子若狹守長次家を讓らる、

立花

左近將監源宗茂は、筑前國の住人立花丹後守鑑連入道道雪が男也、立花大友、同じ流の源氏とこそ聞えけれ、彼等が先祖大友左近將監能直は、掃部頭中原の親能が子（謂ゆる齋院の次官なり）實は右大將賴朝卿の御子、母は大友四郎大夫經家が娘なり、能直鎭西の奉行として、初て豐後國に下向す、其子利根二郎親秀、大炊助に任ず、親秀四代の孫左近將監貞宗、二人の男子ありき、兄は左近將監貞載、弟は式部亟氏泰、是より兩家相別れて、貞載が流、筑前國に在て立花と名乘り、大友が被官となる、氏泰が流は、本國に住して、豐後の大友とは申けり、貞載建武四年正月十一日、楊梅東洞院の戰に、

此時加藤嘉明を會津に封して奥羽の守護とす長重も白河城を守りて其副たれと仰せられしかば長重悦ひ城壁を修め常に嘉明と相謀て其職に愼みしといふ

光重（ツシゲ）

左大臣は德川三代將軍家光公

二本松（ニホンマツ）

長次（ナカツグ）

左近將監宗茂（ムネシゲ）

鑑連（アキツラ）

大友能直（ヨシナホ）

中原親能（チカヨシ）

鎌倉問注所執事

經家（ツネイヘ）は波多野氏にて相摸の大友卿の地頭職たれば大友を稱す

其女利根局賴朝の妾となり後親能に嫁す

大友島津を賴朝の胤とするは古書に見えず能直は藤太秀鄕八世の孫近藤能成の子にして親能の養子となり而て外舅大友の後を承け豐後守護に補せられしなり

親秀（チカヒデ）

貞宗（サダムネ）

貞載（サダトシ）

氏泰（ウヂヤス）

楊梅（ヤマモヽ）は京都六條小路東洞院（ヒガシノドウヰン）は南北の大路

結城親光（チカミツ）

宗臣（ムネオミ）

立花は糟屋郡

高橋鎭種（シゲタネ）

宗茂幼名千熊丸曾て狂犬に遇ふ背刀を以て擊倒す鎭種曰く汝何ぞ斬らざると刀は人を斬る獸を斬る可らずと答へしとぞ

立花の養子となりしは天正九年十五歳の時なり本文叙事前後するに似たり

嘉麻（カマ）　穗波（ホナミ）

共に筑前の郡名これ

秋月種實（ベッキ）との戰なり

戶次（ヘツギ）

統虎（ムネトラ）

人友義統（ヨシムネ）

七十三歳一に七十歳

結城判官親光を討て、將軍尊氏卿の御感を蒙る、（吉光の脇差を賜ひしとなり）然りとは申せども、貞載又痛手負て、同き十四日に死しけり、其子左近將監宗臣、父に繼て、筑前國立花の城に在り、丹後入道道雪は、宗臣が七代の孫なりけり

是れその系圖に見えし所なり、貞宗が子息、如何なれは兄は立花と名のり、弟は家を繼きしにや、思ふに貞載死して後、其子幼なければ、弟の氏泰、家を繼きしにや、如何さま故あるべし、世遠くして、精しき事を知らず、又世に傳ふる所は、左近將監宗茂は、道雪入道が實の子にはあらず、高橋主膳入道紹運が嫡子なり、此紹運も誠は大友が一族、高橋の家つぎしなり、精しき事は、此下に見えたり、初め天正九年 嘉麻穗波の戰に、戶次丹後入道道雪、紹運入道が嫡子 生年十六歳にして、軍せし樣を見て、此子勇士の器なることを相して、明れば天正十年に、彼が父紹運に請ひ受て、己が世嗣とす、これ左近將監宗茂なりと云ふ、又道雪を戶次入道と云ふ、立花山の城に在れは立花と云ひしと云ふ、系圖には見えず

宗茂初めは統虎と名乘（大友義統名の字を與へしにや）天正十三年九月十一日、父の入道年積て七十三歳、筑後國高良山の陣中にて病死せり、統虎家を繼きて、立花山の城に在り、明

高良山（カウラサン）　高鳥居（タカトリヰ）
星野中務大輔鎭種
同　民部大輔親種
この兄弟の名は筑後封植錄に吉實吉兼とす蓋し初名ならん

上妻下妻（カムツマシモツマ）　三池（ミイケ）山門（ヤマト）の四郡十三万二千百八十二石を賜る
本文三郡は誤記
柳河（ヤナカハ）は山門郡
佐々成政（サヽナリマサ）苛政武斷に苦て國民亂を成す十六年五月大坂に召され十四日死を賜ふ年五十三歲

れば十四年の秋、今歲の七月、統虎が實父紹運も、島津が爲に討れ死すと云ふ　嶋津が多勢、豐後國に發向して、我が城の邊り近く打過く、統虎城より打て出で戰ひ、首餘多斬て引返し、又高鳥居の城を攻め破り、城の大將星野兄弟を先として、首數百切て捨つ、豐臣關白この由を聞召し、當時嶋津が軍勢、大友が國々に攻め入て、此處彼處の城々、落されしに、統虎僅の勢を以て、己が城落されぬだに、双なき高名にあんなるを、まして多勢の敵を破ること一度ならず、尤神妙の至なりと、御教書を賜て賞せらる、十五年の秋、九州二島悉く平きしかば、統虎頓て御家人に召加へられ、筑後の國下三郡の地附て、柳河の城賜り、十三万石餘と云　左近將監になされ、名改めて宗茂と名のる、今年肥後國に凶徒起り、守護人佐々に背く、宗茂佐々に加勢し、凶徒等一々討ち滅し、彼國を平く（佐々陸奥）守成政、此時に罪を蒙りて誅せらる、十六年宗茂上洛す、殿中御前近く召され、されば去年汝に肥後國賜らんとせしかども、汝が家子郎等、嫌ひ申すと聞えしかば賜らず、此度の勸賞に、四國九國の中にあらん闕國、望み申せ、汝が乞ひに因て賜るべしと仰せらる、宗茂畏て、宗茂只今殿下の御恩蒙りて、手の軍勢三千餘人、假令いかなる御大事あらんにも、一方を承らんに、勢に不足は候はじ、されば又國も郡も更に望み申さんとも覺

仙藉とは月卿雲客と云はんが如し殿上人の列を云ふ
本多忠勝（タヾカツ）

李如松（リジョショウ）を破りしは碧蹄舘の戰なり三國は我國及明朝鮮
宗茂の東上せんとするや加藤清正より此度の擧は石田等が奸謀なる由を告けしかど聽かず途にして德川殿の國に留り守るべき書を得しに裂て海に投したり關原敗後も毛利を勸て大坂城に據て戰はんとせしこう（フシミ）
伏見（フシミ）勢田（セタ）
大津（オホツ）は高極高次
佐敷（サシキ）　水股（ミヅノベ）
十月九日宗茂柳河に歸り城守す此時清正より又書を贈り朝鮮陣以來の入魂を以て關東に取持すべき旨を告く宗茂返書に預細書忝存候久敷御なしみ迚御懇意御禮

えず、天晴今生の思出よ、殿上の仙藉を許され候はゞやと望みしかば、關白大に御感あつて、頓て執し申させ給ひしかば、從四位下して侍從にこそはなされけれ、關白殿常に東國に本多平八郎忠勝あり、鎭西に立花左近將監宗茂あり、天下一双の勇士なりと感し仰せられしとなり

文祿の初め、朝鮮に押渡つて大明の總督李如松が軍を討破り、三國に名を顯す、慶長五年の秋、大坂の催促に隨ひ、軍勢を引具し伏見の城を攻め破り、勢田の橋を固め、大津の城を攻落す、關が原の戰、味方の軍敗れぬと聞て、本國に引返し、己が城に立籠る、鍋島が軍勢押し寄すと聞て、城中より打て出で、散〳〵に防き戰ふ、斯る所に、黑田入道如水、加藤肥後守清正、馳せ來て兩陣に使立て、互の戰を止め、二人宗茂に向て樣々に敎訓し、城をば清正が兵を止て守らせ、宗茂に先陣うたせて、薩摩國に發向し、肥後と薩摩との間なる佐敷水股よ陣を取る、島津義久入道龍伯、既に降を乞ひぬれば、戰を決するに及ばず、引き返す、黑田加藤、自らの勳賞に申換へて歎きしかば、宗茂が罪を宥められて、所領をば悉くに收公せらる、其後關東に伺候して將軍家に近侍し、御咄の衆十二人の第一たり、陸奥國にして所領の地下し賜ふ、

奥州南郷三萬石の地、慶長十八年に下賜ひしと云ふ、又創業記に關東にて二萬石を賜ふと云々、又一説には慶長十五年七月廿七日、陸奥國棚倉にて一萬石を賜と云ふ、何れか誠なるか、又一説に宗茂本國を失ひ、肥後の高瀬と云ふ所に留滞し、明年の春上洛す、京に在ること三年の後、慶長八年關東に下り、高田の寶泉寺に寄住し、其後將軍家に召出され、駿河に參りて、御書院番頭となされ、三萬石を賜るべしとありしに、大御所、古き功の者なれば、所領の多少は、存ずまじ、何方にても城を賜るべけれと、仰せ出されしかば、奥州棚倉の城に一萬五千石付て賜りしといふなり、

大坂前後の戰に、將軍家に隨ひ奉り、元和六年八月九日、本領賜ひて、再び柳河の城に還住す、十万八千石　改て飛驒守に任ず、寛永十四年の十月、肥前の國天草の凶徒、追討の爲、子息左近將監忠茂具して、馳せ向ひ、明る十五年の冬、致仕入道して、立齋と號し、同き十九年十一月廿五日、七十六歳にて卒す、侍從忠茂宗茂が世嗣、實は主膳正直次が二男、伯父宗茂が家を繼く、初め元和八年十二月廿六日元服し、將軍家の御諱字賜ひ、從五位下に叙し、左近將監に任す、天草の賊徒起りし時、父と共に馳

忠茂　タヽシゲ
初名貞之
高橋直次　タカハシナホツグ
天草　アマクサ

棚倉　タナクラ
南郷　ナムガウ
高田　タカダ
高瀬　タカセ
寶泉寺は天台宗にて禪英山と號す諸本寶禪とあるは誤なり
棚倉一万石十五年七月二万石加賜と武鑑に見ゆ
八月武鑑十一月とし十万九千六百石とす
難成細書候恐惶謹言
難申述候然共只今出來之珍事と不存候條てか樣に可有御坐存候秀元へも心の及ふ丈諫言申候時宜を以て御閊可被成候如仰大坂關東御別心無御坐候上は今更揃方少も別心無御坐候心事

せ向ひ、父が讓り受て後、寛永十八年正月元日、從四位下に叙し、正保四年六月、佛郎國の蕃舶、肥前國硫黄が島に着く、忠茂鎭西の人々と同しく、兵船を揃へて、彼舶を圍む、賊船にあらざれば、彼舶をば返されたり、明暦三年十二月廿七日、侍從に任し、萬治二年十二月、飛驒守に任じ、寛文四年閏五月七日、致仕入道して、好雪と號し、延寶三年九月十八日、六十四歳にて卒す、嫡子左近將監直茂、萬治二年十二月廿七日從五位下左近將監になされ父が讓を受て後、寛文四年十二月廿八日、從四位下に叙し、飛驒守になる、二男彈正貞晟、父が所領分賜ひぬ、直茂に十万九千石餘、弟直晟に五千石を分つと云　初め高橋彌七郎統增と申けり後に主膳正直次と云ふと九州記に出づ　抑も高橋が家と主膳正源種次は、故主膳正直次が嫡男なり、直次實は豐後の大友が家人高橋主膳正鎭種入道紹運が男とぞ聞えける、種次實の末葉にて足利殿の御時、する置かれし筑紫三撿斷の一なり、申は大藏朝臣春實の末葉にて足利殿の御時、する置かれし筑紫三撿斷の一なり、建武年中尊氏卿、都の戰ひ利なくして、筑紫の地に落ち下り、軍勢を催し、攻め上り給ひし時、九國の守護として、仁木一色高橋を止めらる、高橋光種始て此職になされしより、子孫打續きて、撿斷の職に在り、名字の地なれは、筑後の國高橋に城を搆て住す、其子孫又要害の地を擇て、筑前國岩屋寶滿山に移る、大友が家起るに從ひ、

佛郎國は即ち葡萄牙なり昔年の邦禁を犯し事を謝し更に通商を乞ふ八月大目付井上正重將軍の命を奉して長崎に來り重て國禁を告けて遣り返す本書第九下有馬譜見合すべし
硫黄島　ユワウガシマ
直茂　ナホシゲ　後に鑑虎
飛驒守は延寶四年改
貞晟　サダアキラ
主膳正種次　タネツグ
直次　ナホツグ
大藏春實　ハルサネ
蕃別の族本書第十秋月譜に詳かなり
撿斷使は理非を撿し曲直を斷むる職其三人は即ち
仁木義長　ヨシナガ
一色賴行　ヨリユキ
高橋光種　ミツタネ
高橋は御原郡
岩屋又岩谷　イハヤ　ガンサン
寶滿山

長穆（ナカタネ）
屋山兵部亟（ヤヤマ）
北原伊賀守（タハラ）
福田（フクダ）
伊東源右衛門（イトウ）
一萬田一（イチマンダ）に彈正とす
義鎭殺して其妻を奪ふ
鑑種（キタネ）
毛利元就
多々良（ダタラ）
企救（キク）　小倉（コクラ）
北原鎭久（シゲヒサ）
屋形は國主の敬稱にて大友義鎭を指て云ふ
吉弘鑑理（キヨマサ）
高橋鎭理（シゲマサ）

三撿斷の家悉く其威を失て、鎭西の國人等、多くは大友が被官となる、天文の末に及んでは、仁木一色絕え果て、高橋計りぞ殘りける、光種が七代の孫長種、死して嗣なし、高橋が家の子、屋山北原福田伊東の者共、大友に一族乞て主の家繼がせんとす、左衞門督義鎭、此由を聞て、一族一萬田 左京大夫が男に、彼家を繼がせ、高橋三河守大藏鑑種と名乘らせ、永祿二年四月十日、寶滿岩屋は、彼家の本城なればとて、二千餘町の地を附て賜び、筑前十五郡の事を執行はしむ、其後一萬田罪なうして、忽に誅せらる、鑑種義鎭を恨みて、永祿十年の春、寶滿の城に立籠り、安藝の毛利に謀を通じ大友に背く、義鎭安からぬ事に思ひ、軍勢を差向て城を攻む、同き十二年の正月、多々良濱の戰に、毛利が勢かけ負て、鎭種 力を失ひ、終に降人に成て出づ、本領は悉くに沒收せられ、僅に豐前國企救一郡を賜り、小倉の城に遷され、入道して宗專とぞ號しける、宗專が家子北原伊賀守鎭久、己が主恨む事あつて、國を去り、大友に參て、主にて候ふ入道、屋形を恨みまるらすこと、猶も怠らず、此定にては入道が家滅ひんこと遠らず、あはれ御一族を賜て、別に高橋の家起し候はやと望む、義鎭入道宗麟、大に悅び、元龜元年、吉弘左京大夫鑑理が舍弟 主膳 兵衞 鎭理に、高

筑紫廣門（ヒロカド）
御笠郡の豪族
彌七郎は即ち直次
勝尾（カツオ）
此時筑前の諸城悉く島津に降りしが紹運一人岩谷を守て屈せず義久諭て其城を去らしむ紹運曰く筑前は大友家より關白殿下に進上したり入道又殿下より此城を預る城を枕にして討死するは武士の本望なりと義久怒て急に攻め陷る入道の辭世に屍をば岩谷の苔に埋みてう雲井の空に名を止むべき
義久更に直次に諭て曰く和君は兄立花に送るべしと城兵は筑紫氏の士多し廣門既に捕れて薩軍にあり故に皆云ふ一旦降服して後日を謀るべしと直次止むを得ずして出て降る義久之を肥後に幽せり

橋が本領御笠の郡賜て、岩屋寶滿二つの城を守らす、鎭理其年廿三歲、高橋 主膳正 大藏鎭種と名乘て、此より高橋 兩家なり 未た年三十に滿たずして入道し、紹運と號し我身は岩屋の城に在り、子息彌七郎、寶滿の城を守る、天正十三年九月十三日の夜、筑紫上野介廣門が爲に、寶滿の城を襲はれ、敵城中にみちく〳〵、防くべき力なく、家子郎等彌七郎を守護して、岩屋の城に落ち去りぬ、明る十四年七月十日、筑紫も又島津が爲に攻られて、勝尾の城を落され、降人になつて出づ、此時を窺つて、高橋再び寶滿の城に入る、時に彌七郎十五歲と云ふ 同き月廿七日、父の入道紹運、島津が勢に攻められ、岩屋の城落され、家子郎等八百餘人討死し、入道も自害しぬ、三十九歲 敵又寶滿の城に押寄せ、高橋をたばかつて生捕にこそしたりけれ、島津が家譜には、此等の事天正十三年の事とせり、明れば十五年の秋、豐臣關白、鎭西を平げ給ひし時、島津が許より、高橋を召され、父 入道、殿下の御爲に、己が城を守て主從殘らず討死を遂けしこと深く感じ仰せられ、九國 政務の事始に、筑後の國三池郡、高橋に賜り、叙爵して主膳正にぞ任じける、朝鮮の軍起りて、彼國に押し渡り、此處彼處に戰ひ、石田三成等が亂の時、伏見の城を攻め落し、大津の城をも攻めにけり、舍兄立花左近將監宗茂も、上方に與みしけれは、兄弟同

大津は京極高次

柿岡（カキヲカ）

直次は元和三年七月十九日四十六歳にて卒せば六年の秋は死後三年なり記事誤るに似たり

種次は寛永七年三月廿九日卒す

種長（タネナガ）

天和二年二月致仕正徳元年二月卒

種明（タネアキ）

駿河守直頼（ナホヨリ）

直昌（ナホマサ）尊氏將軍に仕へしは六郎左衛門遠後にて其子民部丞後名新庄と稱し義詮將軍に仕て戰功ありと武鑑に見ゆ

母衣（ホロ）

直廣（ナホヒロ）の戰死は天文七年正月義晴將軍の先陣せし時なり

しく本領を没収せらる、慶長八年の春、將軍家宗茂直次兄弟を召されて、所領の賜り、直次常陸國筑波郡柿岡の地を領しけり、五千石又汝等二人兄弟たり、同じ名字に改めよと仰せ下さる、直次是より源氏になつて立花と名のり、大坂前後の戰に將軍家に隨ひ奉る、元和六年の秋、宗茂本領賜ひし時、直次も同しく召さる、病既に急にして參らんずるに叶はず、幾程なくして卒す、明る七年の春、嫡子種次を召して本領を賜ひ、再ひ筑後國三池の郡を領し、一万石叙爵して主膳正に任し、年廿七歳にて卒す、年月また聞かず　其子和泉守種長、父に繼き致仕入道して道運と號し、七十歳よして卒す、其子主膳正種明家を譲らる、

新庄

駿河守藤原直頼は、近江國の住人藏人直昌が男なり、累代の先祖、室町殿の御家人にて、此家の先祖、尊氏將軍の御母衣を下し賜ひ、今に傳來す其人の姓名を忘失ふと云ふ　直頼が祖父與三直寛に至て、近江國坂田の郡新庄の城に在て、伊吹山の合戰に討死せり、何れの頃にや知れずと云ふ　直昌父に繼き、同郡朝妻に城を搆へて移る、天文十八年六月十二日、公方萬松院殿の御方に在て、攝津國江口の合戰に三好が勢と戰て、主從廿三人同じ枕に討死す、駿河守直頼、初め豐臣

坂田（サカタ）　新莊（シンジャウ）

伊吹山（イブキヤマ）　朝妻（アサヅマ）

江口（エグチ）　上野（カヘノ）

萬松院は義晴將軍御伽衆（オトギ）一に相伴衆

播州高槻城に徙る

三好長慶

筒井定次

蒲生秀行

廊生（アラフ）は行方郡

武鑑に三万三百石

御所（ゴショ）とは將軍家

直定（ナホサダ）

直好（ナホヨシ）

直常（ナホツネ）

直房（ナホフサ）

直時（ナホトキ）

直矩（ナホノリ）

家に近く召され、廿二人の昵近の其中にて、御伽の衆といふ　子息越前守直定と共に、所領の地下し賜ふ、父子各一万三千石づゝ　慶長五年の秋、大坂の奉行等が、兵起りし時、越前守直定、彼の催促に任せ、宗徒の大名同しく伊賀國に向ひ、上野の城を攻め落し、筒井伊賀守が住せし所なり此所に止て守る、關が原の戰終て後、直頼父子陳じ申す旨ありしに因て、其罪を宥められ、奥の會津に流されて、父子同しく蒲生殿に預けらる、三年の後慶長九年正月十五日、直頼父子召返され、其後所領の地賜り、此時に常陸國麻生の地二万七千石賜ひしにや、詳なる事を知らず、常に關東に伺候して、將軍家に近侍す、御咄の衆と云ひし也　直頼既に入道しければ、同き十三年十二月廿六日、宮内卿法印になさる、同き十六年の十二月、直頼入道下總の國にして、御所の狩場に闌入して鷹狩し、野守の爲に告けられて、父子共に逐電す、頓て御免蒙りて召返され、明れば十七年十二月十九日、入道年七十五歳にて卒す、十九年の冬、大坂の兵起りしかば、越前守直定子息直好と共に、將軍家の先陣うつて馳せ上り、今里の要害を守る　來年の正月に至て爰を守る、明る元和元年五月七日の戰に、首切て獻る、五つ一に十三　説同き一一年、御奏者の事承る、四月廿一日、五十七歳にして卒す、嫡子越前守直好、大坂前後の戰に、父と共に馳せ向ひ、父卒して家を繼く、嫡男新三郎直常、世

直常病に依て世嗣とならず承應三年二月卒

直時七千石を以て別立したれども倘飽足らで居りしが此變事出で來れり法に於ては家名斷絶もすべき事なれど舊勳の故家なればとて直時に三千石を加へ一万石として其祀を存せられしとぞ承る

を早うして家繼すべき男子なければ、叔父美作守直房が二男直時に、童名八十郎後に市大夫我娘配せて世嗣とせんとす、其後直好一人の男を設て、彼が成人の程は、直時して權に家の事、行はせん事を望み請て、寛文二年七月廿二日、六十四歳にて卒す、直時舅直好が家の事、司りて此年十二月廿七日叙爵して、隱岐守に任す、直好が男民部直矩、既に成人に及びしかば、延寶二年八月九日、隱岐守直時を召て、故越前守直好が男、既に長大に至れり、彼父が所領返し與ふべき所なり、又汝が年頃彼家の事執行ひし勞に因て、彼が所領四つが一を分ち賜ふべしとぞ仰せ下されたる、是よりして直好が男民部直矩、父が家を繼く、幾程なくて、同き四年四月晦日の夜、病なくして俄に卒す、世の人怪しき事にぞ思ひける、

其頃世に傳へしは、隱岐守直時、舅直好が家の事、攝して後、直好が男、成人に及ひぬれども、家の事返し與ふべしともせず、執政の人々を先として、かたへの人々にも、折に觸れては、かの直矩、天性病多くして出て仕ふべき身にあらず、某が不幸にこそ侍れと云て、歎きし程に、人々さもこそあらめと思ひしに、隱岐守が申す所、跡方もなきそら言なり、直矩は身健かに才あつて、父祖が家繼つぐべき者なり、あはれ御恩裁を蒙りて、早く彼が父の遺領返し賜はん由、直矩が家人等、頻に訴ふ、執政の人々大に驚き、さらば直時を召して、決せらるべくやなど議せられしに、かねて聞召されし旨やありけん、其事となく、直時召して故越前守直好が男直矩に、其所領返し給ひしなり、程なく又直矩病なくして、俄に死したれば、世のさがなさは、あらぬ事ども申せしなり、精しき事をば知らず、

直矩未だ嗣なかりしかば、所領の地收公せらる、同年六月廿一日、隱岐守直時を召され汝が父祖の家、絶えなん事、不便の至なり、別の議を以て、汝に所領賜るとぞ仰せ下されける、一万直時も程なく明る五年七月廿七日に卒し、其子主殿直智、父に繼ぐ、

直矩年十七歳
直智ナホトモ

土方

河内守源雄久は、大和守頼親頼光の弟七代の孫、土方太郎秀治が後胤、彦三郎某が男なり、父彦三郎某、織田殿の御手に屬し、天文の末美濃の國に向ひ、土岐が勢と戰て討死す、雄久年纔に三歳にて父に後れ、童名は彦三郎長大の後、勘兵衛尉と名乘て北畠殿に仕ふ、生年十八歳、伊賀の國の戰に、よき敵二人に鎗執て渡り合ひ、一人を突き伏せ、

河内守雄久カツヒサ
頼親ヨリチカ
頼光ヨリミツ
秀治ヒデハル
彦三郎信治は秀治十三代の孫なり弘治元年八月美濃の土岐と戰て討死す廿一歳
織田信長
北畠信雄
雄久は一字拜領なり

一人が打太刀、鎗の柄にて受け流し、引組んで刺し殺し、終に二人が首を取る、是れ高名の初にて、度々の武勇を顯し、天正十二年の春、北畠殿の仰せ承り、岡田長門守を誅戮す、

或記に云ふ、土方雄久若かりし時、美濃守護齋藤右兵衞佐龍興に賴れて、齋藤山城守が子二人を、同じ枕に切り伏せ、北畠の家人岡田を誅せられし時も、雄久武勇を顯せりと云ふ、岡田を誅せしは勿論なり、龍興が爲に山城守が子討ちしといふ事、如何があるべきや、龍興が亡ひしは、永祿七年八月の事なり、此時雄久十二歳、龍興いかでかく幼き者を賴むべき、又龍興が弟殺せし事いまだ聞かず、山城守が嫡子右兵衞大夫義龍、二人の弟喜平治 孫四郎を討ちし事あり、此等を誤り傳へしなるべし、其家の系譜にも、此事見えず、世に誤り傳ふる事此類猶多しと、度々に及び、同き冬、信雄秀吉中直りし給ふ此年秀吉軍起して北畠殿と戰ふ時、雄久使を承て、事調ひしかば、其賞行はれて、尾張の國犬山の城をぞ賜りたりける、四万五千石 信雄流され給ひし後、關白家に召仕はる、太閤薨し給ひ、明る慶長四年の秋、淺野彈正少弼長政が計らひにて、雄久大野修理亮治長と共に、德川殿さし殺し

北畠羽柴の確執起りし時北畠の老臣岡田重喜驕勇なれば秀吉窃に之を招く信雄窺ひ知り雄久して殺さしむ

齋藤龍興 タツオキ

山城守秀龍入道道三

義龍 ヨシタツ

嘉平治龍元

孫四郎龍之

小牧陣なり イヌヤマ

犬山

小田原北條滅亡の後秀吉公より信雄に德川氏の舊領駿遠參甲信の五國を授けんとありしに故國なればとて尾張を乞ひしが秀吉怒て下野の那須に放てり

淺野長政 ナガマサ

淺野治長 ハルナガ

小山 チヤヤマ は下野

前田利長 トシナガ

雄久此時丹羽長重に妨げられて復命も遲くなりしとぞ

論語に伯夷叔齊不念舊惡怨是以希とあり

治長も罪赦され結城淺野の兩家より兵伏を興へられ福島正則に屬して浮田の兵と戰ふ

加賀石川郡野々市

參らせんと結搆すと申す者ありしかは、如何なる罪にも行はるべかりしに、德川殿寬宥の御沙汰あつて長政己が國へ籠居し、雄久治長、流されて大名に預けらる、土方は佐竹に 同き五年の秋、東西一時に軍起る、德川殿雄久を小山の御陣に召し、野は結城殿に 御使にさゝれて、加賀國に馳せ向ふ、此れは中納言利長、外戚につきて雄久と親しかりし故とぞ聞えける、外從兄弟と 關が原の合戰終りて後、雄久利長と共に大津の御陣に來りて見參に入る、雄久が御使の賞、行はるべしとぞ聞えければ、或人德川殿を諫め參らせて、抑も彼の雄久が、初め君を失ひ申さんとせし罪、輕からず夫れが命助けさせ給ふだに候を、重て所領賜はんこと餘りに賞の過きたるにや候と申けるに、汝が申所、理あるに似たり、さりながら彼等が初の謀、家康に私の仇を搆ふるにあらず、偏に秀賴の爲に忠を致さんと思ふにあり、古の人は舊惡をだに思はずと聞け、これは短慮の誤てる所なり、何ぞや深くこれを咎むべき、まして此度の騷亂に、雄久我が爲に使して、北陸を鎭め、治長又關が原の先駈す、家康に功なしといふべからず、如何で其賞なかるべきとて、遂に所領を賜ひけり、

初め加賀國にて一萬石を賜ふ、其地 鷹狩の爲に便ありとて、利長 土方に乞うて

能登の地に替へらる、此後雄久又加恩蒙り、終に二萬二千石ゟ至れりと云ふ、一說ゟ、初め伊勢の地一萬石賜ひ、加賀の利長も一萬石の地與ひられき、是れ德川殿內々の仰ありし故なりとも云ふ、子息等が分ち領せし所を以て見れば、雄久が所領は二萬七千石にあらずや、

慶長十三年十一月十二日、雄久五十六歲にて卒す、嫡子丹後守雄氏、父が所領を分ち賜ふ、伊勢國三重郡一万石、近江國栗本郡二千石、凡一万二千石なり、雄氏初め關が原の戰に、海道の御供し、大坂前後の戰に、將軍家の先陣し、首二つ切て献り、身煩ふ所ありとて、寬永十二年三月、子息木工助雄高に家を讓る、雄高男子なかりしかば、舍弟立圓入道が子を養て世嗣とす、備中守雄豐、雄高が家を繼き市正に任す、其子木工助豐高、靱負某

掃部頭源雄重は、河內守雄久が二男、慶長九年年九歲にて關原に參り、將軍家に近仕し、父が遺領分ち賜ふ、大坂前後の戰に從ひ首八つを献り、元和八年九月廿八日、所領の地加へ賜ひ、岩城にて五千石を加へられ二万石を領す、能登の國にて一万石、奥州にて一万石といふ、寬永五年十二月廿九日卒す、三十七歲、其子河內守雄次、父に繼く其嫡子山城守雄直二男民部某

藩翰譜第八下 終

雄氏カツウヂ 三重ミヘ 栗本クリモト
伊勢弖コモノ野に在住す
雄高カツタカ
氏久ウヂヒサ入道立圓
雄豐カツトヨ
豐高トヨタカ
靱負ユケヒ久長ヒサナカ

掃部頭雄重カツシゲ
陸奥窪田在住す
雄次カツツグ
雄直カツナホ
民部雄賀カツヨシ
貞享元年雄直舍弟貞辰と確執の事起り七月罪蒙て越後村上に配流せられ家絕えぬ

伊豆守信幸ノブユキ
眞田サナダ
眞田は小縣郡の庄名
海野ウンノも同郡
幸恒ユキツネ
滋野シゲノは神別の著姓也
海野系圖固より採るに足らず
白取シロトリ

神魂命カミムスビノミコト
天道根アマノミチネ
東人アヅマントイソ は伊蘇志臣姓也
家醇イヘチサ諸本澤に誤れり
貞主サダヌシ
弘仁、諸本大同とす誤なり因て改む

本康モトヤス
惟彥コレヒコ諸本共に恒彥又雅彥とす誤なり

藩翰譜第九上

眞田

伊豆守滋野信幸は、信濃國の住人海野小太郎幸恒が後とぞ聞えける

其系圖に曰く清和天皇の御子貞秀親王と申しまし〳〵て、信濃國海野白取の庄に下り住ませ給ひ、薨し給ふ後に、白取明神と崇め、また滋野天皇と申し奉る、親王の御子、滋野小太郎幸恒と申すは、此親王の御末なりと云々、皇胤紹運圖等を考ふるに、清和の皇子に、貞秀親王と申し奉るを見ず、また新撰姓氏錄三代實錄皇胤紹運圖公卿補任等を按するに、滋野宿禰は神魂命五世の孫、天道根命の後なり、桓武天皇延曆年中に、滋野東人が子尾張守家譯、滋野宿禰姓を賜ふ、其子貞主、嵯峨天皇弘仁十四年正月、父家譯と共に、滋野朝臣の姓を賜る、又貞主、平城嵯峨淳和仁明文德の五代に仕へ、宮內卿正四位下兼相摸守に至て、仁壽二年十二月十日六十八歲にて卒すと云ふ、或は清和の朝まで仕へて、貞觀二年十月廿二日五十七歲にて卒すとも云ふ、また貞主女子二人あり、一人は仁明の皇子本康親王の御母、一人は文德の皇子惟彥親王の御母なり、此惟

彦と申し奉るは、清和天皇の御兄なりき、されば貞主兩代の親王の外祖なりければ、一家の繁昌、世に並びなく、自らも又當時文章の譽ありて、天長八年勅を受けて、秘府略一千卷を撰めり、思ふに海野が祖、此貞主に出たるにや、また貞秀親王と申すは、本康惟彦等の親王の御事を、かくは傳へ誤りしも知らず、○平家物語源平盛衰記等に、海野小太郎幸氏が事を載す、東鑑に記るせる事、殊に詳なり、

幸氏後に左衞門尉に任ず、是乃ち伊豆守信幸が廿二代の祖なり、

幸恒廿七代の孫小太郎幸隆が時は至て、眞田の庄に住せしより、始て眞田彈正忠と名乘る、初め幸隆が父海野左京太夫幸義、同國更級の住人村上義清と戰て、討たれぬ、幸隆所領を失て、長野信濃守を賴て、上杉の家人なり上野の國簑輪の城に在り、甲斐の武田大膳大夫晴信、信濃國を打ち從へんとて、幸隆を招て、本國に返へし納る、幸隆大に悅ひ、如何にもして、父が仇を報ひ、又如何なる忠をも、顯はし武田が恩に報せばやと思ひ、天文十五年の冬、村上義清をたばかつて、彼が宗徒の侍五百人、おのが城に引入て、一人も餘さず、討つてけり、村上終に武田が爲に滅され、晴信信濃を從へしこと、幸隆が功、莫大なり、甲陽軍艦に詳なり同き二十年、晴信入道して、信玄と號す、

秘府略は撰集古今文書以類相從とあり

幸氏は幸恒七世の孫

幸隆 幸義 更級 村上義清 簑輪

眞田の寶臣寶原兄弟村上方に至り詐て眞田の城を取參らせんと申し族本騎馬の侍すぐつて隱密に伴ひ來りやがて城内を籠て悉之を亡く殺せり

信綱 昌輝 昌幸 信尹 後に信昌長篠の戰に奥平大久保兩譜見合すべし

上田 織田信長公 上杉景勝

蘆田は依田信蕃なり

被官は被管官人の署にて後は附屬配下の事となる

碓氷 海津 高坂昌信、小笠原譜見合すべし

幸隆も同く入道して、一德齋と號し、年積て六十二歲、天正二年五月十九日に死す、

嫡子源太左衞門信綱三百騎の大將と云 二男兵部昌輝一に幸連と云 五十騎の大將 兄弟ともに天正三年五月廿一日長篠の合戰に打死す、三男安房守昌幸、四男隱岐守信尹と云ふ、伊豆守信幸は、此安房守昌幸が嫡男なり、昌幸初は眞田源五郎と申て、晴信入道に近く仕へ、近習六人の中に、選み入られ、又足輕の大將承り、武藤喜兵衞と改め兄が打死したりし後、其家を繼き、信濃國上田の城に在て、眞田安房守とぞ名乘りける、此時三万八千石計りの地を領したりと云ふ、天正十年、武田が家滅てのち、織田殿に降參して、本領を安堵す、同き六月、信長又討れ給ひ、上杉彈正大弼景勝、又當國に發向すと聞えしかば、信濃國の國人、眞田蘆田小笠原を始て、永く上杉が被官たるべしと、起請文を書て、越後國へぞ參らせたる、同き六月十八日、景勝信濃に發向す、眞田を始て、國人等皆上杉が陣に至て見參す、斯る處に、北條左京大夫氏直、武藏上野を經て、信濃國を隨へんとて、碓氷の峠を押渡て、是も信濃國に入る、眞田等また北條が多勢なるをや、賴みけん、氏直に心合せ、うら切して、景勝かくと聞くよりも、海津の城に住したる高坂源五郎が首切て、北條が陣に送りければ、眞田等はや顯は

れぬと、氏直の先陣して、川中島に向つて、上杉と戰はんとす、上杉其勢四千餘人、四千三百餘と申すなり北條が五万餘騎に向て、五万五千人と申也戰はんとぞ進みたる、上杉が少勢あなどり憎しとや思ひけん、北條爰より引返し、甲斐の國に打入て、徳川殿と戰ふ、今年七月の半より、十一月に至るまで、大小の戰七十餘度、北條一度も利なくして、徳川殿に、中直りし、相摸國に引返さる、眞田は軍半より、又北條に背き、徳川殿に從ひ、本領安堵して、上野國沼田の城を始とし、城八箇所攻取て、此年十二月より明年に至て攻取る所なり嫡子源三郎信幸に、沼田の城をぞ守らせける、即ち伊豆守なり同き十二年、徳川殿北畠を助けて、伊勢と尾張との際にて、秀吉と戰ひ、敵の勢十万餘騎、僅なる御勢にかけ負け、徳川殿の御勢八千人と申也是も一度の利なくして、秀吉終に北畠と中直りす、此時、北條約に背き、徳川殿に加勢參らせず、明れば十三年の春、北條徳川殿に使たて、抑むかし兩家のよしみ結ひし時、武田が領せし國々を分ちて、甲斐信濃は徳川殿、上野は氏直領せんと約し訖んぬ、夫よ信濃の眞田が、上野に亂れ入て、沼田の庄を取て、押領する事、甚奇怪と云つべし、すべからく早く其狼籍を止めて、かの沼田の庄を以て、氏直に附せらるべし、然らばまた氏直も昔の約を守て、此後秀吉と戰ひ給はん時、八

徳川家康公
羽柴秀吉公

沼田（ヌマタ）

小牧長鍬の合戰なり

眞田初め上野吾妻（アガツマ）郡を領し天正十年甲信の亂に隣郡なる利根郡をも討從へ沼田城を取り兩郡合て六千貫の地を領せり

屋形（ヤカタ）は貴族の敬稱也足利幕府の時國主大名特に稱號として許せり

源次郎或は源五郎とするは誤なり

幸村（ユキムラ）初名信仍（ノブヨリ）

牛王寶印（ゴワウ）は熊野權現の神符にて其紙の背に誓書を書くを法とす

起請文（キシヤモン）は即ち誓詞

新發田（シバタ）

窮鳥入懷獵夫不殺

州の軍勢を催し、御勢を助け參らすべきにて候とぞ宣ひける、徳川殿此由を聞し召し、さらば眞田沼田の城を去て、北條に附け與ふべしと下知し給ふ、昌幸承り、この沼田の城と申すは、故主武田殿も賜はらず、又徳川殿よりも賜はらず、昌幸が自らの武勇に依りて、攻め取つたる所なり、如何でたやすく、人手にや渡すべき、北條望み給はんには、御勢を賜て攻取らるべうもや候と、仰せられ候へと、答へ參らせて、上杉の家人須田相摸嶋津路淡に就きて、景勝に申しけるは、昌幸むかし北條よ從ひ屋形に背き參らせし事、既に本意を失ひ、後悔また及ひ難し、昔の罪を宥められ、今の難を救ひ給はんには、子息源次郎幸村して、永く御家人の列に隨はしめ、また侍百騎、常に御陣に從つて、御馬の草、苅らせ候ひなん、況んや昌幸が二心を存せず、微忠を抽て候はんことをや、此誓たがふ事あるべからずと、牛王寶印の裏を以て、起請文かきて奉る、景勝折ふし越後の國新發田の城攻めて居たりしが、此由を聞て、眞田めが、初め景勝に叛て、北條に隨ひ、北條見侮つて、家康に降り、今家康を恨て、寄る方なく、又景勝を賴むことと、よく〳〵せん方や無るらん、凡そ亂れたる世の習ひにて、彼を去り、是に附き、是を背き、彼に隨ふ、其例少からず、窮鳥懷に入る時

依田信蕃ノ臣ノ
小諸
矢澤
河田
本城
藤田
猿馬場峠
小野山
丸子　熱子
月石　浦野
伊勢山

屋代は埴科郡

は、獵師も是を憐むと云ふ本文あり、今彼が前惡を憎て、此急難を救はずんば、かれ忽に亡びなん事も、不便なり、又家康が武勇に恐れて、景勝事を左右に寄せ、眞田見捨てたりと云はれんも、口惜しき次第なり、いで〳〵景勝助くべしと申せとて、使をば返へされたり、眞田既に背きぬと、聞えしかば依田右衞門佐信蕃、手勢千五百、小諸の城を打立て、矢澤の城に押寄す、矢澤但馬出向つて戰ひ、依田負軍して引返へす、景勝新發田を去て、河田本城を大將として、越後信濃の軍勢都合六千五百人、上田の城に差遣す、又小笠原が河中嶋にや打出てんと、藤田能登守を大將にて、越後の勢千三百人、猿馬場の此方に陣を取る、去程に德川殿の御勢、近付きぬと聞えしかば、昌幸まづ越後の軍勢を、上田の城に籠置て、我身は手勢九千餘人、小野山に陣を取る、丸子熱子矢澤戸石浦野伊勢山に軍勢分ち戰て、終に一度の不覺なく、又北條の軍勢、沼田の城を攻めたりしが、嫡子信幸、戰て寄手の勢を打破る、德川殿の御勢、利なくして、上田の城より引返せば、越後國の軍勢も、本國にぞ歸りける、昌幸大に悅ひて、二男源次郎幸村、十八歲になりけるを、越後國に參らす、景勝やがて信濃國屋代の鄕一千貫を幸村に賜りたり、幸村いまだ年若く候とて、矢澤但馬を

望月

關白殿下は豐臣秀吉公
大谷吉繼ヨシツグ

北條氏政ウヂマサ
氏直ウヂナホ

猪股範直ノリナホ
名胡桃は吾妻郡

代官とし、海野望月丸子が勢數百騎を從かへさせ、常に越後國に參らせ置く、斯て天下悉く關白に歸しぬと聞えければ、昌幸又かの家人大谷刑部少輔吉繼に、案内を通し、殿下に伺候すべきよし、密に望み申けり、同き十七年十一月、景勝關白に見參の事ありて、再び都に登りしに、其隙を伺て、幸村を呼び返へし、關白家にぞ參らせける、景勝大に怒て、かの源次郎幸村を、急度返へし給らんと、頻に訴へ申されしに、殿下さま〴〵に御歎きありしかば、景勝力及ばずして、仰にこそは隨ひけれ、此年關白家、勅命を傳へて、北條父子、參內の事を催さる、氏政氏直、むかし德川殿と約せし條を述て、上野國沼田の城を賜てこそ、上洛には及べけれと、望み申されたり、昔兩家の好み結ひし初、私に約したらん條、今なんぞ天裁を仰くべき、去ながら秀吉密に計らふべき樣ありとて、まづ眞田して、沼田の城を去らしめ、かの城に替へん地は、德川殿より宛て行はるべき由を仰せらる、德川殿聞召し、信濃國の御領にて、沼田に換ふべき所をば、眞田にぞたぶたりける、氏直頓て猪股能登守範直して、沼田の城を請取らしむ、爰に沼田の庄に名胡桃と云ふ城あり、是をも猪股取らんとす、眞田聞て關白の仰にも、沼田の城、參らせよとこそ承るれ、名胡桃をまるらせ

んこと、叶ふべからずと云ひたりしに、何でう沼田の庄にあらん城、請取らさるべうやあるべきとて、軍勢を差向て、襲ひ取る、關白この事を深く咎め給ひてより、北條終に亡ひにけり、

按ずるに、北條が關白の謀に落ちしこそ、うたてけれ、關白始より、名胡桃の城、沼田の庄にありと云ふ事を、如何で知り給はざらんや、北條が乞はざるに因つて、そら知らずして沼田の城の事はかり、仰せられし所なり、

北條亡ひし年、德川殿關東に移り給ひ、上野の國は御領となり、信濃國をば、關白家へ參らせらる、東國にて、眞田に賜ひし地の代り、德川殿又候ふ沙汰あるべしとありければ、元の沼田の地、眞田に返し與へらる、嫡子源三郎信幸、初より此所を領せしに依て再ひ沼田の城に移り、德川殿の御被官となりぬ、昌幸が上田の城、初より德川殿の御領の外なれば、元の儘にぞ賜ひける、其後源三郎信幸、叙爵して、伊豆守に任じ、本多美濃守忠政が娘を妻とす、（忠政が妻は岡崎殿の御娘なれば、信幸德川殿の御曾孫婿と成れるなり、）源次郎幸村も、左衞門佐になされて、大谷の婿と成てけり、慶長五年、德川殿、奥の上杉討たるべしとて、御下向あり、眞田父子兄弟、催促に隨ひ、打連て向ふ、下野國宇都宮の

本多忠政ダイマサ　岡崎殿は東照公の長男次郎三郎信康なり

犬伏イヌブシは安蘇郡佐野庄宇都宮の西南十一里

此時昌幸申けるは德川内府ほど表裏反復の人はあらじと信幸聞てそは如何なる事ぢいや初めおことに娘あはせんと云ひしをいつか北條殿に參らせ汝には本多の女おのが娘として妻とせしにはあらすや此等の心中ぢ表裏なるかいる人に從はん事かれて本意あらず居りしが今こそ上方の軍はに參るべけれと

仰ことわりには候へども信幸が身に取ては三人の子までなしたる妻を去ても豐臣殿へ忠盡さんとも存じ候はずと云ふ昌幸やゝありて今度の軍上方勢必定勝つべしとも思はれず父子兄弟東西に別れ何方なりと眞田の家たてん事をこそ謀るべけれと言葉殘して立別る八月十七日信幸江戸に至り此由を言上す家康公聞召し伊豆守が父の逆訴不審なり且は智謀の勇士なり男子を證人に相渡すべしと仰せらる信幸急き次男百助の五歲なるを沼田より呼寄せ人質に參らせたり

色代シキダイは目禮の事

中納言は德川二代將軍秀忠公の事なり

山道サンダウは東山道

伊勢崎イセサキ

邊り、犬伏と云ふ所に至る、石田大谷等が牒狀、此所に到來せり、安房守是を讀み終て、まづ二男左衞門佐が方に差出す、幸村兄に向て色代す、信幸たゞ夫れにて見候へ、如何なる事にやあらんと云ひければ、其時昌幸、されば此程人の申せしに違はず、上方の軍又起れり、昌幸御方に參るべしと、秀賴の仰を蒙りぬ、扨おことは、如何にや思ふと問ふ、伊豆守是を聞て、君は年頃德川殿と、よからぬ御中にはべれば、秀賴公の仰にや隨ひ給ふべき、左衞門佐は、又大谷に、むすぼれたり、是も定て、上方へこそ參るべけれ、信幸内府の恩蒙ること年久し、まして本多が娘にあひなれ、所緣に付ては、疎からぬ中となつて候を、今此時に臨んて、彼うしろ矢射て、遠く先祖の名を汚し、長く子孫に耻のこさん事、却て不孝にこそはあるべけれ、詮する所、信幸に於ては、關東の方人して、彼家と共に興亡を同う仕るべう候と申す、昌幸強て留むるに及ばず、父子兄弟、忽に引き別れ、信幸東へ參りければ、昌幸幸村、是より信濃へ引返して、西へこそ隨ひけれ、德川殿、此由を聞召し、御消息を給て、信幸が志を感し給ふこと斜ならず、中納言殿、山道より攻登らせ給ふ時、昌幸幸村、御勢を留め參らせんと計る、信幸先陣賜はりて、伊勢崎の要害、攻破て後、堅く先陣を辭

昌幸入道して一翁干雪と號す十四年六月四日死
大助幸昌ユキマサ
元和元年五月七日戰死す

長男孫六郎信吉ノブヨシ
次男仙千代信政ノブマサ
大御所ハ東照公ヲホンドコロ
松城マツシロ後に松代に改
信吉寛永十一年十一月卒年三十八歲
熊之助七歲にて早世
四年は萬治元年なり
十九歲原文十四歲とあり疫年を推て改む
次の信吉も亦然り
六十二歲一に六十三歲とす然共年齡逆算すれば兄信吉より一歲を長せり如何

信房ノブフサ
後に幸道

伊賀守信澄ノブズミ
後に信利、兄熊之助の後を繼きしなり
信就ノブナリ
天和元年兩國橋修理の時領地より材木を出すべき命を奉しながら其期を誤りし等の罪を以て十一月封地取公せられ家絕ゆ

長門守守隆モリタカ
嘉隆ヨシタカ
九鬼或は九木に作る
紀州牟婁郡ムロノコホリ
八庄司ヤツシヤウジ

湯川ユカハ	玉置タマキ	新宮シングウ	
安田ヤスダ	井谷イモガセ	中津川ナカツカハ	
野長瀨ノナガセ	湯淺ユアサ		
英虞アゴ	七島ナヽシマ	波切ナヽリ	
田畔タクロ	立神タテカミ	答志タフシ	
加茂カモ	田城タシロ	二見フタミ	

伊勢國司は北畠家

し申ければ、御ゆるし蒙て、上田の城には向はず、關が原の合戰終て、天下悉く德川殿に歸し參らせ、伊豆守信幸、勳功の賞に申替へて昌幸幸村、死刑をば宥められ、信幸大に悅て、此由を告しかば、父子上田の城を出て、高野山に遁れ、慶長十四年、安房守昌幸入道、年六十五歲にて死しぬ、左衛門佐幸村は、大坂の軍起りし時、子息大助、引具して、城中に籠り、類ひなき振舞して、父子ともに打死す、父は四十六歲子は十六歲と云伊豆守信幸は、父と弟とが命、乞ひ受け申せしのみにあらず、上田の城に餘多の地加賜て、沼田の城をも合せ領す、沼田二万七千石、上田二万八千石、加增五万石、合て十一万五千石也大坂の軍起りしに、信幸父子、將軍家の先陣して、城を攻む、再び軍起りしに、子息兄弟、大御所の先陣して、天王寺に向つて合戰す、元和八年、信幸信濃國松城に移さる、十三万石沼田を領する事、元の如し、明曆二年十月晦日、信幸致仕す、嫡子河内守信吉早世し、二男內記信政に家を讓り、松城十万石嫡孫熊之助に、沼田の城を分ち給ふ、三万石同四年七月十六日、入道して一當齋と號し、同年の十月十七日、九十三歲にて卒しけり、內記信政、信幸が二男なり、生年十九歲にて、大坂の軍は從ひ、兄信吉早く卒しければ、父が家讓られ、松城の城を領し、明曆四年二月五日、年六十二歲、父に先たちて卒す、其子伊豆守信房、父に繼き、寬文九年十二月廿五日に叙爵す、

伊賀守滋野信澄は、河內守信吉が子、伊豆守信幸が嫡孫なり、父信吉十九歲にして大坂の軍に隨て、高名を施し、再び軍起りし時、大御所の先陣し、首廿七を切て獻る、父に先立て卒しければ、家をば舍弟信政繼き、子息信澄、沼田の城を讓られ、明曆二年十二月廿六日に叙爵す、信澄が男信就、寬文九年十二月廿五日、叙爵して彈正忠に任す、

九鬼

長門守藤原守隆は大隅守嘉隆が男、其先祖紀伊國熊野八庄司の一人にて、子孫住せし地の名に因り、九鬼とこそ名乘りけれ、

按ずるに、湯川玉置新宮安田芋瀨中津川野長瀨湯淺、是を熊野の八庄司とは申すなり、九鬼が祖、其中いづれの庄司と云ふ事を、知らずと云ふ、

守隆八代の祖隆良が時に當りて、志摩國英虞の郡に押渡て、石川七嶋の輩と戰ひ、終に波切田畔立神等の地を打隨ふ、其孫大和守隆次、又答志の郡を合せ領し、其子山城守泰隆が時、始て加茂の鄉田城の城を構へて住む、伊勢國司の方人して、山田

の神官と戰ひ、戰功を致しければ、其賞として、國司より二見七鄕の地をぞ、たぶたりける、其子宮内大輔定隆、其嫡子宮内少輔淨隆、二男右馬允嘉隆、是後に大隅守が事なりけり、淨隆が時に至て、七嶋の輩、北畠殿（則伊勢の國司）加勢乞て、九鬼が田城の城を攻む、淨隆が武勇いみじきに依て、終に城をは落されず、戰の中にぞ死したりける、其子彌五助澄隆、叔父嘉隆と共に田城の城に籠つて、防き戰ふといへども、多勢に無勢、叶はずして、朝熊岳に落行く其後合戰度々にて、再び田城を攻取て、幾程なくて死しけれは、右馬允嘉隆、家繼き、伊勢の國に取つても、南方 九頭の中となり、鳥羽の城にぞ住けしる、去程に、織田上總介信長、伊勢國を隨へんと、永祿十二年の秋、尾張の國を立て、大河内の城に發向す、右馬允嘉隆等、國司に背き、織田殿に組みす、北畠の軍、利なくして、權中納言具教卿、信長に中直りし、織田殿の二男を養て、其家を讓らる、北畠前内府信雄公と申し、此時は茶筅御曹司と聞えし御事なりけり、斯て嘉隆、信長に隨て、高名又度々に及べり、天正二年、伊勢國長嶋の城に向ひ、海路より攻入て、敵を破り、同き六年の秋、攝津國大坂の城を攻らる、嘉隆軍勢を率て、大船六艘小船餘多に取乘り、伊勢浦を押出し、紀伊の國熊野の浦に差懸て、雜賀の

隆長（タカヨシ）、隆次（タカツグ）、泰隆（ヤスタカ）、定隆（サダタカ）、淨隆（キヨタカ）
七島の輩は浦大差國府甲賀和具越賀濱島の七家なり
澄隆（スミタカ）
朝熊岳（アサマガタケ）
南方は南勢五郡即ち一志多氣飯野飯高及度會にて北畠の所領（トバ）鳥羽（オホカツナ）
大河内は國司北畠家の居城にて飯高郡
具教（トモノリ）は北畠顯能卅八の孫にて代々伊勢國司を傳ふ
信雄（チヤセンオンジヨウシ）養子と成て具房（トモフサ）
茶筅御曹司（チヤセンオンザウシ）
公卿の子息を敬稱して御曹司（ザウシ）といふ
雜賀（サイカ）　水津（キヅ）
大坂城は一向宗本願寺の居城石山（イシヤマ）といふ

志州記に右馬允日本丸と云船に乘り石火矢仕懸今や〳〵と相待こと五十餘日西國にも此事風聞し船軍の用意し六百餘艘催し程なく來り日本丸目懸け石火矢棒火矢打掛たれど右馬允少も騒かす敵に飽迄攻させ間近なれば八方の石火矢を一度にどつと放つ敵周章ふためき逃廻を追掛〳〵討取敵散々に敗亡すと見にたり
蟹江（カニエ）は大野と共に尾張なり諸本伊勢とあるは誤にて此攻取は小牧陣の時なり
朝鮮陣は太閤記に九鬼は昔より事舊たる舟大將なればとて大隅守が舟へ島津加藤藤堂等の諸將相會して軍令七條を定めし由見ゆ
稻葉道通（イナバデヅウ）は伊勢岩出（イハデ）城主なり領内の木材を輸送するには九鬼の管内を過ぐ從來津稅を九鬼に納れしが

人々と船軍し、兵船三十餘艘を奪取る、和泉の國堺の浦に至て、四國九州の輩が、大坂に往來せし海上の通路を差塞く、同き十一月六日、西國の兵船六百餘艘、木津浦に寄來る、九鬼兵船を揃て、乘り向ふ、陸に陣せし御方の人々、波打際に滿ち〳〵て見物す、手合の戰、九鬼負色になつて押戻す、陸の人々、是を見て、あはや負色しつと、片唾を呑て見る所に、追ひ來る敵船、近寄せて、六艘の大船より、大鐵砲いくらともなく、揃て只一同に打出す、六百餘艘の船共、忽に打碎かれ、散々になつて逃げ散れば、信長の御感、大方ならず、信長うせ給ひて後、北畠に背き、秀吉の方人して、尾張の國蟹江の城を取り、大野の城を攻む、德川殿の御勢に、打破られて引退く、關白四國九州を攻め、朝鮮を討ち給ひしにも、常に海路の大將を承る、太閤薨し給ひし後、慶長四年の夏嘉隆、稻葉藏人道通と、相論の事起て、德川殿の御裁斷を仰く、嘉隆が申す所、その謂れなき由を仰下さる、嘉隆大に怒て、息男長門守 守隆に家讓て引籠る、明れば五年の秋、長門守 守隆、德川殿に隨ひ、奥の御陣に馳參る、かゝる所に、上方の軍又起る、石田三成、嘉隆日ごろ德川殿を恨み參らする事を、知てけれは、頓て彼に牒狀す、嘉隆をまづ子息が鳥羽の城を奪ひ、賊船を催し、東海の津々浦々に

押入て、兵粮おし取て、美濃尾張の城々に籠め、紀伊國新宮の住人堀内安房守氏喜を呼迎へ、鳥羽の城を守せて、我身は稻葉藏人が岩出の城に押寄たり、長門守守隆、東國の味方として、夜を日に繼て、本國に馳歸り、鳥羽の城に使立て、言を盡して請けれども、城をば終に返されず、守隆力及はずして畔名の古城に要害を搆へ、父子東西に相別て、日夜にこそは戰ひたれ、氏家内膳正純利、桑名の城より打出て、畔名に押寄す、守隆、氏家を打破り、首餘多切て、關東へ參せしに、中泉の御陣に到來す、これ此度德川殿西に向はせ給ひし後、初度に獻る首なれば、御感尤も淺からず、關が原の合戰、上方の軍悉くに破れしかば、嘉隆新宮に伴ひて、紀伊國へぞ落行きける、長門守守隆、鳥羽の城に入て、頓て大坂へ趣き、德川殿に見參し、池田輝政に付て、守隆が勳功の賞に、申替へて、父が首つがん事を訴ふ、御免なかりければ、輝政又福島左衞門大夫正則と相謀り、重て二人一所に歎き申さる、さらばとて、大隅守嘉隆が死刑を宥められし上、守隆所領の地餘多加へたぶ、二万石を加へられ本守隆領合て五万六千石歡ふこと、限りなく、頓て新宮に使たてゝ、此由かくと告げけるよ、嘉隆自ら首はねて、死したるこそは無慚なれ、年五十九歳

太閤薨後これを停む
嘉隆之を訴ふ東照公判して故太閤の時既に農商の便利を謀り淀宇治等の濟税を免ぜらる伊勢の如きは遠方なる故其沙汰に及ばずして薨去ありしなりと云はれたり
堀内氏喜ヲチヨシ
紀伊新宮城主にて嘉隆の女婿なり
畔名アゼナ
畔名語本畔乘とす
氏家純利スミトシ
一に行廣に作る
桑名クハナ
桑名より畔名を攻めしにはあらず西軍應援の兵船を導きて伊勢海に入らんとするを守隆之を海上に支へて戰ひ勝ちしなり此時の感狀は
西國船其表へ廻候處三艘乘捕敵數多被討取首到來一段感悦之至候猶其許無越度樣御手置肝要に候恐々謹言　九月七日
中泉ナカイヅミは遠江
新宮は堀内なり

嘉隆の西軍に應ずるや兵船三十餘艘を率ゐ尾張三河の海岸に漕寄ぜ村里の米穀を掠奪してこれを大垣城に送る村民の命に應ぜぬ者あれば男女を論ぜず之を殺し又民家に放火などせしとぞ故に東照公深く其所爲を憎まれしと云ふ

明星ミャウジャウは參宮道
原書星崎とあり志州記に依て改む

世に傳ふる所、嘉隆自害しける事は、初め長門守守隆、奥の御陣より隨ひし時、家のおとな豐岡五郎右衞門と云者して、鳥羽の城を守らす、嘉隆が石田に組して、城奪はんとせし時、豐岡も、さすがに敵し難くて、嘉隆にさけわたす、凡そ兵の城を守ると云ふは、かゝる事の爲にこそあれ、如何に主君の御父なりとも、餘りに穩便なる豐岡が振舞かなと、傍輩打寄々々爪はじきしけり、此を口惜しとや思ひけん、嘉隆が在かを、忍ひ〳〵に尋ぬるに、熊野の奥に隱れ居たりと聞て、新宮の城に行向ひ、安房守氏喜に附て、長門守殿、内府に御歎きあつて、此度の賞よ申替へて、嘉隆の罪、宥められ、某急き參り向ひ、御供申すべき由の御使に、來り侍るよと申しけれは、嘉隆運や盡きたりけん、やすゝゝと、たばかられて、豐岡を具して、本國に趣く、豐岡は道にて嘉隆に向ひ、誠は君の御事、内府の御憤、殊に深く、當家既に亡さるべきに事定て候、あはれ如何にも御計らひあつて、御子孫の後榮を期し給ふべしと云けれは、嘉隆さらば我首取て、德川殿へ參らせよとて、腹切てけれは、豐岡首取て歸るとて、伊勢の明星の茶屋にて、嘉隆の罪、御赦免の御教書に行逢ふ、豐岡按に相違して、以の外に驚きしが、さらぬ躰にもてなし、守隆に

参て、某熊野に參じ、大隅守殿の御供仕るべき由を申て候に、いかに親子の中なりとも、一度敵と成て、生て再ひ對面に及ぶべき事、叶ふまじき由、仰せ候ひし程に、何か苦しう候べきと、様々に諫め奉しかば、さらばとて、歸らせ給ひしが、既に本國へ近づかせ給ふに付ても、猶御心の中や解け給はざりけん、密に御腹をめされて、後某を召し、御首を賜はるべき由を、仰せ候ひしかば、力なく仰に隨て候と、誠しやかに語て、父が首を差出しければ、長門守も、大にあきれて、せん方なく、徳川殿へ此由を申て、父が首をまるらせけり、徳川殿も不便の次第なりと、仰ありて首をば返へし下されける、年經て後、豊岡が所爲、悉く顯れしかば、守隆大に怒て、重科に處したりと云ふ、

同き十九年の秋、大坂の軍起ると聞えしかば、守隆兵船に取乘て、本國を立ち、十月十九日、攝津國に押渡て、大船五十餘艘小船五艘、川口を差塞て、諸國往來の船を禁じ、大坂の番船共奪取り、野田福島の要害を攻め破る、守隆年六十歳、寛永八年九月にこそは卒しけれ、日未た聞かず　守隆男子四人あり、嫡子志摩守良隆、慶長十七年七月晦日良隆駿河に參り、初て大御所に見參し、來國次の御刀を賜し事、家忠日記追加に出つ　二男長助貞隆、二人ながら、父に先立て死してけり　三男式部少輔隆季、四男大和守直隆、嫡男志摩守良隆、男子なかりしかば、大和守直隆を世嗣として、其家を傳へけり、其系圖に出つ

或書に初め大隅守嘉隆が、石田に組みせし時に、上方の軍勝つことを得ば、嫡孫なれば式部少輔隆季を、世嗣にせんとす、守隆この故に、式部少輔隆季に家繼がせん事を憚り、其弟大和守直隆して、家繼がせたりと云ふ、大に誤れるにや、

守隆卒して後、彼家の本領鳥羽の城、直隆に賜はり、寛永十年、攝津國三田の地に移さる、丹波の地共に三万六千石と云ふ　直隆慶安二年正月廿日に卒し、長子長門守隆昌家を繼き、寛文九年六月廿八日に卒す、男子なかりしかば、松平相摸守光仲の二男養て、家繼がせん事を望みしに依て、御許を蒙り、元服の後、和泉守に任し、隆仲と名乘る、

式部少輔藤原隆季、長門守守隆が三男、父が遺言に任せて、所領を分ち給ひ、一万石寛永十年、所領の地加へ給ひて、丹波國何鹿の郡漢部に移る、一万石を加られ合て二万石の説に依て見る時は、慶長五年、守隆に賞加へられしは、一万石を領す○按するに是等の地にや、世には二万石を加へられしと云ふ覺束なし　隆季卒して、後其子大隅守隆常、家を繼く

金森

ノダ　フクシマ
野田　福島
志州記に翌年五月大坂御陣如去年大坂川口へ番船を懸け自身は尼崎に在り落城の後廣島表の落人改可申旨被仰付生捕數百人首數多差上秀忠公殊御感御書代並に被成とあり
九月十五日卒
七月晦、日記には六月廿七日とす

サンダ
三田

イカルガアヤベ
何鹿郡漢部今は綾部

タカマサ
隆昌

タカスエ
直隆

ナホタカ
後に久隆

ヨシタカ
寛永十一年三月年三十歳にて卒す二人ながら父に先立つとあるは誤なり

タダタカ
貞隆

タカスエ
隆季

タカツヲ
隆常

ミツチカ
池田光仲

タカナカ
隆仲
後に隆律

式部少輔隆季一本に隆秀とするは誤なり

出雲守可重（アリシゲ）
土岐成頼の次男定頼大桑兵部少輔といふ其子定近江州金森に移り地名を氏とす（トガナカ）長近は其中子なり
可重は長屋景重の子越前は朝倉氏
郡上（グシヤウ）　大野（オホノ）
徳山（トクノヤマ）は地理相違にや

三位中將は織田信忠

柴田勝家
羽柴秀吉
前田利家
不波光治（シヾガタケ）
志津岳（シヅガタケ）
高山（タカヤマ）

有馬道昌徳永壽昌と相並で三法印と稱す

上有知（カウヅチ）　關（セキ）
金田（キンダ）

長男飛驒守重近（シゲチカ）
慶長十九年籠居
次男甲斐守重次（シゲツグ）
寛永二年九月卒

出雲守源可重は、美濃國の住人五郎八長近入道素玄が養子也、可重が父の名は詳ならず　入道初め織田殿に仕へ、此處彼處の戰に、度々の高名を顯す、天正三年八月、終に一方の大將を承り、原彦四郎と同く、越前國に發向す、美濃の郡上の郡より、徳山を越て、大野郡に打て入る、數箇所の城を攻め落し、多くの敵討取て、諸手の寄手、一同に國中に亂入る、賊徒悉くに平げ〻れば、其賞として大野郡を分つて、金森原にぞ給はりける、三つが二つ金森に、一つを原に給ひし也　是よりこのかた、北陸の軍は云ふに及はず、畿内山陽の戰に隨はずと云ふ事なく、同十年二月、三位中將殿、甲斐國に攻入り給ひし時、長近三千人を引率して、越前國を立て、甲斐國に向ふ、此年六月、織田殿父子打れ給ひし時、長近が二男忠三郎長則、生年十九歳、信忠卿の御供して、二條の御所にて、腹掻切て死してけり、幾程なくて、柴田羽柴、不快の中と成て、既に軍起らんとす、長近前田不破の人々と、兩家の中直したり、明れば十一年二月、勝家秀吉の兵、終に起て、近江國志津嶽にして、戰を合す、北陸道の人々、皆勝家にぞ組しける、斯て勝家滅て後、長近可重終に秀吉に從ひ、同十四年、飛驒國を領し、高山に住す、二万八千石を領せしと也　同十四年比の軍功を賞せられし所なり、其後、長近が父子、東西の軍ゝ隨はずと云ふ事なく、長近さる古兵なりしかば、入道の後、兵部卿法印に成されて、常に關白の御側に侍ひ　當時御咄の衆と云、其入道せし事何れの比にや詳ならず　又徳川殿にも、親しうこそは參りけれ、されは太閤薨し給ひ、彼家の奉行人、徳川殿を失ひ參らせんとする事、度々に及ひしに、常に徳川殿の味方に參り、慶長五年の秋、入道可重打連れ、徳川殿に隨て、奥に向ふ、上方の軍起りぬと聞えしかば、可重本國に馳せ歸り、美濃國に向て軍し、父入道は、徳川殿の御供し、海道より攻上る、關が原の合戰終て後、父子の功を賞せられて、新恩の地を加へらる、濃州上有知關、河州金田等、一万石の地を加へ賜ふ、飛驒國は云に及はず總て三万八千石なり　入道年積て八十四歳、慶長十二年八月十二日に卒す、其所領の地を分て、二人の息に賜はる、出雲守可重、初め長近ゝ養れて、織田殿に仕へ參らせ、其後秀吉に屬して、父子同しく此所彼所の戰に從ひ、關が原合戰の時、美濃國郡上の城を攻落し、父の入道卒して後、飛驒國を賜はる、大坂の軍起りし時、可重が男長門守重賴、馳せ向て、城を攻む、再ひ軍起りしには、先づ和泉國岸和田の城を守る、大坂の戰、既に敗れて落ち來る者共、二百八人が首を切り、八人を生捕て獻る、此年元和元年閏六月三日　可重年　五十八歳にて卒し、三男長門守重賴家を繼き、出雲守に任す、初め重賴、幼時より徳川殿に近

侍し、慶長十八年叙爵して、長門守と成され、大坂の兵起りし時、御陣に隨ふ、尾張國名護屋に御陣を召されし時、美濃國にして、新恩の地を賜はり、關吉田等三千石の地　再ひ軍起りし時にも、大御所の御陣に從ひ、父卒するに及て、家を繼く、慶安三年閏十月七日五十七歳にて卒す、其子長門守賴直、寛永二年十一月十二日叙爵し、重賴卒して家を繼く、頭の毛禿なりければ、望み乞て剃髪し、立軒と號し、寛文三年二月廿三日の事なり　寛文五年七月十八日、四十七歳にて卒す、其子飛驒守賴業、家を繼く、寛文十一年十二月廿八日に卒す、二十四歳、其子萬助賴時、七歳にして父に繼く、

五郎八長光は兵部卿法印素玄が次男也、初め法印、五郎八長近と申せし時、出雲守可重を養て子とす、其後一人の男子を設く、忠三郎長則是なり、後に及て、又一人の男子あり、法印が死せし後、大御所、駿河國に召れて、始め法印に賜はりし美濃河内等の所領を分ちて、彼が幼息に賜はり、五郎八長光とは申けり、濃州關上有知、河州の金田等總て一万石の地　慶長十六年八月六日、長光世を早うして、世嗣なければ家絶えたり、時に長光六歳也といふ

分部

左京亮源政壽は累代の先祖、伊勢國に住して、當國安濃奄藝兩郡の主長野が家の

賴直ヨリナホ
賴業ヨリナリ

賴時の孫賴錦の時に至り領民强訴等の罪を以て寶暦八年十二月所領沒收せらる

五郎八長光

大御所は東照公

十月六日一に八月廿三日とす

左京亮政壽マサヒサ
後に光嘉ミツヨシ

長野家記には分部氏も工藤の一族とす　四郎二郎光定伊勢分部城に住して氏とす　弟光恒其子光高相繼て長野家に仕ふ政壽實は細野藤光の子にて光高の嗣となる

安濃　奄藝　長野　細野　河北

工藤祐經スケツネ　祐長スケナガ　高景タカカゲ

家記に親光とし高景を誤りとす而て尊氏公より安濃郡を賜り申候と記せり　右大臣北畠顯能建武中伊勢國司となり八世にして具教に至る　永祿十年羽野の合戰政壽十六歳にて軍功を顯す此戰に父光高討死したり織田公の陣に參しりは其翌年十七歳の時なり

具祐　信包ノブカネ　上野　多氣

被官たり、其系圖を見ねば委き事を知らず　永祿十一年の春、織田殿、伊勢國を討たんとて、先づ細野の城を攻めらる、左京亮政壽、河北内匠助と打連れて、信長の御陣に參り向つて、申けるは、抑も長野の家と申すは、工藤左衛門尉祐經が二男薩摩守祐長が子孫、元弘の初、當國安濃郡を領して、長野の地に住せしより、長野とは名乘てけり、

伊勢軍記には、元弘の初、工藤次郎左衛門高景、當郡を賜はりし由、見えたり、一說に薩摩守祐長が時、既に當郡を領せしと云ふ、何れか實なる事を知らず

北條既に亡ひ、尊氏將軍の時に至て、安濃奄藝兩郡の地頭職を賜はり、手に從ふ所の軍勢、凡五千人、國司北畠殿と地を爭ふこと、代々を經て、左衛門尉祐則が代に及ひ、國司源中納言具教卿と中直りし、彼が二男申請て、己が家を繼がす、今の長野次郎具祐と申す是なり、彼既に工藤が後胤に非れば、一族の間も快からず、あはれ長野が家、絶えさらんやうを計らはせ給はらんには、政壽等、如何にも計て、彼が一族郎從等、皆々味方に參らすべきにて候とぞ望みける、織田殿大に悦ひ給ひて、頓て舍弟信包を長野上野介と名乘らせ、軍勢餘多差添へ、當國上野の城にすゑ置かる、去程に、長野次郎具祐、長野の城にたまり兼ね、父の國司を賴て、多氣の郡に落行く、

雲林院草生家所細野乙部中尾の者共、降人に成て參りしかは、分部河北を初として、悉く皆信包の手にこそ附られけれ、其後織田殿失せ給ひ、秀吉世を知し給ひし後、文祿の初、上野介信包（信包此比ハ本性に返て織田と名乘り關白の執奏にて四位侍從に成されし也）聊の事に罪せられ、公御龍愛被成候處に信包御内室申候は秀吉今天下御取候ても本は識田家の被官也我娘を其妾になし置候事口情さて留置不返候意趣の由承傳候其後長野内藏丞御意見申上候は時代にて御坐候間於市女郎を御奉公にさ申上候故十四才の時出し候得共秀吉公御手懸り不申候由其秋丹波柏原庄明き有之候故三萬六千石御知行被成候とあり本文近江國及石高は共に誤ならん信包京都に閑居す

富田知信（トモノブ）

安濃津の城主にて、本書第十二に譜あり

上方軍勢は毛利秀元、吉川廣家長曾我部盛親鍋島勝茂等なり

雲林院（クサブ）草生（イヘドコ）家所（ナカヲ）中尾

家記に信包長野家御相續十二万石云々嫡女を姫路樣と申秀吉公御龍愛被成候處に信包御内室申候は秀吉今天下御取候ても本は識田家の被官也我娘を其妾になし置候事口情さて留置不返候意趣の由承傳候其後長野内藏丞御意見申上候は時代にて御坐候間於市女郎を御奉公にさ申上候故十四才の時出し候得共秀吉公御手懸り不申候由其秋丹波柏原庄明き有之候故三萬六千石御知行被成候とあり本文近江國及石高は共に誤ならん信包京都に閑居す

富田知信（トモノブ）

安濃津の城主にて、本書第十二に譜あり

上方軍勢は毛利秀元、吉川廣家長曾我部盛親鍋島勝茂等なり

木食上人は高野山興山寺住僧應其なり常に豐太閤に從ふ謂ゆる陣僧なり

慶長六年十一月政壽卒年五十歳

政壽寅子中務光勝あり、しが慶長四年廿九歳にて死せり

長野正勝其妻は政壽の女なり

木食上人は高野山興山寺住僧應其なり常に豐太閤に從ふ謂ゆる陣僧なり

慶長六年十一月政壽卒年五十歳

政壽寅子中務光勝あり、しが慶長四年廿九歳にて死せり

長野正勝其妻は政壽の女なり

大溝（オホミゾ）

寛永廿年二月光信卒年五十三歳

近江へ移封は元和五年八月の事なり

嘉治（ヨシハル）

嘉亮（ヨシスケ）

池田長信（ナガノブ）

信政（ノブマサ）

久兵衛友政（トモマサ）

諸本或は友次に作る者あり誤なり

魚名（ウヲナ）

利仁（トシヒト）

景廉（カゲカド）

景朝（カゲトモ）

大溝

寛永廿年二月光信卒年五十三歳

近江へ移封は元和五年八月の事なり

嘉治

嘉亮

池田長信

信政

久兵衛友政

諸本或は友次に作る者あり誤なり

魚名

利仁

景廉

景朝

軍を止め、色々に拵へしかは、富田は城を去りにけり、政壽同しく爰を出づ、關が原の戰、終て後、勳賞行はれ、所領倍して賜る、二万石 政壽 女子のみ有て、男子 無ければ、其外孫を養て家繼がす、左京亮光信とぞ申ける、政壽卒せし年月未た知らず

伊勢軍記を按ずるに、光信は政壽が婿 長野治右衛門某が男也、某元は尾張國の者、童なりし時より上野介信包に仕へて、齋藤治助と申せし也、信包 長野の家を繼さし時、其氏を給ひしかは、長野とは名乘れるなり、

光信大坂の軍に從ひ、首五十を切て獻る、光信が代に當りて、近江國大溝の地 賜て移る 光信が卒せし年月、未た聞かず、又所領の地うつりし年月詳ならず、或說に慶長十年に移されしとも云なり 其子 伊賀守 嘉治、父に繼て、明曆四年六月十日三十二歳にして横死せり、其子若狹守嘉亮、父に繼く 年十九歳にして、寛文七年六月十二日に卒し、世嗣なかりしに依て、池田修理亮長信が子、養て世嗣とす、寛文七年十二月廿七日、叙爵して隼人正に任し、信政と名乘る、

遠山

久兵衛藤原友政は、河邊の左大臣魚名公の苗裔、鎭守府將軍利仁八代の孫、加藤次景廉が男、遠山景朝が後胤なり、累代の先祖、美濃國遠山に住して、末流七つに分れ

しかば、七遠山とは申しけり、友政父祖の跡を繼て、苗木の城にあり、其後所領を失て、三河國に落ち來り、德川殿に仕へ奉り、菅沼小大膳定利が手に屬られたり、

或書に友政初め美濃守護齋藤 右兵衞佐 龍興に屬しけれは、信長の爲に亡されしと記す、不審、天正十年、信濃の木曾、武田に背き、苗木 久兵衞に付て、信長に心を通せし由、安土日記信長記等に見えたり、此年信長も討れ給ひし上は、信長の世を終る迄は、久兵衞は苗木に在りしにや、又一說に秀吉の御時に、所領失ひし由、申傳ふ、秀吉美濃の屋形信孝を、討ち參らせられし時の頃にや、其系譜を見ざれは詳ならず、又甲陽軍鑑にも、苗木が事、所々に見えたれども、分明ならざる歟

慶長五年の秋、石田等が兵起て、東山東海兩道より攻下るべしと聞ゆ、友政急き本國に馳せ向ひ、地下人等催し、敵の要害を攻め破り、山道を開き、中納言殿の御勢を迎ひ奉るべしと望みけれは、申す所神妙なりとて、御許しを蒙り、夜を日に繼て、馳せ上り、地下人等を催すに、累代の地頭なりけれは、招かざるに、馳せ集る者引も切らず、友政大に悅ひ、軍勢を引具して、敵の要害、此處彼處攻め破る

關が原の諸記に記す所、まちく〳〵なり、一說には、此時苗木の城をは川尻肥後守

苗木城主遠山、一族戰死す　織田信長公ず一族右衞門佐友勝をして其家を繼がしむ　男友忠の時豐臣秀吉公命して森長一の麾下に屬せしむ　友忠肯ぜず森の兵と戰ひしが後遂に城を長一に渡し子友政と共に德川氏に歸せしとぞ　これ天正十一年の事なり

地下人は領民といふに同し　地頭へ對して此稱あり

中納言は德川秀忠公

川尻直次ナホツグ

落合は美濃

關原史に苗木は元遠山の所有なり　上國變起る　友政美濃の地理を具申し舊領恢復を請ふ　家康黃金百兩銃器彈藥を與へ苗木に向はしむ　友政の苗木の村民を諭降し　共に城に逼る　城代關盛祥防戰支へず　遂に城を致して去る　月日詳ならず　蓋八月下旬なりとあり

友政元和五年十二月卒　年六十四歲

秀友ヒデトモ　寬永十九年正月卒　年三十四歲

友貞トモサダ

友春トモハル

但馬守慶隆ヨシタカ

盛政モリマサ

直次、領しけるが、川尻當時大坂に在り、留守の勢、少々城に在り、遠山押寄せ戰ひ、終に城を攻め落すと云々、一說に苗木の城を、關次兵衞某守て、中納言殿、山道を登らせ給ひし時、落合と云ふ所に着かせ給ふを見て、道の傍の山の端より、足輕少々出して鐵砲を打掛けしかば、海道の軍の手合あるべしとて、馳せ登らせ給ふ故に、打捨て通らせ給ふ、敵もとより無勢なれば、御跡を慕ふ迄もなく、引て入ると云々、一說に、關は川尻が家人にて、苗木は留り守りし者とも云ふ、かく諸說區々にして、未ざ遠山家に傳へる所を聞かざれは、本文には只其大略をしるしぬ、

關が原の戰終て後、勸賞を行れ、本領を賜て再び苗木の城を安堵せり、一万五百石　其子刑部少輔秀友、秀友卒して、其子信濃守友貞、家を繼き、寬文元年十二月廿八日敍爵し、延寶三年五月六日、三十五歲にして卒す、其子和泉守 友春、父に繼き、延寶四年十二月廿六日敍爵す、

遠藤

但馬守平慶隆は攝津國の渡邊黨遠藤の後胤なり、兵庫頭盛政が時に及て、其母土

渡邊黨は嵯峨源氏諸國の武士一族相組合ふ者を黨と稱す
遠藤は南家の齋爲憲父子相襲きて遠江守となり因て氏とす
土岐光衡ミツヒラ
胤好タチヨシ
胤縁タチヨリ
盛數モリカズ
上總介は信長公
トウ
東は千葉常胤の子胤頼下總香取郡東庄に住して氏とす
常慶ツネヨシ

異本に但馬守慶隆は千葉介常胤が六男東六郎大夫胤頼が後也胤頼數島の道に心を寄せ其風躰を得たり此時鎌倉右大臣此道を好み給ふに依て御覺殊に淺からず其子重胤又所緣に就て二條家に親かりければ彼家の秘訣悉く傳ふ是より子孫打續き此道に名ある者世々に絶えず新後撰以下の數撰集に入りたり重胤が八代の孫下野守常綱が時に及て宗祇法師が爲に家に傳たる古今集を授けしより古の心を知る人今の世に絶えずと承る常綱が末孫常慶が時に至て家つがすべき男なければ美濃國住人遠藤新兵衛胤好が男盛數に娘あはせて其家を譲る是よりして始て遠藤とは名のりけりとあり

慶隆は盛數が嫡子ソチヤク入道素運は重胤の子胤行なれば男は孫とすべし

慶隆は天正十五年所領を削られ一族大隅守胤基と倶に一万五千石を領し小原に住すと武鑑に見ゆ
郡上グジヤウ
大地ダイチ
曾根ソネ
胤基タネモト
織田ヒデノブ秀信は信忠の子

岐美濃守光衡が女なりければ、所縁に付て、美濃國に移る、子孫終に土岐が被官とは成りたるなり、遠藤新兵衛尉胤好が時に及び、織田上總介殿、當國を併せられし時、胤好最初に味方にぞ參りける、胤好嫡子新兵衛尉胤縁は、父に繼て、二男太郎左衞門尉盛數は、東下野守常慶が家を繼くなり

世に云ふ所、遠藤の家系、其說同からず、一には遠藤太郎左衞尉盛數、實は胤好が子、常慶其女に配せて、家譲りぬと、見えたり、常慶が譲を得て、其家を繼かんは、東とこそ名乘るべけれ、遠藤と名乘る事、心得られず、又一說には、遠藤は桓武平氏、其祖遠藤左近將監望任が子遠藤武者盛任が後、盛任十九歳よして出家す、文覺坊則是なりと見えたり、按ずるに文覺坊は、攝津の國渡邊黨にて、遠藤左近將監盛光が孤子、十三歳に成りける時、一門遠藤次郎瀧口遠光と云ふ者、元服させて、父盛光が盛を取り、烏帽子親遠光が遠を取て、盛遠と名付けしとは見えたり、其父の名、望任にもあらず、又其俗名の盛任なるにもあらず、又文覺坊の子ありと云ふ事も心得られず、思ふに、是れ文覺坊が一門なる遠藤が後なるを、かく誤り傳へしも知るべからず、又遠藤氏は、藤氏の由、見えたり、桓武平氏なるべき事も、亦心得られず、但し美濃國の遠藤は、平氏也と云ふ事、東が家を繼きしに依れる歟、其家の說を聞かざれば、如何とも分つべからず

慶隆初は左馬助と申て、盛數が跡を繼き、郡上郡山田の庄を領す、

初め千葉介常隆が六男東六郎大夫胤頼が男中務入道素暹が時、承久の功に依て、美濃國郡上郡山田の庄の地頭職に補せらる、常慶は中務入道十代の孫なり、慶隆其外祖常慶が累代の所領を、譲り得しと見えたり、

秀吉關白の時に及び、左馬助慶隆、傳領の地を失ひて、當國小原と云ふ所に移され、新兵衛尉胤縁が子大隅守胤基は、大地と云ふ所を領し、文祿二年、朝鮮の軍に隨ひ、彼國に死し、其子小八郎胤直、父が家を繼く、

慶隆が郡上の地を失ひし事、其年月いまだ聞かず、思ふに稻葉右京亮貞通が、曾根の城より郡上の城に移されし時の事なるべし、慶隆が領せし所は、七千五百石の地にて、胤直が領せし所は、六千五百石の地なりと云ふ、

慶長五年の秋、東西の軍起りし時、當國の人々、多くは大坂の催促に從て、岐阜中納言秀信の手に從ふ、慶隆思ふ所あれば、其催促に從はず、斯る所に、德川殿の仰とし

て、榊原式部少輔康政が許より、急き東國に組し參らすべき由、傳へければ、慶隆大に悦ひ、頓て東國の味方として、纔なる勢を以て、一族を離れ、多くの敵の中ゝ在て、軍を起す、先祖累代の傳領なれば、郡上の郡、下し給はらんには、速に八幡の城、攻め取るべき由、金森法印に付て、關東に申す、法印が子出雲守可重は慶隆が婿なればなり　德川殿、本領安堵の御教書を成されて、法印が子息出雲守可重、加勢の事承り、夜を日に繼て、馳せ登り、慶隆が許に牒し合せ、終に八幡の城を攻め下す、程近ければ、先づ此由を中納言殿のおはします諏訪の御陣に告け申す、御消息賜て、速成の功を賞せらる、慶隆が一族にて、婿なりける同き小八郎胤直が、當國大地と云ふ所に在て、上方に組せしをも、終に攻め伏てこそ降してけれ、

其系圖を按ずるに、遠藤太郎左衞門尉盛數が兄同　新兵衞尉胤緣、其子　大隅守胤基、文祿二年、朝鮮に押渡り、彼地の軍中に死す、其男　小八郎胤直と云ふ、慶隆は此胤直が家承けし樣に見えたり、いぶかし、慶隆は盛數が子と見えき、然れば小八郎が父大隅守胤基と、慶隆とは、從弟にして、小八郎又　慶隆が第二の娘を妻とせる也、或記に太閤の時、慶隆が本領二萬六千石の地、二つに分て、慶隆には小原

榊原康政ヤスマサ

八幡ハチマン
金森長近入道
此時の事第十卷稻葉譜見合すべし

中納言は德川旁忠公
諏訪は信濃
消息ショウソコ
飛札は手書なり其文
至候金森出雲守被相
談去朔日郡上へ被相
働稻葉右京居城八幡
破敵數多被討取悉押
種々懇望申付て人質
被令相下其より上か
れ之城御取詰是又相
濟申候御手拂無比類
徹共候將又東表仕置
中付候間爲上洛信州
下諏訪迄着陣之條於
其表可申談候恐々謹
言　九月十三日
胤直は岐阜中納言に
屬し上根城に立籠る
後退去して京師に
戰敗て出亡ず
流浪すと或書に見ゆ

の地七千五百石、大隅守胤基には、大地の地一萬八千五百石を賜ひしかば、慶隆安からぬ事に思ひし故、此度も大坂の催促にも從はず、東國に組して、終に本領を合せ領したりと記しぬ、此說の如くならば、慶隆小八郎が家を合せ領せしと云ふ事なるべし、但あらず、系圖に見えし樣は、慶隆小八郎が家を繼きしにて、某が見し系圖に誤あるにや、

德川殿程なく當國に攻め入り給ひ、赤坂に御陣を召されしかば、慶隆御陣に馳參て見參に入る、御太刀御馬幷土產等を獻る關が原の戰の時には後陣を固めしと也　關が原　關が原の軍散して後、御敎書の旨に任せ、八幡の城賜て再び累代の所領を安堵し、二万六千石　同九年叙爵して、但馬守ゝ成され大坂の兵起りし時、馳向ひ戰て、首六十八切て獻る、慶隆年積て八十三歲、寛永九年三月廿一日ゝ卒す、其男長門守慶勝、二十八歲にして、元和元年、父ゝ先立て卒す、前飛驒の國司姉小路大納言自綱卿の男三木　右近大夫　直綱が子、慶隆が外孫なれば、養て家繼がす、但馬守慶利是なり　慶利が子備前守常季、常季が男外記常春、右衞門佐に任し、從五位下に叙す、

慶隆寛永二年致仕し入道して旦齋と號す
慶勝ヨシカツ
元和元年二月卒
アネガコウジ
姉小路高基建武中飛驒國司となり八世相傳へ秀綱に至て滅ふ三木嗣賴自ら其家を繼き國司となる自綱は其子なり天正十三年金森長近來攻め戰敗て出亡ず
自綱ヨリツナ
直綱ナホツナ
ヨシトシ
慶利正保三年六月卒年三十八歲
ツネスエ
常季後に常友延寶四年五月卒年四十五歲

監物源直盛は、人皇七代孝靈天皇の皇子、伊豫の皇子の御末、河野四郎越智通信が末葉也、通信は皇子三十九代の末孫と云なり　初め河野が一族、伊豫國を去て、美濃國に參り、當國の守護土岐が家に仕ふ、主の姓、賜てけれは、姓改て源氏になり、一柳とぞ名乘ける、世に傳ふるは、此家の先祖、双無き鞠の上手なれは、主の土岐、一柳と名乘らせけりと云ふ、其系圖には、只自ら改めて一柳と名乘ると記し、又何れの世より、かく改めしとも見えず、思ふに、尾張國一柳の御厨に住して、かくは名乘り、其後美濃より移りしよや、覺束なし

又右衞門尉直高が時に至りて、父に繼て、當國厚見の郡を領しけり、

系圖を見るに、直高は河野伊豫守通義よりは四代の孫、四郎通信には九代なり、豫章記を按ずるに、通信が五代の孫伊豫守通義、應永元年十一月廿六日、年廿五歳にて卒す、舍弟六郎通之に家を譲ると云々、應永元年より、直高が生れし年、享祿元年に至りて、凡百三十餘年なり、通之より直高まで、三代の間に、百三十餘年を過ぎしと云ふこと、覺束なし、思ふに通之が孫刑部大輔通宜より、直高よ至る迄の間、系圖に洩れし人あるべし

監物源直盛は、人皇七代孝靈天皇の皇子、伊豫の皇子の御末、河野四郎越智通信が末葉也、通信は皇子三十九代の末孫と云なり　初め河野が一族、伊豫國を去て、美濃國に參り、當國の守護土岐が家に仕ふ、主の姓、賜てけれは、姓改て源氏になり、一柳とぞ名乘ける、世に傳ふるは、此家の先祖、双無き鞠の上手なれは、主の土岐、一柳と名乘らせけりと云ふ、其系圖には、只自ら改めて一柳と名乘ると記し、又何れの世より、かく改めしとも見えず、思ふに、尾張國一柳の御厨に住して、かくは名乘り、其後美濃より移りしよや、覺束なし

又右衞門尉直高が時に至りて、父に繼て、當國厚見の郡を領しけり、

系圖を見るに、直高は河野伊豫守通義よりは四代の孫、四郎通信には九代なり、豫章記を按ずるに、通信が五代の孫伊豫守通義、應永元年十一月廿六日、年廿五歳にて卒す、舍弟六郎通之に家を譲ると云々、應永元年より、直高が生れし年、享祿元年に至りて、凡百三十餘年なり、通之より直高まで、三代の間に、百三十餘年を過ぎしと云ふこと、覺束なし、思ふに通之が孫刑部大輔通宜より、直高よ至る迄の間、系圖に洩れし人あるべし

直高男子二人、兄は市助直末、弟は四郎左衞門尉直盛とぞ申ける、直末父よ繼きて織田殿に仕へ、信長討れ給ひて後、秀吉に属し參らす、秀吉北畠殿と軍起りて、天正十二年の夏、美濃國竹が鼻の城を攻落して、直末に賜ひ、一万石　又伊豆守に任す、同き十八年、相摸の北條を討れし時、直末山中の城の先駈して討死す、關白惜ませ給ふこと限り無く、舍弟直盛して、其家を繼がせ、監物よなされ、尾張國黒田の城に遷さる、三万石　慶長五年の秋、德川殿に隨て、奥に向ひ、上方の軍起りしかは、引返して攻め上り、所々の高名、其類ひ少からず、因て勸賞として、伊勢の國神戸の城を賜ふ、家忠日記追加には明る慶長六年に賜ふと見ゆ、其他の書には、皆五年十一月に賜ふと云、又七万石と云、五万石と云、両説あり　同十年、二男直家、人質として關東に奉る、將軍家御感あつて、頓て御恩を蒙りぬ、八十四人扶持　十四年、子息等叙爵して、嫡子直重丹後守、二男直家美作守に任ず、大坂前後の戰に、父子共に馳せ向ひ、討取る首四十を獻れり、直盛代々の將軍家に仕へ奉り、左大臣家の御時に至りて、抑も伊豫の國は、累代の先祖領したる國なれは、彼國にして、所領賜り、長く子孫に傳へはやと望み申て、卒しけれは、寛永十三年、彼が望に任せて、子息等に彼國にて、所領分ち賜りしとぞ聞えける、世に傳る所、斯の如し、誠に然りしにや直盛卒せし年月日未た知らず　嫡子丹後守直重、父が遺領

直高天正八年七月卒五十二歳一に六十二歳とす
直末ナホスエ　十八年二月廿九日年四十五歳にて戰死　北島殿は織田信雄　小牧合戰なり
竹鼻　タケガハナ
山中　ヤマナカ
黒田　クロダ
奥は會津の上杉　或書に竹鼻にて三万石黒田に移て五千石を加ふとあり
神戸　カンベ　五年五万石を正とす
直重ナホシゲ
直家ナホイヘ

監物直盛ナホモリ
伊豫皇子は彦狹島命　伊豫國越地に封せられ故に此稱あり　其子孫因て越智を姓とすされどこれ誤傳なり　此事第十卷稻葉譜に說くべし
河野通信ミチノブ
土岐は美濃源氏鎭守府將軍滿仲の嫡光衡　鎌倉幕府より此國守護に補せらる　鞠は蹴鞠の事
一柳　ヒトツヤナギ
御厨は伊勢の神領　ミクリヤ
直高の父は一柳太郎右衞門通宣といひ浄柏と號す　河野刑部大輔通直の子なり
厚見方縣兩郡の内に三百貫を領すといふ　アツミカタガタ
南海通記に通義の子を刑部大輔通久とし其子を通直とす　之に依れは通之通久の間其系を誤れるにや

分ち賜ひ、伊豫國新居郡西條に住す、三万石〇卒せし年月日、未た知らず　其子　監物　直興、家を繼き、舍弟半彌直照に所領分つ、三万石の中にて、五千石を分つと云ふ　直興、後に罪蒙り、寛文五年七月廿九日、加賀の國へ流され、加賀守綱利に預けられて家絶えぬ、

禁裏修造の時、直興、其役に隨ひしが、修造畢ての後、密に豫州へ下り、遷幸の時に臨みて京都にあらず、殊に平日淫逸の聞え多くして、所領沒收せられしなり、

美作守源直家は、直盛が二男なり、初め質子として、關東へ參りけれは、將軍家より台德院殿　祿賜りて仕へ奉る、父卒して其遺領分ち賜ふ、伊勢の神戸の地にて二万石、伊豫國大相國　豫の川上と云所に、城を搆へんとせし内に卒す　程なく卒して男子なく、小出伊勢守吉親が二男よ、娘配せて、家にて一万石、合せて三万石を領し、伊繼かせん事を望み申けれども、其事早く御聽に達せずして卒しぬ、彼が所領三が二を減せられ、其一つを賜り、吉親が二男して家繼せられ、一万石　宇右衞門　直次と申す、其子對馬守直好、後には土佐守

藏人源直頼に直盛が三男、父が遺領を分ちて、伊豫國小林の地を賜ふ、一万石　其子　山城守直治　後に右近將監　又兵部少輔

市　橋

下總守藤原長勝は、壹岐守長利が男、累代の祖、美濃國池田の郡市橋の住人なり、先祖は三條庶流の藤氏にて、專順と云し人、初て當國に下り住む、專順より長利に至るまで、幾代と云ふこと詳ならずと云ふ、一說に大和源氏の流、成田三郎光治、承久の勳賞よ、美濃國池田郡市橋の庄の地頭職に補せられ、後子孫當國に住して、市橋と名のる、光治七代の孫七郎左衞門尉利治、嗣なくして、三條家の庶流利尚をして、家繼がす、利尚壹岐守に任し、入道の後、專順と號す、此則ち壹岐守長利が父なりと云ふ、

長利初め織田殿に屬し、其後關白秀吉に從ひ、天正十三年三月十三日、七十三歳にて卒す、下總守長勝、又織田羽柴の兩家に仕へて、美濃國今尾の城を領す、一万　慶長五年の秋、德川殿の奥の御陣に隨て、東國に在り、上方の兵又起ると聞て、關東の御方として、本國に馳上る、大坂の軍勢、東國に攻め下ると聞えしかは、其勢僅に六百人、今尾の城に楯籠る、市橋が分際、さも有らん、東國の敵、破れなは、降人にこそ、參るべけれとて、伊藤丸毛が勢、藤川の前に陣取て、攻むるにも及はず、長勝城より討て出て、水を隔て、矢軍に日を暮し、敵陣に夜討して、散々に戰ひしかは、寄手怺へ

新居郡西條　ニヒヰ　サイデウ
直興　ナホオキ
直照　ナホテル
女院御所修築の事承りながら虚病を搆へ上京を怠り其他領地の處置等宜からず罪なき土民三十餘人を殺害せし事などあり　前田綱利　マヘダトシ

美作守直家　ナホイヘ

川上今は川之江　カハノヘ
小出吉親　ヨシチカ
直家寛永十九年五月年四十四歳卒す正保元年二月に至り直次に播州小野にて一萬石を賜ふ
直次　ナホツグ
直好　ナホヨシ
藏人直頼　ナホヨリ
直治　ナホハル
小林　コバヤシ

下總守長勝　ナガツカ
市橋　イチハシ
三條は太政大臣公季
成田光治　ミツハル
七代は十代とすべし
利治　トシハル
利尚入道專順は連歌の達人　トシナホ　ナカトシ
長利も入道して壹齋と號す　ナガトシ　イツサイ　ゴウ
今尾は安八郡
一万石諸本二万石とあるは誤なり
異本に上方に軍起りし時長勝無二の東國方にてありけるが此程悉く敵地と成て味方一人もなかりしに大坂の軍勢既に攻下ると聞えしかば今尾の城に立籠る其勢僅六百人には過ざりけりとあれば奥の御陣には從はざるかさも諸本さがとす今ば一本に據る
伊藤盛正　マルゲ
丸毛兼利

ず、福塚の城に入る、長勝續て攻めし程に、城をも終に落されて、大柿の城に遁れ行く、長勝福塚の城に在て、桑名大柿の道を差塞き、大柿の城下より押入て、番の兵十七人が首、斬て獻る、軍終て後、長勝が功、是れ少なからずとて、勸賞を行はれ、本領新恩の地、合せて二万石宛行はる　慶長十二年、伯耆國八橋の城へ遷さる、同き十九年、大坂の兵起りし時、馳上りて、城を攻む、再ひ兵起りしかば、己が所領星田村に陣取て、大御所の御陣を迎へ、又仰を蒙りて、手の者をして、彼の村を守らす、元和二年の夏、大御所隱れさせ給ひし時、仰せ置れし御旨に依て、越後國三條の城に數多の地附て、長勝に下し賜ふ、是れ大坂の戰功を賞せられし故とぞ聞へし、四万三千三百石　年六十四歳にして、同き六年三月十七日に卒す、家繼すべき男なければ、其甥長政して、家を繼せらる、下總守長政、實は林右衛門某か子　初め慶長九年に右大將家に仕へ、此時台德院殿未だ右大將にてましませしなり　大坂前後の戰ひに隨ふ、元和の初、下總の國香取海上等の郡にして、所領を賜ひ一千石　其後所領地加へられ、三千石　長勝卒して後に其家を繼せ、近江國仁正寺の地を賜ひけり、河内の地を合せて二万石を領す

世に傳ふる所は、故下總守長勝、女子のみ有て、男子なし、己が家人に、娘あはせて、家號名乘らせ、市橋三四郎と云ひしを、世嗣に立てんことを望み請て卒す、家人等敢て請はず、其甥長政して、家繼がせんことを望み申す、此由聞召され、長勝が望みし所にあらねども、家人等が申す所、其理なきにあらずとて、長政に其家繼かしめられ、長勝が本領の地程を下し給ひ、又長勝が望み請ひし所も、捨て給ふまじきとて、彼の三四郎にも、別に三千石の所領賜りて、御家人に召加へれしと申す也、

長政が子下總守政信、慶安元年六月十四日、父が家を繼き、長政が卒せし年月未た知らず　二男傳左衞門政直、所領を分ち賜ふ、政信一万八千石　政直二千石と云　政信が子久五郎政勝、

桑山

修理亮藤原一晴は、治部卿法印宗榮が嫡孫なり、初め結城七郎朝光十二代の後胤、美濃國土岐郡の住人修理大夫貞久、尊氏將軍の御方して、本領桑山の庄を安堵す、觀應二年閏二月、尊氏より本領安堵の御下文あり、又文和元年　貞久が本領不可有違亂之旨、土岐右馬權頭に下されし狀ありと云、一說に桑山元は鍬山に作れりと云ふ、

藤川一に藤子川　フジカハ
福塚今は福東　フクツカ
大柿今は大垣　オホガキ
共に安八郡なり
桑名は伊勢なり　クハナ
八橋諸本矢橋に作るは誤なり　ヤハセ
星田は河内　ホシダ

三條　サンデウ
林右衛門は豐臣家臣其妻は長勝の姉なり　カトリ
香取　海上　ウナカミ
廢絕錄に市橋下總守卒し嗣なきに依り場左京兆を養子とせしかば近江國に移され二万石を賜ひ其餘は收められるとあり原祿四万千三百石と記す　コンシヤウジ
仁正寺は蒲生郡

本領は二万石なり
三四郎長吉
長政寬永十二年上方郡奉行となり十六年辭職し慶安元年二月卒す
政信　マサノブ
政直　マサナホ
政勝　マサカツ

修理亮一晴　カツハル
一に修理大夫とす
結城朝光　トモミツ
源賴朝の侍臣
貞久　サダヒサ
初め鍬山其後子孫桑山と改めたりと異本に見ゆ　クハヤマ

以則ユキノリ
神守カモリは海東郡、一万石を領すといふ
重晴シゲハル

タケダ
竹田は朝來郡
羽柴秀長は太閤が異父同母の弟、大和大納言と申す
ワカヤマ
和歌山　フシミ
伏見
秀次罪蒙て自殺す
異本に一重討死とあり天正五年八年兩度
カッシゲ
秀吉公山名氏を攻め
遂に亡せり此時か
直晴ナホハル

タナベ
田邊
シングウ
新宮
堀内氏喜ヲヂヨシ
九鬼譜見合すべし
カッシゲフセ
葛下郡布施
サダハル
貞晴は宗榮が三男

貞久七代の孫修理大夫以則、尾張國神守の城に在り、其子修理大夫重晴、入道の後宗榮と號し、其後治部卿法印には成されしなり、宗榮初め豊臣秀吉、未だ江州長濱の城に、おはせしより、其家に伺候して、秀吉と柴田と戰はれし時に、當國の要害を守る、秀吉世を知り給ひて、但馬國竹田の城を賜ひ、二万石と云一説に一万六千石と云、其後舍弟大納言秀長に附られて、所々の戰に高名して、紀伊國和歌山の城を領す、三万石○法印始て此城を築て住せしと云、文祿四年、關白秀次の事ありし時、伏見の城を守りし事に由りて、秀吉新恩の地を加へ賜ふ、一万石其地は泉州に在と云、嫡子九郎五郎一重は、生年廿二歳にして、竹田の城に死す、法印致仕の後、嫡孫なれば、一重が子修理亮一晴に、所領の地を讓り、但馬竹田幷紀伊國の地を合せて二万石と云一説に一万六千石と云、次男伊賀守直晴に、所領を分つ、一万六千石とも云、修理亮一晴、祖父が所領を讓られて後、朝鮮の軍に隨ひ、加藤藤堂等と、彼國の番船を取て、疵を蒙る、慶長二年、紀伊國一揆、田邊城を攻めし時、一晴後卷して、敵を破る、同き五年の秋、上方の軍、起りし時、祖父の法印と共に、關東の味方して、和歌山の城を守り、德川家の仰を請て、新宮の城に向て、堀内安房守を攻降す、此年一族等が所領を、大和國に遷されて、葛下郡布施を領す、一晴一万六千石直晴二万六千石左近貞晴三千石といふ　同九年二月廿八日、一晴三十三歳にして卒す、舍弟左衞門佐一直、家を繼く、一直生年十九歳より、德川殿に仕へ參らせ、初名は九八郎

一直カツナホ

八十歳一に八十三歳

コンダ
譽田
ダウミヤウジ
道明寺
一支カツタヾ
一尹カツタヾ
天和二年五月東叡山法會の時一尹失禮の振舞あるを以て領知收公せらる弟三郎左衞門一慶に扶助米三百俵を賜ふ

伊賀守直晴ナホハル
ゴゼ
御所
相摸守某は又四郎清晴とすべし
加賀守の名は廢絕錄に眞勝とす寛永六年九月卒年廿六歳
主水榮晴に三千石賜て其家を存す

關が原の合戰に先駈し、敵の首取て、御感に預る、一晴が跡を繼きし年八月叙爵す、同き十一年十月朔日、宗榮法印八十歳にして卒す、大坂の兵起りし時、一直大和國より馳向ひ、河内國譽田に於て、自ら敵二騎が首を取て獻る、再ひ兵起りし時、道明寺の戰に、首十七を切て獻す、城落ちし日、又首百十九切て獻る、寛永十年、仰を蒙て、北陸山陰兩道を巡檢し、同十三年八月、五十九歳にして卒す、其子修理亮一支、父に繼く、延寶五年八月廿三日に致仕し、嫡子美作守一尹、家を繼く、一万五千石一說に一万千石　舍弟等に所領わかつ、二男三郎左衞門千二百石、三男源七千石を領すと云、或說に初め一晴が卒せし後、故有て所領三千石減せしと云、其實を知らず、

伊賀守藤原直晴は、治部卿法印宗榮が二男、紀伊國和歌山の城を讓らる、一万六千石を領すと云　慶長五年の秋、關東の味方に參り、今年大和國御所の城賜て移る、二万六千石を領すと云然らん一万石加へ賜りしなるべし法印隱居料として一万石を分つと云ふ　大坂両度の戰に隨て、首數多切て獻る、首百十九を切て獻ると云ふ其事未た詳ならず　嫡子相摸守某早世しぬ、實い猶子也と云ふ一男加賀守某、初め土佐守に任す、名は貞晴貞明兩說定かならず　家を繼く二万六千石三男主水某に所領分つ、千石と云ふ新墾田にや　加賀守卒して世嗣なければ家絕えたり、

仙石

越前守秀久（ヒデヒサ）
美濃守護土岐の支流父を治兵衛久盛と云安宅貴康（タカヤス）父冬康は三好長慶の弟にて淡路を領す

須本（スモト）は洲本とも

四國の軍は長曾我部（チヤウソカベ）を討ちし時にて宇足津を居城とす

元親（モトチカ）本書第八の島津譜見合すべし

戸次は或書に川名とすべッキ、トッキ、両訓あり

利光（トシミツ）は姓なり越前守歟鑑入道宗魚（ツルツヤウ）が號

四國陣の時秀久進て元親と引田に戰ひ大に敗る故を以て常に元親と心よからず戸次川の戰に秀久直に進まんとす元親曰く敵兵甚鋭し且南岸恐くは伏兵あらん彼の來るを待つに若かずと秀久君戰はずば我獨戰はんのみと云捨て水を渡る元親も止むを得ず進みしが果て伏兵に逢ひ秀久先づ走り信親留て死す元親僅に免るといふ

尾藤知宣（トモノリ）宮部善祥坊繼潤叡山の僧武略あれば秀吉公に屬し鳥取城主となり廿万石を領し慶長四年死す

秀久大なる背旗を負て日岡を踰ゆるに秀吉公望み見て秀久なるを知り罪を免して軍に從はしめ先陣の軍目附となすといふ

小諸（コモロ）武鑑に五万石とあり

越前守源秀久は、初め權兵衛尉と申て、豊臣大閤の未だ羽柴筑前守と申て、播磨國を領せられし時、天正九年の冬、織田殿の仰を請て、淡路の國を攻めらる、安宅河内守降參して、未だ彼國の守護を置くにも及はず、同き十年の夏、信長失せ給ひ、秀吉世の事を知られしに及て、淡路國須本の城を以て、この秀久に賜ひぬ、是れ年來の武功を賞せられし所なり、同き十三年の夏、四國の地を攻められしに、秀久先陣して、讃岐國を賜て移る、十四年の夏、薩摩の嶋津、關白の仰に隨はず、豊後の大友、亡さんとをと聞ゐしかは、秀久御使を承り、長曾我部土佐守元親と共に、四國の軍勢を引率して、豊後の府に押渡る、秀久先づ嶋津が許に、使立て、重て關白の仰を傳へけるに、嶋津其使からめ取て、返荅にも及はず、肥後の國を經て、豊後國に亂れ入り、大友が城を攻め落し、戸次利光、鶴が城の戰、既に難儀に及ぶ由を聞て、事既に急なり、殿下の仰を待つまでもあらずとて、秀久元親、大友が軍勢を隨へ、戸次の城の後卷す、十二月十二日の朝、戸次川を打渡て、嶋津が勢と戰ひ、味方散々る打なされ、元親が嫡子信親打死す、（字は彌三郎關白此由を聞召し、安からぬ事かな、先陣の輩、安に合戰すべからず、如何にも敵をあひしらうて、秀吉が向はんを、待てとこそ云つれ、夫に四國の奴原が、そゞろなる軍して、手合の合戰に、打負ぬる事の、不覺さよ、信親討死せし上は、父元親が罪をは、暫く免しぬ、仙石めが所帶、没取せよとて、讃岐國を奪て、尾藤甚右衛門尉に賜て、筑紫の先陣を賜る、明れば十五年の春、殿下自ら筑紫の地に御發向あり、九國の大名等、冑を脱ぎ、弓の絃をはづして、降人に成て參る者、引も切らず、嶋津は猶も參らず、同き四月廿三日、日向の國耳川の合戰に、宮部の法印、嶋津が勢を討ち破り、逃ぐる敵を追詰て、討留めんと、はやりしに、尾藤が固く制しけれは、宮部一勢、進むに及はず、關白この由を聞召し、以の外に氣色損し、臆病なる尾藤めが振舞かな、官部と同しく戰はぬたに、あるものを逃ぐる敵、討ち留めぬ事やある、しやつめも、又國奪へとて、是も讃岐國を没収せらる、嶋津終に戰に堪へずして、降人になつて、出けれは、九國悉く平きぬ、（筑紫陣の事は、嶋津が傳に詳なり、十八年、關白また相摸國北條を亡し給ひし時、秀久忍ひて御供にぞ侍ける、尾藤は罪蒙て後、信濃國に下りて、小笠原右近大夫貞慶が許に隠れ居て、今は年既に經ぬ、何事かあるべきと、小笠原が手に隨ひ、軍して御陣には參らず、關白仙石が振舞、神妙の至りなりとて、信濃國小諸の城に、地數多附て賜り、（六万石とも云、又五万七千石とも云）尾藤めが年でろ我

が大恩を蒙りし奴ぞかし、斯る時、陣頭に來りて、罪をも謝し、恩をも報ずべき事にこそあんなれ、憎き今の振舞かな、しやつめが首、刎ねよとて、忽に誅せられ、小笠原も所領沒收せられぬ、尾藤か事、委しく小笠原か傳に見ゆ　慶長五年の秋、秀久德川殿に隨て、奥州より發向す、上方又亂れしかば、中納言殿山道を攻上らせ給ふに極つて、秀久又彼の御手に隨ひ、下野國より引返へす、爰に信濃の眞田、上方に與みし、上田の城に楯籠る、東國の御方に、力合せんとする當國の大名等は、眞田と合戰すべしとて、悉くに止めらる、秀久また己が小諸の城へ止て、上方の戰ひはあはず、秀久卒して、卒せし年月未た知らず其子兵部少輔忠政繼く、將軍家の御諱字賜りしにわらずや　大坂前後の軍に隨て、首十一切て獻る、元和八年、同國上田の城に移りて所領の地加へ賜ふ、一万石加へられ此時に六万石を領すと云然れば初め六万石を領せしと云ふは誤れる歟寛永五年四月廿日、忠政卒し、其子越前守政俊、家を繼き、同き十一年十二月廿八日叙爵、寛文九年二月廿五日致仕、入道して道休と號し、延寶二年七月廿四日、五十八歳にて卒す、政俊男子二人あり、嫡子兵部少輔忠俊、父に先立て卒しければ、嫡孫主税政明を世嗣とし、二男治左衞門某に所領分つ、二千石　主税政明、祖父に繼て立つ、五万八千石　寛文十二年十二月廿八日、叙爵して越前守に任す、

小笠原譜は本書第六にあり

中納言は德川秀忠公

眞田昌幸（サナダ）
上田

慶長十九年五月秀久卒年六十四歳　忠政ダンマサ

政俊（マサトシ）　忠俊ダントシ　寛文七年二月卒　政明マサアキラ　治左衞門政勝は政俊の弟にて忠政の二男　本文系圖共に誤る

伯耆守秀勝ヒデカツ
逸見（ヘンミ）義重ヨシシゲ
甲斐源氏なり

大桑（オホクハ）は山縣郡にして溝口（ミゾグチ）も全郡なれば尾張といふは誤れるか

丹羽長秀ナガヒデ　信長記十四に倍臣溝口竹藁御感賞事と題せる條あり其文に溝口竹藁に正意誠心にて武を心懸け毎事心に入たる者なれば倍臣たれとも五千石被下けり加樣に倍臣迄も其者なれば賞祿有ける間上下となく功の進ぬる事荷日新にして日亦新也とも申つべしとあり

逸見昌經
柴田勝家カツイヘ
高濵（タカハマ）　敦賀（ツルガ）

大聖寺（ダイシヤウジ）

溝口

伯耆守源秀勝は、尾張の國の住人、溝口彦左衞門尉勝政が男なり、昔し逸見又太郎義重、承久の頃、美濃國大桑鄉の地頭職に補せられしより、子孫代々、彼國に在り、其後尾張國に遷て、溝口の地に住せしより、溝口とは名乘れるなり、秀勝未た竹丸と申して童なりし時より、丹羽五郎衞門尉長秀に仕へ、元服の後、金右衞門尉と名のる、天正九年四月十六日、許らざるに織田殿に召出され、御家人に連り、若狹國高濱の城を賜り、彼國の目代になさる、

安土日記に、若狹の逸見駿河守、死して世嗣絶えしかは、彼の所領八千石の地を分ちて、三千石は武田孫八郎、五千石は溝口金右衞門と申せしなり、

溝口竹とは童名なり、此頃は金右衞門と申せしなり、

明れば十年六月、織田殿討れ給ひ、同き十二年の春、近江國志津が嶽の合戰敗れて、柴田修理亮勝家、越前の國に引返へす、筑前守秀吉、續て攻め入り給ひしに、秀勝手勢引具し、敦賀の津にて、秀吉の御手に馳せ加り、先駈して戰ふ、頓て其賞行はれて、加賀國大聖寺の城を領し、四万四千石　又伯耆守に任し、從五位下に叙す、

丹羽長重ナガシゲ
佐々成政

新發田シバタは會津領の津川と相接す時に堀直政が土寇に圍まるゝと聞き秀勝往き救はんとす家臣曰ふ上杉氏來襲は如何秀勝いふ三條陷り直政死なば我何の面目か內府に見えんと即ち走せ赴き八月七日大に寇を破りたりといふ十五年九月秀勝卒

宣勝ノブカツ

上總介忠輝は東照公第六子

宣直ノブナホ
宣秋ノブアキ
宣俊ノブトシ
宣知ノブトモ
宣廣ノブヒロ

伊豆守善勝ヨシカツ
大御所は東照公
甘樂カンラク

蒲原郡澤海サハミを居館とす一に澤潟とす

寛永十一年五月二日
善勝卒年五十一歳

政勝マサカツ
助勝スケカツ
直勝ナホカツ
政胤マサタネ子
天和三年六月卒

帶刀政親（マサチカ）貞享四年八月狂疾に罹り一族の告訴を以て領知を收公され家絕ねぬ

世に傳ふる所は、織田殿失せ給ひて、溝口元の主人なれば、丹羽に屬す、天正十三年の夏、長秀卒す、今年秀吉越中の佐々討たんとて、長秀の男長重が勢を假て、佐々を亡し、終に長重が所領を奪はる、これより丹羽が家人、多く秀吉の家人になさる、此時溝口等も、秀吉に召出さると云、不審、

天正十四年、從四位下に叙し、豊臣姓を賜はる、慶長三年、越後國新發田の城に遷さる、五万石同き五年の秋、東西一時に軍起りし時、當國は陸奥に隣て、大事の所なれば、秀勝德川殿の御方として、己が城を守て、賊徒等國中に蜂起せしを討ち平く、同き十五年、秀勝六十三歳にして卒す、嫡子伯耆守宣勝、初め太閤諱字賜て、秀信と名乘る、叙爵して主税正に任ず、慶長五年の秋、父に隨て、國中の賊徒を平げ、父卒して家を繼き、五万石所領を分て、舍弟伊豆守善勝に與ふ、一万二千石○父が本領六万石を、換地し二千石を得たれは、かく分ちしおり、大坂の戰には、越後少將殿の、上總介殿御手に屬す、寛永五年十月廿九日、四十七歳にて卒す、嫡子出雲守宣直、父に繼き、五万石舍弟等に所領を分つ、二男又十郎宣秋六千石、三男内記宣俊五千石、四男左京宣知四千五百石、舍弟等に分つ所は、寛文十二年、九月七日致仕し、延寶四年十一月卒皆本領を換地して、得たる所なりといふ、其子信濃守宣廣、父が讓を受て、家を繼く、

伊豆守源善勝は、初の字は孫左衛門伯耆守秀勝が二男なり、慶長六年、生年十八歳、初て大御所に見參し、此年叙爵して、伊豆守に任す、同き十四年、將軍家上野國甘樂郡にして、所領賜ふ、二千石十五年に、父卒して、舍兄伯耆守宣勝、所領を分ち與ふ、善勝辭して受けず、宣勝終に將軍家に、此由を訴ふ、仰に依て、善勝已が所領に合せて是を領す、一万二千石を分たれ本領共に合て一万四千石を領す　大坂前後の戰に、將軍家の先陣したり、其嫡子土佐守政勝、寛永十一年父が遺領を賜ひ、一万石○善勝卒せし年月日未た詳ならず、寛永十一年遺領を賜と云へば、此年卒せしか、舍弟等に所領を分づ、二男權佐助勝三千石三男九十郎直勝千石　政勝寛文十年正月廿八日、六十三歳にて卒す、其子伊豫守政胤繼く、其子帶刀某、實は加藤內藏助明友が二男、養て子とす、

藩翰譜第九上 終

藩翰譜第九下

南部

信濃守源利直は、刑部丞義光の新羅三郎 曾孫、信濃守遠光が加々美二郎 三男、甲斐の源氏南部三郎光行が後胤、大膳大夫信直が男なり、光行が後、代々鎌倉殿の御家人として、九代の孫右馬頭茂時が代に當りて、正慶二年五月廿三日、相摸入道平高時が滅ひし時、鎌倉にて自害しぬ、茂時が子伊豫守信長、其子遠江守政行、尊氏將軍の御教書賜て、本領を安堵す、此御教書一通、今に子孫に傳ふと云ふ 政行が子大膳大夫守行入道禪高、應永の亂に、鎌倉殿の御方として、最前馳せ參り、軍忠を致しければ、持氏の御感淺からず、御下文を賜て、陸奥の國司に補せられたり、持氏の御下文、今に子孫に傳と云 以上其家の系圖に見えし所也

按ずるに、この時より陸奥に下りしか、また元より奥を領せしゆゑ、斯く御下文を賜りしにや、或書に、鎌倉殿、奥の泰衡追討の時に、南部三郎光行、軍功ありしかは、奥の糟部の地を下し給ふ、本領の名に因りて、こゝをも亦南部と名付けたりと云ふ、されども、この事系圖にも、又東鑑にも見えず、また覺束なく思ふところもあれは、本文には略して爰にしるす、○初め加々美遠光の三男光行、甲斐南

信濃守利直トシナホ
南部ハ甲斐巨摩郡ノ地名ナリ
新羅三郎義光ヨシミツ
加々美遠光トホミツ
光行ミツユキ
信直ノブナホ
茂時シゲトキ
北條高時タカトキ
信長ノブナガ
政行マサユキ
守行モリユキ
足利尊氏タカウヂ ミケウシヨ
參御方致軍忠者本領不可有相違之狀如件
貞和二年四月十一日
足利持氏モチウヂ クダシフミ
下南部大膳大夫源守行入道沙彌禪高
法師陸奥國司職事
右於彼職者今度御發向最前馳參抽軍忠者全當國領首不可有相違雖然國司領之事如先例可被知行者也但國中沙汰爲御代官任法可有計此砌構野心輩者一向可同敵對然而相背禪高法師於國人等者不可及是非御沙汰者仍爲後代證文

部の地頭職たるに依り、南部三郎とは名乗しなり、其後陸奥の國に移れる事、何れの代なると云ふ事、詳ならず、按ずるに南部記に興國三年八月、奥州宮方伊達宮内少輔行朝、石川石橋河村田村南部滴石の輩、斯波岩手の兩郡へ攻め上りて、朝敵稗貫出羽守、幷に其一族を誅せし事見え、又岩城飯野社古文書には、貞和五年六月、奥の管領吉良左京大夫貞家、糠部滴石以下、奥方の凶徒、退治の爲に發向の事見ゆ、糟部と云ひしは、今の五戸六戸など云ふ邊にして、此時南部既に其地に在りしかば、或は南部とも云ひ、或は糠部とも云ふ、滴石とは、今の戸澤の家祖の事を云ひしなるべし、又今其家の傳ふる所を聞くにも、其祖初め二戸の地に來りしを、國人蛇沼日澤二人の者共、迎て終に家を起せし事に因りて、年毎の元日、先づ二人の者共の子孫に對面して、後に一族家臣等、年賀の事ありと云ふ、彼是を併せ考ふれば、正慶二年の夏、右馬頭茂時、鎌倉にて死せしより興國貞和の頃に至て、僅に十餘年なり、思ふに、茂時死せし後、其子伊豫守信長、密に東に遁れ、幾程なく、世又亂れしかば、奥の宮方に隨ひ、糟部等の地を取て、家起せしならん、其子遠江守政行が代に及び、奥の宮方既に亡ひぬれば、將軍家に屬して、本領を安堵せし事と見えたり、又其家に云傳ふる所、南部の家紋は、もと菱なり、大膳大夫守行、或時秋田城之介と戰ふに、二羽の鶴飛び來て、味方の陣に双び舞ふ、此日の軍に討ち勝て、悦ふこと限りなく、割菱の紋を改て、一双の舞鶴を、幕に付けし由、系圖に見ゆ、

其子南部庄司義政、永享十一年、鎌倉の合戰に、大手を攻め破て普廣院殿の御感に預り、黒母衣を許さる、義政より九代、右馬允安信、男子五人あり、嫡子彦三郎晴政、二男石川左衞門尉高信、三男南部遠江守、四男紀伊守、五男靱負尉とぞ申ける、嫡子晴政が子彦三郎晴繼卒して、其嗣なかりしかば、左衞門尉高信が男大膳大夫信直を以て世嗣とす、天正十八年に至て、豊臣關白、北條を亡し、奥に下らせ給ひし時、信直御陣に馳せ向ひ、見參して、本領を安堵す、此時關白、來國次の脇指、幷衣服等と賜と云ふ

或記に曰く、此時に至て、南部が被官津輕右京亮爲信を初て、九戸修理亮政實等が、主に背て、國中常に靜ならず信直日々に、逆臣に逼られて、今は田子と云ふ城一つを守り居て、國中の事をたに知らず、まして遠き境の事は、夢にたも知らず、斯る所ゟ天正十八年の春の末、都三條の邊に住む鷹商人清藏と云ひし者、南部

令領掌之狀如件
應永十八年六月一日
鎌倉殿、本文前は鎌倉將軍家後は鎌倉管領足利持氏又註文は右大將賴朝卿の事
南部系譜に
一代光行
文治五年七月源賴朝卿伊達泰衡征代之節有軍功依之九戸閉伊鹿角津輕糠部五郡を賜建久元年十二月廿九日糠部郡三戸到着此月小たるに依て私改て大とし越年規式を調ふ以後爲吉例邦俗私大と云ふとあり建保三年十一月光行卒す
宮方は南朝官軍なり
伊達行朝ユキトモ
糠部、糟部も同地同訓なり
滴石シヅクイシ　斯波シバ　稗貫ヒエヌキ
吉良貞家キラサダイヘ
三戸サンノヘ　五戸ゴノヘ　六戸ロクノヘ
蛇沼ジヤヌマ　日澤ヒサハ
戸澤、次に譜あり
信長東に遁れ云々本領安堵とあるは事實

相違せり南部は建久以來三戸に居住し茂時は鎌倉在番にて死せしなり
將軍家は足利氏
秋田と戰ひ勝ちしは應永十八年の事なり
守行は永享九年四月卒す系譜に從三位に叙すとあるは如何
義政ヨシマサ
鎌倉合戰は管領持氏幕府の命に背きし故將軍より追討せらる
普廣院は足利六代將軍義教の事なり
黒母衣クロホロ
安信ヤスノブ
晴政ハルマサ
ダカノブ
高信津輕郡石川城代
遠江守長義
紀伊守信房は石龜氏
靱負秀綱は毛馬内氏
系譜に據れば高信以下共に安信の弟なり
天文八年三戸城失火して累代舊記重器等多く燒失すといふ
晴繼ハルツグ
永祿八年正月年十三歳疫癘にて死す
津輕爲信タメノブ

に下りて、扨も殿は未だ知召されずや、當時天下を知召すは、豐臣關白 秀吉公と申せし御方にて、關東の北條が、王命に隨はぬを、征伐し給ふべしとて、天下の軍兵を催して、攻め下り、今は相摸國に御陣を召され候なり、北條の亡ん事は、日あるまじ、其後は直に奥方にも、御下向あるべしと承る、急き御方ゝ參らせ給はゞ、當家の繁昌、御子孫の御行末、目出度こそ候べけれと、申けれは、信直大に驚き、扨は今天下は既に定りしにや、さらば、その秀吉殿へ、參らざらんには、當家の行末、賴母しからず、又參らんとせんには、其隙を窺ひて、國中の逆徒等に、國を奪はれんこと、踵を旋らさじ、如何はせんと案じ煩ふ、商人重て申やう、さらば先づ御家人の中を擇はれて、御使を參らせられ、御方に參り給ふべき由を、仰せらるべうもや候はんと、ありければ、此義尤も然るべしと、家の子郎等の其中を、一々に擇ひしに、極て頑なる田舍人、鎧着太刀佩て、馬乘たるには、似も付かず、立居振舞の無骨さは、さもありなん、物云ひ、鼻よりうめき出て、世の人、聞分くべしとも、覺えねは、此も叶ふべしとも、思はれず、あきれ果て居たりしかは、清藏此上は、何か苦しかるべき、某御使と名乘て罷り向ひ、爰許の有樣、一々に申し、又

クノヘ
九戸 政實マサミネ
タツコ
田子は二戸郡原文假字書なれば或は誤てたつたとす南部鄕村誌に據て改む
南部系譜には
天正十八年豐臣太閤小田原御陣之節領内之逆徒を家臣に託て太閤之御陣馳參太閤御感有て即領知不可有相違之御朱印を賜其時家臣大浦右京逆心を企て領内津輕を奪取依之征伐仕度旨及言上前田利家を以右京爲信者先達參陣舊家之由を申立本領案堵之朱印を遣す征伐難申付若近鄕關處之地有之時は爲替地重而可被下之由蒙命且領内一揆有之由早歸國可取鎭旨蒙命歸國之節衣服幷來國次之小刀一腰を賜ふとあれば信直自身に小田原に赴きしなり

殿の思ひ給はん樣を、有の儘に申上け、御領安堵の御敎書、取て參らせんと云ひければ、信直大に悅ひ、是に增したる事あらんと、彼の商人を使者として、當國の土產なれは、屈竟の逸物の馬共牽かせて、相摸國へぞ上せける、南部が使、御陣に參りて、信直が參らざる趣を初めとし、津輕九戸等が事、一々に述べたり、關白殿聞き給ひ、國中の逆亂に依て、道既に塞りたるに、早々使を奉る事、神妙なり、南部が累代傳領の地、安堵の事、子細あるべからず、又家人等が逆威を振ふこと、甚以て奇怪なり、如何にもして、信直が城を守りて、秀吉が下向を待つけよと仰せありて、使をば返へされたり、信直悅ふこと限りなし、北條亡ひし後、同年の八月十日、關白殿、陸奥ゟ御下向ありしかは、信直頓て御陣に參る、津輕の地は、最初に右京亮爲信に賜ひし上は、南部に返へし附けらるゝに及はずと云ふ、

明れば十九年の夏の頃、家人九戸 諸記に修理政實と見ゆ 蒲生の記には右近とあり の子郎等數多、信直に背き、此所彼所の溢れ者、招かざるに馳せ集て、既に多勢に及び、信直戰ひ勝つことを得ず、急き早馬を都に參らせ、此由を申す、三好中納言秀次卿を、大將軍として、數多の軍勢を差向けらる、德川殿にも、向はせ給ふ程に、井伊

カシヒキ
檜挽清長キヨナガ

ヒデツク
秀次は豐太閤の甥にて一旦三好氏を繼く後に關白に昇る
德川殿は家康公

兵部少輔直政、先陣をうつて馳下る、蒲生飛驒守氏卿は、去年奥十二郡を賜て、當國の鎭守を承りしかば、諸軍に先立て馳せ向ひ、姉帶（一書に宍田井禰曾利一書に根由利二つの城を落し九戸の籠つたる福岡（糠部）一書にの城に押し寄す、關白殿の御勢、德川殿の先陣を始として、南部津輕松前の軍勢馳せ加り、入替々々攻めし程に、同九月、城終に攻め破られ、九戸櫛引降人に成て出つ、秀次の御陣の邊よ、參らせて、一々首を刎ねたりけり、朝鮮の軍起りて後、軍勢の催促に隨ひ、信直筑紫に馳せ參る、年五十四歲にして、慶長四年十月五日に卒しけり、信濃守利直、父に繼く（十石万）幾程も無くて、慶長五年の夏、德川殿會津の中納言景勝を御退治あるべきにて、南部津輕秋田山北の人々は、出羽守義光に隨つて、軍すべき由、仰せ下さる、信濃守利直軍勢を率ゐて、最上の郡に馳せ集る、斯る所に、石田三成が催促にて、上方に軍起り、德川殿既に討れ給ふと聞えしかば、此程馳せ集りたる奥方の軍勢、義光に暇をも乞はず、我も〳〵と遁け歸る、利直斯ては、國中の事、覺束なしとて、是も同じく引て返る、案の如く、明る慶長六年、岩崎と云ふ所に、凶徒蜂起し、利直馳せ向て戰ふ、時既に冬に至り、風雪殊に甚しかりしかば、引返へし、七年の春、再び軍起し、戰ふこと程を經て、終に

井伊直政ナホマサ　蒲生氏郷ガモウウヂサト　姉帶アネヘヲビ　禰曾ネソリ　福岡フクヲカ　山北センボク　戸澤譜に注す　最上義光ヨシミツ　南部家の居城は先祖より三戸なり　岩手郡盛岡城は天正中利直始て築きしかど居城とせず其後常に修造を加へ元和五年に至て定て居城となすといふ

將軍秀忠公御成の時の相伴は　淺野彈正少弼長政　本多佐渡守正信　古田織部正勝重　領内吹金五十枚并に馬二疋を献上す

重直シゲナホ　兵五郎は吉松を正とす　堀田正盛マサモリ　正勝マサカツ　重信シゲノブ　天和三年自乞て十万石高となり八代の孫利敬文化六年更に乞て廿万石高となる　左衛門佐直房ナホフサ　ハチノヘ　八戸　八年六月卒四十一歲　直政ナホマサ　右京亮政盛マサモリ　盛安モリヤス　兼盛カネモリ　右大將賴朝に仕て奥の地を賜りしといふ

悉く平けぬ、同き十七年、利直關東に伺公せしよ、十二月廿日、將軍家、彼の家に成らせ給ひ、物多く下し賜ひ、奉るもの、又少からず、十九年の冬、大坂の軍起りし時、將軍家の先陣して、馳せ登る、明れば、元和元年の夏、再び軍起りしよは、程遠けれは、軍散して參る、寬永二年八月、從四位下に叙し、同き九年八月十八日、五十七歲にて卒す、嫡子山城守重直、家を繼き、寬文四年九月十二日、五十九歲にて卒す、嫡男兵五郎早世したりしかは、堀田加賀守正盛が三男を（内藏助正勝と云しなり）養て、子とせしに、是も早世して、世嗣とすべき子なかりし程に、舍弟等に所領を分ち讓る、大膳大夫重信、利直が二男重直が弟なり（初め七戸の家を繼き隼人と申せし也）兄重直が家を繼ぐ（八万石）重信が嫡子信濃守行信、其餘の男子猶多し、

左衛門佐源直房は、利直の末子、重直が弟なり、（實は利直が末子主水利長の子初め主水と云ひしなり）重直卒する時、八戸の地を分ち讓らる、二万石　寬文八年卒しけれは、其子遠江守直政、父に繼き、延寶二年十二月廿七日に叙爵す、

戸澤

右京亮平政盛は治部大輔盛安が男、平兼盛が末葉なり、兼盛陸奥に下りて、岩手郡

の滴石の庄戸澤と云ふ所に、住み、其後又出羽國山本の郡へ移りぬ、

系圖に云ふ、尾輪の平親王の御子、飛驒守平兼盛、陸奥岩手の郡滴石の庄戸澤と云ふ所に住み、尾輪を改め戸澤と名のると云々、按ずるに、世々の帝の御子には、未だ尾輪平親王と申せしは見え給はず、又平姓を賜ひし人々にも、尾輪と聞えしを見ず、不審、五十八代の朝廷光孝天皇第一の皇子一品式部卿是忠親王、又仲野親王とも申す、其御子從五位上山城守興雅王、一に興我王へ作る、其子大貳從四位上篤行、平の姓を賜ふ、其子正五位下平兼盛、これ天徳の歌合に忍ふ戀の歌よみて、勝ちたりし人、赤染右衛門が實父なり、後撰集には、兼盛王と見え、清輔の説に、兼盛元王氏なるを以て大君とす、天皇に申して本姓に復りぬと云へり、此人大和物語には、越前權守たりと見ゆ、或人の説には、從五位下駿河守とも云ふなり、飛驒守たる事も見えず、又陸奥の司たる事も見えざれとも、此人陸奥名取郡黒塚と云ふ所に、重之が妹ありと聞て、道のくの安達が原の黒塚に、鬼こもれりと聞くは誠かとよみし由、拾遺集に見えたり、されは此人も、此國へ下り、名取郡近き境に住みしかば、かくは云ひ送りしも知れず、尾輪とは興我王を斯く傳へしにや、又此人には非ず、別に平兼盛と聞えし人なるも知らず、覺束なし

其子孫、我が祖初て下り住みし所の名なればとて、戸澤とは名乘てけり、兼盛が十一代の孫飛驒守家盛、出羽國角館の城に移る、是れ治部大輔盛安が七代の祖とぞ聞えける、右京亮政盛、初め九郎五郎と申し、豊臣關白、奥へ下らせ給ひし時、御陣に馳せ參て、本領を安堵す、角館四万石と云ふ其後朝鮮の軍起りし時、筑紫の名護屋へ參陣す、慶長五年の秋、徳川殿奥の會津を御征伐あるべきにて、山北の人々は、出羽守義光が手に屬すべき由を承り、皆々最上が郡に馳せ集る、政盛其勢二千二百にて出て來る、斯る所に、上方にも軍起り、東西より、狹みて徳川殿うち奉ると聞て、山北の人々、見もせぬ敵に、聞き怖ぢし、皆はう〳〵にして、引き返へす、斯て關が原の合戦、上方の軍敗れぬと聞ひて、此程最上と戰ひし上杉の大將直江山城守兼續、上山の城を去て、米澤に引て入る、義光三男清水大藏大輔を大將として、其勢一万五千人、酒田の城へ差向く、戸澤も同じく軍勢を差向く、終に城をば攻め落す、同き七年の夏、常陸國那珂郡を賜て移る、四万十四年、叙爵して、右京亮となされ、御刀を下し賜ふ、大坂の軍起りし時、相摸國小田原の城を守り、函根根布川等の關を差固む、

滴石（シヅクイシ）　戸澤（トザハ）
山本は今の仙北郡
尾輪（ヲワ）
寛政譜には兼盛を平貞盛五世孫右馬助忠正の孫飛驒守衡盛の子とすこれ桓武平氏にて此註は徒勢のみ是忠親王の御母は桓武皇子仲野親王の御女なりされば又の御名とするは誤
興雅は興我ともあればオキガと訓すべきか御弟に英我王あり（ヲウユキ）
篤行此系は光孝平氏
天徳歌合は兼盛に壬見忠見を合せらる兼盛の歌は忍ぶれど色に出けり我が戀は物や思ふと人の問ふまで
忠見打負て遂に憂て死すと袋草紙に見ゆ
拾遺和歌集巻九雑下に見ゆ又この黒塚の事は大和物語にもあり去れど名取と安達とは土地いたく隔たりぬ不審

家盛（イヘモリ）
角館（カクノダテ）は仙北郡
應永三十年七月移住
盛安天正十八年六月
卒年廿五歳

山（ヤマ）北（キタ）は雄勝平鹿山本三郡の總稱なりしが中世以來山本郡を仙北郡とし別に山本郡を置きたり
最上義光（ヨシミツ）
上杉景勝（カゲカツ）
直江兼續（カネツグ）
上山（カミノヤマ）　米澤（ヨネザハ）
酒田（サカダ）は庄内にて上杉領なり
清水義成

函根（ハコネ）　根布川（ネブカハ）

これ冬陣の事の由、大阪陣供奉張に見えたり、夏御陣の時の事は、未だ見る所あらず

元和八年、恩蒙りて出羽國新庄の城を賜ふ、二万石加へられ、其後又開發の田二千二百石を加へ合せて六万八千二百石なり　政盛男子なかりければ、初め鳥居左京亮忠政が二男を養て子とし、越中守に任す是も世を早くし、又一族千代鶴丸を嗣として、千代鶴丸い政盛が弟の子と云ふ、或は弟と云ふい非るにや　慶安元年に卒す、能登守乘盛、家を繼く、童名は千代鶴丸、承應二年十二月廿八日叙爵す

津輕

右京大夫藤原爲信は、世々南部が被官として、津輕の地に住しけり、

世に傳ふる所は近衞殿の庶流と云ふ、何れの時にか、津輕の地に流されさせ給ひし人の、此處にて設けられし息男の後なりと云ふ、

爲信が時に至りて、南部が外戚に付て親しかりしに、南部が外甥なりとも、又爲信が妻は、南部が姪女なりとも云ふ　南部が家、やゝ衰へければ、爲信が武威、日々に強くして、津輕の地悉くに討ち從へ、弘前の城に住む、天正十八年、豐臣關白、北條を亡さんとて、相摸の國に陣し給ひし時、奥方の大名、未だ參らざる先より、爲信御陣に馳せ參る、殿下の御感、淺からず、本領安堵の御敎書をなし下さる、明れば十九年、九戸の賊、起りしかば、馳せ向て、攻め戰ふ、朝鮮の軍起りしに、其催促に隨ひ、軍勢を引具し、筑紫の名護屋に參りけり、慶長五年の秋、關が原の合戰の時、爲信東國の先陣に馳せ加り、美濃國大垣の城を攻め落す、

此事關が原大條志と云ふ書にのみ見えて、其餘の諸記に、いまだ見る所なし、最上記を按ずるに、此時南部秋田を先として、奥方の人々、悉く最上の郡に馳せ集りき、其軍勢の着到にも、津輕が事見えず、然れば、此時津輕は國にあらず、東國の先陣せしと云ふ事、さもあるべきにや、猶能く尋ぬべし、又爲信が卒せし年月日、未た知らず、

其子越中守信枚家を繼く、四万五千石、又上野にて二千石加へ賜ふと云、上野の地を加へし事、何れの頃にや知らず　寛永八年、信枚卒して嫡子土佐守信義、父に繼く、明暦元年十一月廿六日、三十七歳にして卒す、其子越中守信政家を繼く、四万二千石　又信義遺領を分つて、信義が弟十郎左衞門某に賜ひぬ、五千石

六郷

兵庫頭藤原政乘は、二階堂信濃判官行忠が後、彈正忠道行が男、其祖代々出羽國山の地を領し大浦に居り因て氏とす其裔孫威信南部光政の女聟て光信を生む而て威信は光政に殺され光信出奔る既て又津輕に歸るを得たり實に延德三年三月なり以上津輕家の傳説也爲信の早く豐關白に從ひしは常に最上氏と好を結ひ上國の事情を知るに在り天正十七年使者を京都に遣り馬鷹を献ず此時津輕氏を稱すといふ弘前

關原從軍は家記にも其戰功を記せり

慶長十二年十二月五日爲信京都に卒す年五十八歳長子信建も同く客死す

信枚ノブカズ　八年正月卒四十六歳

信義ノブヨシ

信政ノブマサ

十郎左衞門信英

兵庫頭政乘マサノリ

二階堂行忠ユキダマ

鎌倉政所執事行政の子にて父職を襲く

右京大夫爲信ダメノブ　關白近衞尚通公明應六年亂を逃て津輕に來り大浦光信の城に寓すること四年其女を妾として政信爲治を生む光信の子盛信卒して子なし政信を嗣とす政信亦二子あり長爲則繼く次守信天文廿三年戰死す爲信はこの守信の子なり永祿十年三月爲則卒し二子幼沖なれば爲信伯父の後を承けしさ

大浦氏の祖季榮は御舘秀衡が弟にて津輕

道行ミチユキ
徳川公に仕て慶長九年六月死
山北ヤンボクは戸澤譜に註す
七人衆は金澤六郷檜岡角館本堂堀田白岩共に小野寺氏の部下なり
小野寺の祖重通は藤太秀郷九代の孫、源頼朝より雄勝平鹿山本三郡を賜る即ち山北領なり十九代を傳へ義道に至て亡ぶ綱元は義道に次ぐし永慶軍記に上方軍起ると聞き政乗は戸澤盛安と共に九月三日江戸に到る家康公既に發途の後なれば跡追上り大井川を馬より渡り金谷驛にて見參し關原の戰に高名せし由を記し而て盛安は戰死とさへあり甚た誤るに似たり
政勝マサカツ
延寶五年正月六十九歳にて卒
政信マサノブ

北六郡の庄の地頭たりしより、六郷とは名乗りしなり、豐臣太閤、世を知し召され し後、政乗本領を安堵す、山北衆七人の中なり所領いか程といふ事を知らず 朝鮮の軍起りし時、催促よ隨ひ、軍勢率ゐて、筑紫の御陣に馳せ參る、慶長五年の秋、德川殿、奥の上杉御退治あるべきにて、山北の人々は、出羽守義光よ隨ひて、軍すべしと仰せ下さる、政乗三百人にて、馳せ來る、かゝる所に、上方にも、又軍起り、東西より挾て、德川殿討れ給ふべしと聞えしかば、山北の人々、取る者も取り敢へず、本領に引き返す、同國の住人小野寺遠江守綱元は、双なき西方と聞て、政乗かしこに押し寄せて、同十月の初より、十一月の始に至て、攻め戰ふこと五六度、多くの敵を討ち滅す、味方討るゝ者も少からず、頓て大坂に馳せ上りて、十一月と云ふ德川殿の見參に入る、其後常陸國府中の地を賜て移る、一万石大坂前後の戰に、馳せ向ひ首斬て奉る、一元和九年、出羽國由利郡を賜りて、本庄の城に移る、二万石余寛永十一年四月廿八日、六十八歳よして卒す、嫡男長五郎政勝繼き、寛永十七年十二月廿九日、叙爵して、伊賀守に任し、延寶四年六月晦日、致仕して、家を嫡男佐渡守政信に譲る、政信萬治三年十二月廿八日、叙爵して父が譲を受く、

左京大夫勝俊カツトシ
治持ハルモチ
正村マサムラ
田原藤太秀郷ヒデサト
景頼カゲヨリ
能成ヨシナリ
仲教ナカノリ
親實チカサネ
仲能ナカヨシ
重輔シゲスケ
水谷は磐城行方郡の地名今はミツガイといふ
猿田サルタは羽後平鹿郡に今此地名あれば陸奥は誤記なるべし猿田御所と唱へしとぞ此地より水谷に移る
鎌倉の管領足利持氏將軍義教の命に遵ひて討たる
結城氏朝ウヂトモ
上杉清方キヨカタ
春王ハルワ
安王ヤスワ

水谷

左京大夫藤原勝俊は、伊勢守治持が二男、兵部大輔正村が弟なり、鎭守府將軍秀郷七代の孫、近藤武者所景頼が嫡子左近將監能成が二男仲教、田村と名乗り、四男親實水谷と名乗る、仲教伊賀守に任ず、其子刑部大輔仲能、關東の評定衆となる、其子淡路守重輔、又水谷と名乗る、左京大夫勝俊は、この重輔が末葉とぞ聞ゆる、重輔が子孫、世々陸奥國猿田の城に住す、猿田館殿と云 猿田亡て後、下總國に移りて、結城が家に仕ふ、永享十一年、鎌倉殿持氏の御事 討れ給ひし後、二人の若君、春王丸安王丸 下野國日光山に忍て、おはせしよ、討手向ふと聞ゆるしかば、結城中務大輔氏朝を頼ませ給ふ、氏朝昔の契を忘れかねて、己が城に迎ひ參らせんとす、水谷伊勢守を此人の名定かならず 初め、宗徒の家人等、梁田修理亮、同將監、黒田民部亟等なり 此を諫めかねて、四人同く髻を切て、世を遁る、水谷は亂を見て其國を去らんこと、弓矢取る身の道に非ず、此上は力無し、同く討死すべしとて、道より取つて返し、城中にぞ籠りける、斯て鎌倉の上杉兵庫頭清方、將軍家普廣院義教公の御旗を賜り、軍勢を率ゐて、城を攻む、嘉吉元年四月、城終に落され、氏朝を先として一族郎等、悉く討れにけり、去程に、上杉は水谷が振舞を深く感し、彼が子

伊勢守勝氏入道了圓
兵部少輔勝國
治持元龜二年九月卒
正村は天文八年武州大串の陣に十七歳にて臨みより數十度の合戰常に少勢を以て多勢に打勝ちしとぞ東照公より關東中に侍多しと雖も貴殿事は數度の功名其際なし誠に賴母敷候との手書に達磨の繪幅を添へ賜りし事あり水谷蟠龍記一册あり其奥書は
右物語彼陣場々々へ出タル者共ニ直ニ噺サセ書留ル議論ナル所ハ蟠龍ヘ伺之候儀有之者也
慶長十二丁未二月
芳全四世德岩叟
結城晴朝ハルトモ
三河守殿は即ち結城中納言秀康なり
多賀谷　岩上
下館　松山
勝俊慶長十一年六月六十五歳にて卒す

勝宗　元祿六年勝宗の子勝實卒し其嗣子勝晴も續きて死しければ家絕ぬ

遠江守高春
後に資祇又資彌と改む本姓は青木氏本書第三增山譜に出づ
右大臣は德川家綱公
那須は下野國の那名御堂道長は一條三條後一條三帝の外祖父貞信後に資家と改む天治二年下野那須に下向して須藤と稱す
資隆諸本二郎とす誤
戶福寺爲隆
宗隆ム子カ
與市那須系圖に餘一
資隆は父の名なり蓋家督せしより改名す
五賀　角足
東宮川原
給原諸本檜原とす誤
今は江原

孫求め出して其家を繼せらる、
これ此家中興の人なれば、系圖の始に見えし伊勢守法名了圓が事にや又了圓が子兵部少輔法名道通が事にや、此等の事、系圖に見えねば覺束なし
其後子孫、長享元年始て常陸國下館の城を搆て住む、誰か代と云と定かならず伊勢守治持に至て、男子二人あり、嫡子兵部大輔正村入道して、蟠龍齋と號し、武勇の名譽、東國に隱れなし、年積て七十六歳、慶長三年六月廿日に卒しけり、入道女子一人あり、結城左衞門督晴朝の室にして是結城中納言殿の御養母なるべし其餘家繼くべき男子なく、舍弟左京大夫勝俊、家を繼く、豐臣關白世を知し召されしより、彼の御家人になされて、本領を安堵す、下館二万五千石とも又三万石とも云慶長五年の秋、東西一時に軍起る、德川殿の仰を承て、己が城を守る、其後天下悉く德川殿に隨ひ參らせ、三河守殿、越前國を賜らせ給ひし時、水谷多賀谷川岩上の者共は、もと結城の家の四天王なればとて、大御所の仰として、皆守殿に屬けられ、越前國に移る、勝俊が甥同織部某を、守殿には參らせたり、勝俊又本領を賜て、下館の城を領す、卒せし年月未た知らず其子伊勢守勝隆、父に繼く、五万石領す、この內二万石は檢地して得る所といふ大坂前後の軍に、將軍家に隨ひ奉りて、首五つ切て參らせ、寛永十六年十二月、備中の國松山の城賜て移る、本領の儘寛永四年閏五月三日、年六十八歳にて卒す、嫡男左京亮勝宗繼き、四万八千石を領し、二千石をば舍弟に分つ、其後又開發の田を合せて、五万石となりしとなり舍弟新右衞門某に、所領を分つ、二千石

那須

遠江守藤原高春は、左京大夫資景が世嗣なり、實は增山彈正忠正利が舍弟、右大臣家の御外叔父にて、始め增山右衞門大夫とぞ申ける、承應元年二月十八日、資景が請に因て、其家の嗣と定められ、遠江守と改め任ぜらる、高春自らの所領に、那須が家領、兼ね幷て領しぬ、那須が家領七千石、高春か所領五千石、都合一万二千石を領すと、承應日記に出つ抑もこの那須の家と云ふは、御堂關白道長公の曾孫、須藤權守貞信が後胤なり、貞信初て下野國那須郡を領す、貞信が六代の孫、那須太郎資隆、十二人の男子あり、十男戶福寺十郎爲隆、十一男那須與市宗隆、兄弟は右兵衞佐源賴朝朝臣に隨ふ、其餘の男は、悉く平家に屬す、與市後に改て資隆と名のる、大夫判官義經に隨て、讃岐八島の戰に、扇の的を射て、源平兩家に名を顯す、其賞として丹波の五賀庄、信濃の角足庄、若狹の東宮川原、武藏の大田庄、備中の繪原庄等の地頭職を賜ひ、又兄の十郎爲隆、義經の命に背きしに依

て、弟の宗隆、那須の家を繼く、宗隆死して子なかりしかば、右大將家の仰として、兄の五郎之隆、家を繼て、資之と改む、資之子無くして、宇都宮が子養て、家を讓る、右大將家、烏帽子着せ給ひて、賴資と召され、肥前守になさる、其子肥前守光資、右大將家、那須野の御狩の時、長倉に屋形うつて御儲けす、光資が四代の孫、備前守資藤、足利殿に（尊氏）隨て、東寺の合戰に討死す、其子越後守資世、其子刑部大輔資氏、鎌倉殿の仰として、沙汰所を承る、（系圖には資世少將に任し、資氏四位の侍從に任すと云々、覺束なし、那須が屋形號、許されしも、此頃の事に非ずや、）資氏十三代の孫修理大夫資晴、是れ左京大夫資景が父なりけり、資晴初め那須太郎と名乘る、先祖累世岩城白川佐竹宇都宮と、互に地を爭ひ、戰を合す、資晴が時に至り、天正十三年三月廿五日、宇都宮下野守國綱と、薄羽原に戰ひ、國綱が多勢を打破り、其勢に乘して、喜連川鷲宿等の大小の城五六箇所を攻め取て、近隣に威を震ふ、同き十八年、豐臣關白、相摸國に發向ありて、東國の大名等、御陣に馳せ參る者、引きも切らず、那須が一族家人等も、同く小田原に馳せ參る、北條既に亡び、奥に下り給ふとて、當國へ御陣を召れしに及びて、資晴初て見參す、殿下資晴が遲參を怒り給ひ、那須が本領、悉く彼の一族家人等に割き與へて、（大田原、大關、育王野、福原、芦野、千本等）資晴僅に福原の

右大將賴朝之隆　ヨリトモ　ユキノブカ
資之　スケユキ
賴資系圖には宗隆の子とす　ヨースケ
光資　ミツスケ
長倉　ナガクラ
齋藤　ケフヂ
東寺合戰は正平十年　トウジノガッセン
資世　スケヨ
資氏　スケウヂ
鎌倉殿は足利滿兼自ら關東公方と稱す　アシカガミツカネジラカンドウクボウトショウス
沙汰所は指令を司る屋形號は佐竹譜に註せり　サタドコロ　ヤカタゴウ
資晴　スケハル
岩城　イハキ
白川共に陸奥　シラカハ　ムツノミヤ
宇都宮は下野なり　ウツノミヤ
薄羽原　ウスバガハラ
喜連川　キツレカハ
鷲宿　ワシュク
大關　オホゼキ
太田原福原　オホダハラフクハラ
千本　センボン
芦野　アシノ
伊王野　イワウノ
烏山を那須七騎と云　カラスヤマ
系圖に代々所領八万石餘とあり福原一万五千石を賜ふ

宇都宮には德川秀忠公在陣なり

大御所は東照公　所領加賜は二千石也
諸本七千石の上に一万の二字を脫せり
十五年六月十九日資晴卒す諸本十四年とし年齡五十七歲とす
共に誤る
結城の事本書第一越前譜に詳なり
江戸重通　シゲミチ
代々常陸水戸の城主
原文水戸但馬守とあるは誤記但江戸氏は佐竹譜に註せり

資景　スケカゲ
寬永元年致仕藤翁と號す明曆二年正月七十歲にて卒
資重　スケシゲ
元服叙爵して家督す
大相國は台德公

地をぞ賜ひたる、朝鮮の軍起りて、催促に隨ひ、軍勢少々引具して、筑紫の名護屋に馳せ參る、慶長五年の秋、東西一時に軍起りし時、資晴德川殿の味方として、宇都宮の城に、人質を參らせ、奥方の上杉と戰はんとす、天下既に德川殿に歸して後、同き七年の頃より、資晴常に大御所に伺候して、所領の地を加へられ、（何程と云ふこと知れず　この時一万七千石に至りしにや　同き九年、大膳大夫從五位下になされ、今年又改て修理大夫に任す、同き十五年五十四歲にて卒す、

按ずるに、結城左衞門督晴朝の女子、一人は江戸但馬守が妻、一人は那須太郎が妻なり、晴朝江戸が娘を子として、三河守殿の御相婿にて、三河守殿と配せ參らせ、家を讓らる、然れば、資晴は三河守殿の御子と、資晴が子とは、外從兄弟なれば、疏からぬ御中なり、殊に累代の大名の、斯くおちぶれたりし事なぞ、大御所憐み思召ける故、常に御前近く召され、叙爵させ所領をも加へ給ひしにや、

其子左京大夫資景、慶長十一年二月廿五日叙爵し、父卒して後、家を繼き、大坂の軍に隨ひ、首七十五斬て獻る、其子美作守資重、大相國家の仰を蒙り、寬永元年正月元日十六歲にて叙爵す、資重父に先達て卒し、世嗣既に絕えんとせし程に、遠江守高

春其家を繼きたるなり、

按ずるに、寛永八年の日記にも、又台德院殿御廟前に献りし石燈籠の銘にも、那須美作守資重と云ふあり、然れば此頃は美作守、父が譲を受て、家繼きしにや非ずや、又承應元年の日記に、那須左京大夫が領七千石とあり、台德院殿御廟前の石燈籠、献りし人々は皆万石已上の人なり、那須が領万石以上に非ずば、献る事はあるまじきにや、此二箇條覺束なし、今其家亡ひぬれば、尋ぬべき方なし、能く知れる人を待て、明らむべき者なり、

大田原

備前守丹治晴清は、下野國那須の郡の住人、山城守繩清が男なり、晴清十五代の祖、武藏七黨の其一つ、丹黨の末葉、備前守忠清、初て大田原と称てけり、武家補任よは、藤氏と見えたり、又世に傳ふる所は、大田原は平姓丹治氏と云ふ、平姓にして、丹治氏なること心得られぞ、按ずるに姓氏錄に、丹比宿禰は、火明命の三世の孫、天忍男命の後、武額赤命七世の孫、御殿宿禰の男色鳴、大鷦鷯の天皇の皇子瑞歯別尊、淡路の宮に生れ給ひし時、淡路の瑞井の水を、御湯に浴し奉る時に、虎杖花とびて、御湯の盌の中に入る、色鳴宿禰、天津神のことはぎの言葉をあげて、多治比瑞歯別命と號し奉る、其後多治比部を、諸國に定て、皇子の湯沐の邑とし、則ち色鳴を以て宰として、丹比部の戸を領せしめ、因て丹比連と號し、終に姓とすと云へり、又丹比須布、出づる所、前に同し、又丹比連も、火明命より出づれども、これは命の男天香山命の後なり、姓氏錄に又曰く、多治眞人は、宣化天皇の皇子、加美惠波王の後也と、公卿補任新編纂圖等を合せ見るに、宣化天皇の皇子惠波皇子、其御子十市王、其御子多治比古王、名を以て姓として、多治比姓を賜へり、是れ左大臣島、中納言縣守、宮内卿水守、中納言廣成等の父祖なり、廣成多治比を改め、丹墀につくる、其子貞峯貞成、又改て多治比となす、貞成後に又丹墀となす、然れば、丹治多治比、稱する所は、同じけれども、由て出づる所は、同しからず、又丹比の宿禰も連も、共に火明命には出てたれども、別る〻所、又異なり、丹治も多治比に通してあるし、多治比も、又丹墀に通して作る、某が聞きし所の如きは、廣成眞人の後、武藏國に在りしを、其世にして武藏の丹の黨と云ひしなり、秩父丹五基房と云ふが孫にて、丹三大夫恒房が二男刑部亟實平、榛澤郡安保

廢絶縫に那須資重寛永十九年七月廿五日三十四歳にて卒し末期に養子乞ふと雖も御許なく翌年三月十五日父藤翁老衰に及ひ不便に思召され舊領の内七千石を賜ふさありし右の如くなれば此時那須家は一旦斷絶せしなり資景これを歎きしかば將軍家綱公特に命ありて高春して其家を繼かしめ五千石を加て一万二千石とす然るに貞享四年六月高春六十歳にて卒す實子ありながら津輕信政の子資德を養子せしめて此年十月所領没收せられ那須家再び絶えぬ

備前守晴清ハルキヨ
丹治
繩清ツナキヨ
忠清タヾキヨ
文中元年死す
武藏七黨は丹 兒玉
猪股 横山 私キサイ
平山 清キヨハラ
丹比宿禰ダヒスクネ
火明命ホアカリノミコト
天忍男命アメオシヲ
武額赤命タケヌカ、
シコメ
色鳴諸本或は宮島に作る者あり誤れり
大鷦鷯尊は仁德天皇
瑞歯別尊は反正天皇
淡路宮 瑞井
虎杖花 盌
多治比部
丹比連タヂヒノムラジ
丹比須布一に須加布
天香山命アマノカゴヤマ
以上の丹比は神別也
多治眞人
惠波皇子エハノミコ
十市王トヰチ
多治比古タヂヒコ
島シマ 縣守アガタモリ
水守ミモリ 廣成ヒロナリ
聖武帝の時廣成遣唐使となり唐に在て丹墀の文字に改む
丹治比丹墀多治比共にタヂヒと訓す
此系は皇別にて廣成八世の孫武信元慶中罪ありて武藏に謫せられ子孫因て同國の住人なり其一族を丹黨と稱す
秩父基房モトフサ
恒房ツネフサ

實平（サネヒラ）
椿澤（ツバサハ）郡安保
佐々木高氏入道道譽武鑑に忠清、この安保に住みて大倭と稱し八世の孫康清の時に那須郡に移り其五世の孫資清更に大田原と改むとあり

此時所領は七千百石なり關原亂後兩度に五千三百石を加へられて一万二千四百石とはなりしなり

上杉景勝
結城秀康

服部保英

の庄の地頭に補せられ、承久の時、宇治の合戰に討死す、彼が後、代々安保と稱す、貞治の頃、安保信濃、入道道譽が與黨によりて、所領の地失ふ、其後子孫下野國に起りし者を、大田原とは稱せしなり、

山城守繩清が父は、備前守資清と云ふ、繩清第三の子なれども、家を繼き、其子晴清に傳へたり、天正十八年、豐臣關白、相摸の北條うたると聞て、晴清初に駿河國沼津に馳せ參て、見參に入る、殿下遠き境を越て、出迎ひ參らせし事を悦ひ給ひ、御太刀を賜る、政恒又備前守になされ、所領賜て、大田原の城に住す、一万二千四百石

此家世々那須が被官たり、此時に主の那須、關白に罪を蒙り、其所領を奪て、彼の一族家人等に賜ひしと云ふなり

朝鮮の軍起りし時、催促に隨ひて、軍勢を率ゐ、肥前の名護屋に陣を取る、慶長五年の夏、德川殿奥の上杉中納言征伐の爲に、御下向あつて、先づ此大田原の城に、御陣を移さるべきよし定る、斯る所に、上方にも兵起りしかば、結城殿を、奥方の討手の大將として、數多の軍勢を、下野國に止められ、引返して上り給ひぬ、抑この大田原の城と申すは、敵の境に交りて、大事の要害なりければ、服部石見守を御使として、那

家康公の消息は
急度申候近日出馬之義者先々令延引變許に在之事候自然景勝其口へ可罷出候於其儀は早々可有注進候即乘付可討果候爲其申遣候恐々謹言
八月廿五日家康
大田原備前守殿
育王野資信（イクワウノスケノブ）
資重（スケシゲ）
那須七騎の一なり
晴清寛永八年二月卒年六十五歳
政清（マサキヨ）
高清（タカキヨ）
長次郎爲清
長清（ナガキヨ）
小十郎政時の妹は政清の室なり

右衛門佐資増（スケマス）
丹治（タヂ）比及び丹黨は大田原譜に詳なり
高増（タカマス）
高清（タカキヨ）

須の人々、馳せ加りて、是を守る、德川殿、路より晴清に御消息を賜り、殊に其軍忠を勵さる、去れども、敵この邊りには寄せ來らず九月半、育王野の城に、敵向ふと聞えしかば、晴清大關等を共に、後卷せんとて、馳せ向ふ、育王野下總守資信、嫡子又十郎資重等、城より討て出て、寄せあふて散々に戰ひ、勝軍しぬと聞て、路より取て返す、關が原の戰、上方の軍敗れければ、終に此所の合戰は、なかりけり、大坂前後の戰に、將軍家の先陣して、首七十を切て獻る、其子備前守政清、家を繼く、（晴清卒せし年月未た知らず、政清初め左兵衛と云ふ）寛文元年三月五日、五十歳にて卒す、嫡子山城守高清、家を繼き、一万千二男長次郎某に、所領を分ち給ふ、千石高清延寶五年九月廿九日致仕し、其子備前守長清、家を讓らる、實は織田小十郎が嫡子なり、高清嗣なくして養て子とせり、

是より平姓と成て、丹比の種姓は、絶えたりしにや、大田原織田、元より外戚に就て親しかりければなり、

大關

右衛門佐丹治比資増は、故右衛門佐高増が三男なり、高増十三代の祖肥後守高清、是れ大關の祖とぞ聞えける、

藤原利仁鎭守府將軍其子叙用齋宮頭となる因て齋藤と稱す支孫爲頼は北陸道押領使となり匹田氏を稱す

高元タカモト

忠澄スヾミ

高行タカユキ

高清五世の孫家清足利尊氏より所領を那須に賜る正平十年京都東寺の戰に討死す其七世の孫宗增明應中黑羽城に住す其子増次なり天文十一年大田原と確執の事起り相鬪て死す宗増和を乞ひ資晴の子熊滿を世嗣とすこれ高増なりこれより那須家に屬し七騎の一となるといふ

黑羽根今は黑羽クロバネ

増晴マスハル

諸本増時とするは誤

清増キヨマス

白川は結城義親ヨシチカ

下總結城の支家

増晴後に實家に復り弟清増の後を承く

此時の功を以て七千石を加へられ二万石となる

此時代には祖孫同名の者往々見ゆ蓋其功名追慕の意に出つるならん

高増三十六歳にて正保三年八月卒す

増親マスチカ

増榮マスナガ

増公マスキン

武家補任には、平氏と載せらる、又一説に、大關元は利仁將軍の後、正田齋藤の流、大關三郎高元、嘉元中從五位下肥後守に任す、其子肥後守忠澄、其子彌七郎高行、これ肥後守高清が父なりと云ふ、若しさあらば、藤氏なり、世又傳て、大關もと武藏丹黨の後也とも云なり、故右衞門佐高増が本姓によりて、是等の說やあらん詳なることを知らず、

高清十二代の孫彌五郎増次、生年廿五歳よして死す、家繼すべき子なかりしかば、同國の住人大田原備前守資清が二男、養て世嗣とす、右衞門佐高増これなり、高増初め豐臣太閤に隨ひ、本領を安堵し、黑羽根の城に住す、一万三千石、大關元那須が被官と云ふ 高増 男子三人あり、嫡子土佐守増晴、二男美作守清増、三男右衞門佐資増なり、増晴は嫡子なれども、初め白川の義親が家、繼すべしとて、婿にしたりければ、二男清増を高増が世嗣とす、清増天正十五年七月廿五日年廿三歳にて卒し、嫡子 増晴も、三十七歳にして、慶長二年五月八日に卒す、右衞門 佐高増、二人の子に後れ、年七十二歳にて、慶長五年正月十四日に卒す、此時嫡孫彌平次政増、土佐守増晴男 幼し、成人の程、家の事、行ふべしとて、三男右衞門佐資増をして、家繼せたり、高増卒せし年の秋、德川殿奥の

上杉、御退治あるべしとて、先陣既に當國宇都宮に着せしかば、御陣は下野の小山に召されたり、上方の軍又起り、德川殿御父子引返して、山道海道二手に分つて、攻上らせ給ひしかば、那須の人々は、本國を守て、上杉と戰はんとす、關が原の戰、上方の軍敗れしかば、景勝戰ふに及はず、天下悉くに平きぬ、舍兄増晴が男彌平次政増、既に十五歳に及ひしかば、資増父が遺言に任せて、家の事讓て、慶長十二年四月朔日、三十二歳にして卒しぬ、彌平次政増、家を繼て後、大坂前後の戰に、將軍家の先陣して、首九十七切て獻る、明れば元和二年五月晦日、廿六歳よして卒す、嫡子土佐守高増、曾祖父の名に同し、父に繼き、寛永七年十二月晦日に、叙爵せり、其子 右衞門増親、父に繼き、高増が卒せし年 舍弟等に所領分つ、増親一万八千石、二男主馬増榮、三男右近増公に千石づゝ、慶安三年四月未た知らず 月七日、大名六人を撰て、若くは城内城外に火あらんに、其勢盛んならんには、騎卒を發して、速に救ふべき由、仰せ下さる、増親其一人に擇はる、大名救火の事、是を始とす 承應元年十二月廿八日叙爵して、土佐守に任し、寛文二年四月朔日、廿八歳にて卒し、子なかりしかば舍弟増榮を嗣とす、一万九千石 寛文四年十二月廿八日、信濃守に任し、從五位下に叙す、

龜井

武藏守源玆矩は、宇多天皇の御後、佐々木源三秀義が五男　五郎　義清が十五代の孫とぞ聞えける、初め義清、出雲隱岐等の地頭職になされて、隱岐守に任し、其子孫代々、使の宣旨を蒙り、地頭職を賜りて、出雲國に居住す、義清六代の孫　政道、慈照院の公方義政公の諱字を賜り、其後玆矩が祖父　惟宗が世に當りて、出雲國に在ても、國人七人の内にかぞへられ、父永綱が代に及て、當國須佐の城にぞ住しける、彼等が一族尼子伊豫守經久、其身は雲州富田の庄に在りながら、あたりの國々七箇國まで打隨へ、威を山陰山陽の地を震ひしに及ては、彼等又自ら彼家の被官とこそはなりてけれ、伊豫守經久が男右衞門佐晴久が時に、毛利大膳大夫元就、安藝國に起りて、晴久と地を爭ふこと凡七年、永祿十一年の春、晴久終に戰ひ負て、尼子が家亡ひしかば、玆矩（其頃は新十郎と云）本國を云て織田殿に見參し、尼子が家、再び興さんことを謀る、事終に叶はずして、又織田殿に參り、羽柴筑前守秀吉の手に屬し、因幡國鹿野の城を守る、織田殿失せ給ひ、秀吉天下を知り給ひし後、鹿野の城を賜ひぬ、是より後、關白の向はせ給ふ程の軍に、隨ひ參らせずと云ふことなく、武勇の譽、世に傳ふる所、少からず、何れの時にかありけん、玆矩が年來の武功を賞せられて、因幡國半を賜るべき由を仰せ下さる、玆矩畏り承て、玆矩日本の中に望み思ふ國なし、あはれ御許を蒙りて、琉球を賜り、討ち隨ひ候はゞやと申ければ關白殿、持ち給ひし御團扇に、自ら龜井琉球介と書て、賜ひしかば、玆矩大に悅ひ、急き兵船を揃へ、軍勢を催し、馬物具兵粮秣とり載て、南をさして押出す、既に彼土に至らんとせしに、惡風忽ち吹き起て、逆浪天を浸しければ、船ども散々になつて、吹き戻され、終に本意は遂けざれども、玆矩が大膽を、殿下大に感し給ふこと斜ならず、慶長五年の初德川殿に隨ひて、奥に下る、上方の軍又起りしかば、引返して、美濃國に戰ひ、關が原の軍終りて後、玆矩一勢馳せ向て、石見伯耆因幡但馬の城々、或は攻め、或は降し、山陰の地、悉くに平ぐ、其功これ莫大なりとて、頓て勸賞を行はるゝこと少からず、本領一万三千石、三万石を加へられ四万三千石を領す　其子息豐前守政矩、父に繼く

玆矩が卒せし年月未た知らず、大坂前後の御陣供奉帳を見るに、龜井能登守冬陣には隨ひ、夏陣には國に在と云々、按するに玆矩後に豐前守に任す、政矩父が世に在りし程は、能登守にて、大坂前後の軍の時には、未た豐前守に任ぜざりし

武藏守玆矩コレノリ
原本玆經とあるは誤
近江源氏
佐々木秀義ヒデヨシ
義清ヨシキヨ
使は檢非違使
義清の孫賴清當國仁多郡湯邑に住し湯七郎と稱し子孫相襲き湯を氏とす玆矩初て龜井氏を稱す
足利八代將軍義政
政道マサミチ
惟宗コレムネ
永綱ナガツナ
須佐スサ　富田トダ
尼子經久の祖父持久出雲守護佐々木持清の從父にて守護代となる
晴久ハルヒサ
毛利元就モトナリ
玆矩は山中鹿之介幸盛と力を併せて尼子の興復を謀る玆矩の妻は山中の女なり
鹿野シカノ
一萬三千五百石

この琉球の事は天正十年六月八日秀吉公が明智光秀を誅伐せんと中國より引返し姫路城に一夜滯在せし時なりといふ武鑑には團扇の表に琉球守殿、裏に秀吉花押を記すとあり
秀吉公が織田公に朝鮮明國を望みしと同意ならん
十三年武藏守となる

武鑑に據れば此時合て三萬八千石子政矩の時五千石を加へられ四萬三千石とあり
政矩マサノリ

玆矩壹長十七年正月五十八歲にて卒せり
原本譜首に後に豐前守と註ありしかど玆矩武藏守に止れば除きたり父子の相違か

津和野（ツワノ）
政矩元和五年八月卒年三十歳
玆政（コレマサ）
貞右衛門經矩（ツネノリ）
政直（マサナホ）
玆親（コレチカ）

修理大夫祐慶（スケノリ）
祐兵（スケタケ）
武智麿（ムチマロ）は藤氏南家祖（オホトマロ）乙麻呂（クヂマロ）
工藤爲憲（タメノリ）
時信（トキノブ）の弟維景の子維
職伊豆押領使となり
子孫伊豆の住人となり
しなり本文誤る
祐經（スケツネ）
祐時（スケトキ）
兒湯郡都於郷（トノ）地頭職
右大將賴朝
貞祐（サダスケ）
康永三年死す
六郎祐持原文祐時に
作る誤なり祐持は貞
祐の子にて尊氏に從
ひ本領安堵せしなり
貞和四年死
氏祐（ウヂスケ）は祐持の子なれ
ば曾孫にあらず正平
五年足利直冬に應し
て島津氏と戰ひし事
あり永和四年死す
杵島（キシマ）
西浦（ニシウラ）
村田（スグル）
祐武（スケヘル）は祐立に作るべ
し氏祐の孫也
祐堯（スケタカ）
寶德三年足利將軍義
政祐堯に日向守護を
授く祐堯因て土豪十
二黨を滅し兒湯宮崎
那珂三郡を領す但土
持氏臼杵郡に據り島
津氏諸縣郡を併せ一
國三分すと本文に誤
谷といふはこの土持
の事か
祐國（スケクニ）
祐邑（スケムラ）
飫肥（オビ）は島津氏の兵
鵐峰（トビガミネ）
櫛原（クスバラ）

時にや
元和三年石見國津和野の城を賜て移る、四万三千石　政矩卒して卒せし年月未だ知らず　子息等に所領分ち賜ふ、兄能登守四万石弟貞右衛門三千石　嫡子玆政、家を繼く、寛永十年能登守に任ず、延寶八年十二月十八日、六十四歳にして卒す、嫡子伊豫守政直、早世し、二男松之助玆親家を繼く　後に能登守、又攝岐守と改む

伊東
修理大夫藤原祐慶は、豐後守祐兵が男なり、左大臣武智麻呂公の四男、參議乙麻呂七代の孫伊豆守爲憲、初め木工助に任ぜしより依て、工藤とは名乘けり、其孫駿河守時信、伊豆國伊東の庄に住して、初て伊東と名乘る、時信が六代の孫工藤左衞門祐經が男大和守祐時、童名犬房丸　右大將家の命に依て、日向國の地頭職を賜ひ、其曾孫安藝守貞祐、讃岐國南城山西方の地頭職に補せらる、系圖に出つ
貞祐初め六郎左衞門と云ふ、尊氏將軍の時の人と云へり、不審、又嶋津家譜を按ずるに、祐經より五代六郎左衞門尉祐持が時に、尊氏將軍に隨ひ、建武四年四月の頃、東國伊豆國より、初て日向國に下向すと云々、其家の系圖とは、大に異なり誤り傳へしにや、
尊孫大和守氏祐、足利殿の御時、肥前の國杵嶋の地頭職を承る、系圖に出つ
又曰く尊氏將軍、諱字賜て、氏祐と名乘ると、〇按ずるに安藝守貞祐が時、既に尊氏將軍に從ふ由、系圖に記し、其曾孫大和守氏祐、又將軍の諱字賜ふと云ふこと不審、尊氏將軍の治世、二十五年の間に、伊東の家四代を經し事、いかゞあるべき、
其子大和守祐武、肥前國進庄西浦宇良村田等の地頭職を賜る、其子大和守祐堯に當て、日向薩摩大隅の國人等、嶋津澁谷を除くの外、悉く伊東が家人たるべき由、寛正三年三月十四日の御下文の旨に任せ、違命の輩を打隨へて鎭西に威を震ふ、
島津家譜に云く、祐堯が時、文明十二年、日向の國人佐土原三宅、富岡、平田等十二頭の敵を討滅し、同き十七年四月廿八日七十七歳にして卒し終んぬ、
其子大和守祐國、
島津家譜に曰く、文明十七年、祐國舍弟二郎祐邑と共に、同國飫肥の敵と、鵐が峰に戰て、數百人を討取る、閏三月楠原に打出て、同六月薩摩の軍勢と戰て討れぬ、
祐國時に三十八歳、

尹祐（ノスケ）　足利十代將軍義稙（ヨシタネ）　祐充（スケミツ）　伊豆守（イヅノカミ）　編永（ヘンエイ）　若者（ワカモノ）の亂　義祐（ヨシスケ）　鹽見（シホミ）　日知屋（ヒチヤ）　財部今は高編（タカラベイマハタカナベ）　田代（タシロ）　米良（メラ）　弓削（ユゲ）

其子大和守尹祐、公方惠林院殿の御諱字と賜りたり、義植將軍初め義尹と申奉る其嫡子大和守祐充、

島津家譜に、祐充が母方の舅福永伊豆守といふ家人、外戚の威につのりて、頗る不法の事あれば、若侍共悉く主に背き、終に合戰に及び、若侍共打負て落失せぬ、是を日州の若者亂と云ひしなり、祐充天文二年八月廿八日、廿四歳にして卒しぬ、

祐充卒して、嗣なく、舍弟大膳大夫義祐、家を繼く、

嶋津家譜に出づ、家の系圖には、義祐は祐充が子の如く見えき、是は家繼きし次第に依りて記せるなるべし、又島津家譜に、義祐初め祐清と云ふ、家の子伊東武藏守、福永が振舞を惡て、祐充が卒せし後、同年九月二日、彼の父子四人を討つ、祐清武藏守が恣に福永父子を討ちし事を怒て、昔の亂に落ち失せし若侍共を、招き集て、武藏守を討つ武藏守が子左兵衞佐、兵を率して祐清と戰ふ、祐清叶はず日知屋といふ所にて、船に乘りて、都の方へ落ち行かんとす、鹽見日知屋、財部田代等の士共、弓削民部少輔等と議して、左兵衞佐を誅せんとす、左兵衞佐たま

十年諸本十二年とす誤なれば改めつ　永祿三年致仕入道す

鬼城（オニガジヤウ）　陽野一（ヤウノイチ）に隅野（スミノ）　日井（ヒヰ）　新山（ニヒヤマ）

義祐致仕の後廿六年天正十三年に至て卒せば本文叙事誤る　義益廿四歳を正す　島津忠平（タヾヒラ）　飯野（イヒノ）　野尻（ノジリ）

島津義久（ヨシヒサ）

りかねて、米良山陰を賴て落行けば、同き十一月十六日、祐清本國に歸ることを得て、大膳大夫に任し、義祐と改め名のる、

天文六年四月二日、從四位下に叙し、同き十年八月廿四日、大膳大夫に任し、十五年三月三日從三位に昇り、入道の後、伊東三位の入道とぞ申ける、去程に義祐が祖父故大和守祐國は、去りし文明の末、當國飫肥の戰に、島津が爲に討れしかば、あはれ如何にもして、父祖の仇を報はばやと思て、天文十年十月、薩摩國に發向す、是より伊東島津が軍起りて、戰更に止むことなし、鬼が城陽野の城を始として、日井新山の城を攻め落し、島津が宗徒の侍大將、多く討る、同き廿年の九月、島津終に中直りして、互ひの軍、暫く止む、弘治三年の頃より、伊東島津、又大隅の地を爭ひ、永祿六年の夏に至て、兩家再ひ軍起り、三位入道卒して後、嫡男左京大夫義益、父に繼き、永祿十二年七月十一日、四十歳にて卒してけり、（島津家譜には二十四歳と云ふ）元龜三年の夏、島津兵庫頭忠平、後に義弘日向の國に向ふ、伊東が軍勢、飯野の邊に出て迎ひて戰ひ、宗徒の兵五百餘騎討死す、家人福永丹波守野村伊賀守等、心變りせし程に、天正五年十二月七日の夜、島津が軍勢、野尻の城に入り、明れば八日、修理大夫義久、野尻に陣を

取る、伊東の兵たまりかねて、戸崎の城を落去りぬ、城内ゝ殘り留る所の軍兵、多くは、皆福永が一族なれば、忽に後矢を射ける程に、三位入道が孫民部大輔祐兵、戰に及ばずして、一族郎等引具して、帆北と云ふ所より、山傳へし、豊後國に落行き、由緣に付て、大友を頼みて、本國に歸らんことを謀る、明れば天正六年九月、大友左衞門督義鎭入道宗麟、數万騎を引率して、日向の國に向ひ、同十一月十二日、耳川の邊にて、島津兄弟と戰ひ、一戰に利を失ひ、散々ゝなつて引返す、伊東も今は頼む方なくして、明る七年の四月、豊後の國を去て伊豫の國に渡り、此處ゝ三年の春秋を送りてけり、

戸崎　帆北

大友義鎭　耳川

義祐入道は永祿三年嫡男義益に國を譲りしが同十二年義益卒し子義賢尚幼なれば入道再び國務を執り而して島津と戰ひしなり放に元龜天正以來兩家の合戰は義祐の代に當れりされば國失ひて豊後伊豫周防にさすらひ終に都に上り天正十三年八月五日歿七十三歳

按ずるに、伊東が家の事、島津家譜に記する所、殊に詳なり、故に其說を取て記す、但し大友記龍造寺記、幷に九州の事、記せる諸記等を、合せ考ふに、伊東が日向を失ひしは、三位入道が時の事とす、中にも大友記に記する處、詳なるに似たり、曰く、天正四年十二月廿八日、三位入道、豊後の國に落來て、大友が双なききりものの田原近江入道紹忍に就て、宗麟を頼む、頓て國東の郡に、居所しつらひて、請じ入れらる、斯る所に、如何なる者の所業にや、のみしらみ鼠となりて三位殿、田原の

祐兵は義祐入道の二男にて義益が舍弟なり本文誤る

織田信長　信忠父子
明智光秀
羽柴秀吉
山崎

きり者は君龍を得て威權ある人

國東

河内丹南郡五百石

大納言秀長ヒデナガ　豊太閤が異父同母弟

下を、はひ廻りけりと讀みて、三位が家の門に書き付てければ、口惜き事に思ひて、密に豊後を忍ひ出て、伊豫の國へ渡り、夫より又周防の國に渡て、山口と云ふ所に、居住し、天正十二年の冬、都の方に趣き、終に彼所にて卒す、三位が子息左京大夫義益は、父に先立て卒す、三位が舍弟民部大輔祐兵、兄の入道、國を失ひし後、是も都に住みしが、豊臣太閤に仕へ參らせて、終に本領を安堵すと云々、此說は島津家譜とは、大に異なり、又樂書の事も、三位が子孫を嘲りても、三位殿とは、よむべきものなり、某が見し伊東が系圖に、三位が卒せし年月、見えざれば、如何にも說き難き事なり、

天正十年の正月、祐兵伊豫國をも立ち出て、都の方に上る、此年の夏、織田殿御父子、明智日向守光秀が爲ゝ討れ給ひ、豊臣太閤未た筑前守と申て、當時は山陽道におはせしが、急き軍勢を率るて、都に上り、山崎の邊にて、光秀と戰ひ給ひし時、祐兵も秀吉の御陣に馳せ加り、高名を顯しけれは、秀吉大に感し給ひ、河内の國にして、所領一箇所を下し賜ふ、同き十五年、關白島津を御退治の時、伊東は彼國の案内者なれはとて、大和大納言秀長卿の御手に附けられ、先陣を承て、日向國に向ふ、伊東

累代の家人等、此所彼所より馳せ集りて、程なく軍勢數千人に及ぶ、島津兵庫頭義弘、貢軍して、薩摩國へ引返す、關白の御勢も、筑前筑後を打隨へ、肥後國を經て、是も薩摩の國に攻め入り給ふ程に、嶋津兄弟、終に降人になつて參る、關白伊東が軍功、拔群なりとて、頓て本領日向國飫肥曾井清武等の地賜て、飫肥の城にぞ住しける、朝鮮の軍起りて、彼國に押渡り、軍することと凡そ七年、太閤薨し給ひしのち、慶長四年正月十一日、豐後守に任す、系圖に出つ

拔ずるに、祐兵が事を記せる諸記に、或は大和守或は民部大輔と見ゆ、思ふに、先祖の受領たれば、初め大和守と申せしが、太閤の御弟大和大納言秀長卿をさけて民部大輔と申し、其後又豐後守になりしにや、

明れば五年の夏、德川殿奧の景勝中納言を退治の爲、御下向ありし時、祐兵折節大坂に侍ひしが、井伊侍從に就きて、急き軍勢を召上せ、御跡を慕て、馳せ下るべき由を申す、德川殿御消息をなされて、感し仰せ下さる、斯る所に、上方又軍起りて、德川殿傾け參らせんとす、九州の中にしては、黑田如水入道計りぞ、東國無二の御方たるべきと思ひければ、祐兵密に入道が許に、使者を立て、祐兵に於ては、堅く東國

島津義弘ヨシヒロ
曾井ソヰ　清武キヨタケ
秀吉公より秀長に遣されし軍令條中に日向國之義大友休庵へ出し候間云々其内城一つ一郡相添伊東民部大輔に是を爲取可申事とあり
宮崎那珂二郡の内にて千七百三十六町の朱印を賜ひしといふ

祖先大和守祐時
上杉景勝
井伊直政
黑田孝高
此時祐兵病氣にて大坂に在れば城中より出陣の催促度々あり少勢なりとて免れしが京極高次が大津に立籠るに及ひ城攻の軍勢に家人伊東平賀を加へらる祐兵兩人に云ふやう我關東の御味方申すなれども敵中に在れば否と云ふ時は逆心とて討果さること必定なり一旦の害を遁れんがため汝等に弓鐵砲添て遣すなりと兩人長て出陣し互に警ひけるは軍功立つる能はずまた他軍の悟られなば主君の御大事なり我等討死せんより外よき思案あらずと短刀小釼を三井寺に納て後生菩提を賴み九月十一日の城攻に兩人共討死したりとい

高橋元種
島津忠久
宮崎ミヤサキ　佐土原カトハラ
穆佐ムカサ　倉岡クラナカ
高岡タカオカナカ　綾合アヤヒ
島津義久入道龍伯

祐兵は四十九歲なり一に十月とす

に組みし參らすべしと、思ひ定めて候、本國に馳せ歸りて、九國の敵とや戰はん、又大阪に在て、兵をや起すべき、入道殿の御謀こそ承らめと、云せければ、如水入道、和殿が小勢、上方に在て軍起さんこと、然るべからず、速に本國に下りて、軍起さるべうもや候とぞ答へける、祐兵さらばとて、打立たんとする所に、忽に病の床に臥て、已れ國に歸らんこと叶ふべからず、子息左京亮祐慶が、今年十一歲になりしに、家子郞等付て、本國に差下す、國に在合ふ家子郞等、急き軍勢催し、九月晦日、飫肥の城を立て、稻津掃部大將たり高橋右近將監が宮崎の城を攻め落し、島津中務大輔が佐土原の城に押寄す、佐土原の後卷せばやとて、薩摩の國の軍勢、數多打出つ、此處彼處にて戰て、終に一度も不覺なく、穆佐倉岡高岡綾合等の地、打隨へ、飫肥の城に引返す、斯て關が原の戰、事終て後、高橋既に降人に成て、本領を賜りし程に、伊東が攻取りし所の宮崎の城を、右近將監に返し與ふべき由を、仰せ下さる、又島津も、本領安堵御免ありし程よ、穆佐倉岡高岡綾合等の地をも、龍伯入道が許に、返し與ふ、自ら戰て攻め取る所の地、皆悉く本主に返しけるこそ本意なけれ、斯て今年十一月十一日、豐後守祐兵、病終に愈る事なくして卒す、六十歲とぞ聞えける、嫡子左京亮祐慶、

祐久スケヒサ
祐豐スケトヨ
祐由スケミチ
祐實スケサネ

修理大夫秀成ヒデナリ
清秀原文重秀シゲヒラとす然ども系圖諸書皆清秀とし世人も其名を傳ふれば本文總て改めつ盡し初めは父重清の名に因て重秀と云ひしが後に中川の通字を用ゐて清秀と改めしにぞあらん
眞文ヨシフミ
秩父重遠シゲズミ
高山重遠シゲトホ
重清シゲキヨ
清村キヨムラ

本領を賜て、五万七千石と云 修理大夫に任じ、寛永十三年四月四日、四十八歳にて卒し、嫡男大和守祐久、家を繼く、五万四千石 千石を領せし也 大和守祐久、四十九歳にして、明暦三年十月廿七日に卒し、嫡子左京亮祐由、父に繼く、五万石 二男監物祐實、父が所領を分ち賜ふ、三千石 寛文三年六月十三日、祐由三十一歳にて世を早し、子無りしかば、舍弟監物祐實を世嗣とす、祐實兄が家を繼き、五万四千石これ自ら分賜りし領をすべて 寛文三年十二月廿八日に叙爵し、出雲守に任す、

中川

修理大夫源秀成は、瀨兵衞尉清秀が二男、右衞門大夫秀政には弟なり、祖父佐渡守重清、元は桓武の平氏なり、鎭守府將軍平良文が六代、秩父下野權守重純が三男、高山三郎重遠が末孫、世々常陸國に住す、重清が時に至り、都に上り又攝津の國に趣く、當國多田の源氏、左衞門尉清村が末葉、中川左衞門尉某、己が娘に重清に配せて、其家讓りしかば、本姓改て源氏となり、中川とは名乘たり、天正元年七月、將軍義昭、織田信長と、御不快の事起る、近江國甲賀の住人和田伊賀守惟政、將軍の御方として攝津國に陣す、信長和田を始として、敵の大名、悉く榜に記し、何某々々が首とり

本姓は高山氏中川は大系圖に據れば越後の地名にや
足利十五代將軍義昭カフガ
甲賀
和田惟政コレマサ
荒木村重ムラシゲ

たらんには、賞行はれんこと、如何程々々と書て、陣頭ゝ立てられたり、一說に此榜は荒木攝津守村重が、建てしとも云なり、瀨兵衞尉清秀、此時は織田殿の大將荒木攝津守村重が手ゝ屬す、此榜を打見て、筆執て、和田が名の上に點をかく、見る人奇異の思をなす、此夜子の刻計りに、終に伊賀守惟政が首とつて、見參にこそ入れにけれ、村重大に驚き、如何で和田をば、かく容易く討てありつると問ふ、清秀さん候、清秀心に思ひけるは、敵味方の戰、明日に決すべし、さらば討るゝ者、互に少かるべからず、明日同しく死せん命、此夜の中に、捨てなんには、和田が首、取得ん事、いと安かるべし、敵一定明日の戰を、大事にや思ふべき、定て此夜物馴たらん兵をして、淀川の淺深を踏み見んに、惟政さる大將なり、物見の輩をのみ、賴むべからず、必ず自らも來り見ん、大將の出立は、疑ふ所あるべからず、あはれ打取て、くれんず 物を、たとへ惟政が首とり得ず、討れたらんにも、多くの敵の中に入て、大將の首取らんとて、討死して候はんは、佳名は朽ちじと思ひ定め、敵近付かぬ先に、川渡て伺はんと、水を渡り、あなたの岸の柳陰に、伏し隱れて待つ、案の如く、和田二陣に控へて出て來る、清秀密に彼陣に紛れ入り、終に首を打取て、水中に飛入り、遁れ出て參りぬと申けれは、聞く人大に感

じあへり、

世よは、此時いづくともなく、山伏一人來て、和田が鎧冑馬物具の色、よく敎て討せし由を記せし書もあり、清秀斯く思ひ謀りて、命を捨て、討得て免れしこと、勇と謀と又水練たりしとかや、是等の事ども、如何なる神助よりも、奇特の事よや、まして、此時年尚若かりぬべし、世の人、斯く眼のあたりの奇異の振舞をは、如何にとも思はず、言葉を飾り、事を神にす、愚なる事の一條なり、又此時清秀和田が名に點かけて、家に歸り、我妻に向ひ、事の由を語りて、生きて再び歸りなば、又こそ見參すべけれと、云ひしに、妻いさよかも、歎きたる氣色もなく、さらば軍の首途、祝ひ給へとて、海老の羹もの薦め、酒もりして出立ちしと云ふ、これも女には珍しき事にや、

同き六年十月、荒木織田殿に叛き、伊丹花隈茨木高槻等の城々に、軍兵を分て立籠る、茨木の城をは、清秀幷に石田伊豫守渡邊勘大夫等をして守らす、清秀織田殿に下りて、十一月廿四日の夜、御勢を迎ひ入れ、石田渡邊を追ひ拂ふ、荒木が終に亡ひし事、清秀等が功莫大なりとて、信長御感淺からず、茨木の城を賜ふ、

清秀戰死四十二歳なれば此時は三十二歳なり

伊丹（イタミ）　花隈（ハナクマ）
茨木（イバラキ）　高槻（タカツキ）
村重が織田公に背きしを清秀痛く諫めしかど聽れず秀吉公之を知り高山右近して歸從を勸めしかば清秀遂に織田氏に屬したり此時所領四萬四百石

池田勝政（カツマサ）
池田城主民部大輔足利義昭に從て二万石を領し元龜元年亡ぶ

信長公の第十女（ミキ）
三木
父子所領合て十二萬石餘なりといふ
明智光秀（ミツヒデ）
長岡藤孝後に細川氏
丹羽長秀（ナガヒデ）
池田信輝（ノブテル）
山陽道に毛利氏
織田三七信孝（ノブタカ）
尼崎（アマガサキ）　山崎（ヤマザキ）

柴田勝盛（カツイヘ）
佐久間盛政（モリマサ）
志津岳（シヅガタケ）　餘語湖（ヨゴノウミ）

これ安土日記の說なり、家の系譜には、清秀父に繼さし初め、茨木の城を搆て住し、池田勝政に屬せしと見ゆ、其後荒木に從ひしなるべし、此城は元より清秀が領せし所なれば、信長元の如くに下し給ひしにや、

又其嫡子藤兵衞尉秀政を婿君となさる、播磨國三木の城をぞ賜ひける、同き十年五月、清秀明智長岡池田等と、山陽道の先陣を承て、攝津國に歸る、斯る所に、六月二日、織田殿御父子、都にて明智光秀が爲に討れ給ひ、筑前守秀吉も、山陽道より馳せ上り、尼が崎に會合して、三七殿と初めまるらせ、丹羽池田等と、軍評定して、光秀を誅せんとす、清秀二陣に定まる、同十三日、山崎の合戰に、眞先懸て、光秀が軍勢を討破り、光秀終に討れてけり、今日の戰、清秀が功、第一なりければ、三七殿自ら清秀が手を取て、今日の功、いつの世にかは忘れんと、涙を流して仰せけり、

此時秀吉は、肩輿に乘ながら、瀨兵衞骨折々々と云て過く、清秀此を見て、はや筑前守、天下を掌にせんと思ふ色、既に面に顯れたりと云しとかや、

程なく、羽柴柴田が軍起り、明れば十一年二月、清秀秀吉の方人して、近江國志津嶽のあなた、餘語の湖の邊に陣を取る、佐久間玄蕃允盛政が爲に襲はれ、軍兵餘多討

近藤無一（ムイチ）
佐久間が家人なり

筑紫は島津
關東は北條（ジョウソウ）
水原

秀政の死は文祿二年十二月廿四日なり
此事終に顯れしかば秀吉公其輕忽を責め封五萬石を削らる
大明の書は懲毖錄
秀成（ヒデナリ）
大友義統（ヨシムネ）
朝鮮の役小西行長平壤より急を告く義統赴救はざるのみならず逃けて京城に歸る其罪を以て領地を收められる
竹田は直入郡にて今岡（タカ）と呼べり
臼杵（ウスキ）
太田政信（マサノブ）一に一吉（カツヨシ）

れて、自も散々に戰ひ、近藤無一に討れたり、嫡子藤兵衞尉秀政、初め信長の姬君に添ひ參らせ、播磨國三木の城を賜り、其後羽柴殿に隨ひ、叙爵して右衞門大夫に任す、系譜に見ゐし所、かくの如し、世には父が跡を繼き茨木の城、領せし樣よ傳ふ　此後筑紫關東の軍よ隨ひ、文祿元年、朝鮮に押渡て、王城に攻め入る、水原と云ふ所に、要害を搆て籠り、明れば二年、或日軍中の徒然に、供人少々引具し、鷹狩して遊ぶとて、朝鮮の伏兵の爲に、討れ死す、生年二十五歲と聞えたり、按するに秀政が事は、大明の書にも見ゐなたり、家人等驚き、有の儘に申さんには、太閤の御氣色よからず、我家必ず亡ぶべしと衆議し、秀政要害の地に城郭を搆へんがため、自ら出て、よからん地を巡り見る所に、朝鮮の伏兵に、出合て戰死すとぞ告たりける、頓て舍弟秀成に、三木の城賜て、秀政が世嗣となさる、此年五月、大友左兵衞督義統、罪を蒙りて、豐後の地、闕國と成りしかば、御家人等に分ち賜ふ、竹田の城をば秀成に賜て移りにける、七万四百石　其後叙爵して修理大夫になさる、初の名小兵衞　同き四年、朝鮮に押渡り、大明の兵と戰ひ、討ち破て、其身も痛手を負ひ、高名顯して歸朝す、太閤薨し給ひ、東西の軍起り、修理大夫秀成、德川殿の御方として、同國臼杵の城に軍勢を差向け、太田飛驒守政信と戰ふ、關が原の合戰、上方の軍敗れぬと聞て、太田は城を

久盛（ヒサモリ）
久清（ヒサキヨ）
天和元年十一月六十七歲にて卒す
久恒（ヒサツネ）子

秀征（ヒデユキ）
修理大夫晴信（ハルノブ）
冬嗣（フユツグ）公は北家藤氏長良（ナガラ）遠經（トオツネ）良範（ヨシノリ）純友（スミトモ）
平將門と東西謀反す
橘遠保（トオヤス）
有信（アリノブ）
紀年（ノリトシ）
重太伊王同人なり
良純（ヨシズミ）
武者所とは謂ゆる北面武士
賴房（ヨリフサ）
門脇（カドソキノワキ）　敎盛は清盛弟
木曾義仲（キソヨシナカ）
康方（ヤスカタ）
賴道（ヨリミチ）
朝國（トモクニ）

去てけり、秀成年四十二歲、慶長十七年八月十四日卒す、其子內膳正久盛、初名秀征　家を繼く、大坂の軍起りし時、馳せ向て城を攻む、再び兵起りしには、參るに及はず、承應二年三月十八日、六十歲にて卒す、其子山城守久清、家を繼き、寬文六年四月晦日、致仕入道して入山と號す、其子佐渡守久恒、父が所領を讓らる、

有馬

修理大夫藤原晴信は、閑院左大臣冬嗣公一男、枇杷中納言長良卿の六男、右大辨遠經の嫡子、太宰少貳良範の三男、伊豫掾純友が末葉とぞ聞えける、

系圖を見るに、純友が子從五位下遠江權守直澄より、廿代にして、晴信に至ると云ふなり、按ずるに、朱雀院御宇、天慶四年、純友、橘遠保が爲に誅せられ、其子重太丸、父と共に誅せられ訖んぬ、新編纂圖を按するに、純友が男に、有信紀年伊王丸の三人を載す、伊王丸元服の後、良純と名乘る、有信と紀年とが子孫は見えず、良純四代の孫、武者所賴房は、門脇平中納言敎盛の家人、木曾義仲が爲に討れぬ、賴房が曾孫康方、男子二人あり賴道朝國と云ふ由、純友より後、九代の事を載せたれども、直澄が事は見えず、直澄父が誅せられし時、猶幼くして、朝家よ名をも

或書に純友の子諸純父と共に誅せらる其子直純叔に遇て遠江權守となる云々其七世の孫經澄將軍實朝に仕へ有馬に住して氏とすとあり大村譜見合すべし

志太（シダ）　高來（タカク）　有馬（アリマ）

經純（ツネズミ）

鎌倉殿（カマクラ）は實朝ならん

朝澄（トモスミ）

實純（サネスミ）

貴純（タカスミ）

日野江（ヒノエ）一に西城

大内義隆（ヨシタカ）

藤津（フヂ）　彼杵（ソノギ）

屋形號は幕府より國持大名に許す稱號

尚鑒（ヒサアキ）

晴純（ハルスミ）

永祿九年卒八十四歳

鳥松院は足利十四代將軍義晴

記されず、世の人も知らず、傳へざりしにや、又天慶の頃より、晴信が頃に至りて、六百餘年に及べり、其間廿代と云ふ、不審、若し純友と、直澄との間に、世次を洩したるにあらずや、或說に、藤原純友が養子は、平將門が末子なり、將門純友が朝家に二心あるを悟て、世を遁れて、僧となる、其子常陸國志太郡より在て、志太小太郎と云ふ、小太郎が六代の孫遠江權守經純が代より、肥前國高來郡有馬の庄の地頭職に補せらる、是れ有馬と名乘るの初なり、經純が子有馬左衞門尉朝澄と云ふは、東鑑第三十七巻に見えたり、鎌倉殿の名の字賜て、朝澄と申す、先祖なれぞも、朝敵の名を避て、純の字は用ゐずして、澄と云ふ字に改めたり、修理大夫實純が代より、また純と云ふ字をば、用ゐしと云ふなり、

晴信が五代の祖肥前守貴純、累代弓矢の家を繼ぐ、肥前國高來郡を領し、有馬の城に住す、是を日野江の城と云ふ　大内義隆朝臣に屬し、隣境を討ち隨へ、藤津彼杵を取て三郡を併領す、島津家譜を按ずるに、中頃屋形號を許されて、九州の高家也と云々　其子左衞門尉尚鑒、其子修理大夫晴純、公方萬松院殿の御諱字、賜りしとぞ聞へし、此時又杵嶋の郡を幷せ領す、三十一万石計を領す　仙岩入道と聞えしは、此晴純が事なりけり、其子修理大夫義直、其子太郎義純、二代共に公方の御諱字賜りし由、系圖に見

杵島（キシマ）

義直（ヨシナホ）

義純（ヨシスミ）

大友義鎮（ヨシシゲ）

千葉胤連（タネツラ）

小城（チヂ）　佐嘉（サガ）

龍造寺隆信（リウザウジタカノブ）

鎭賢（シゲカタ）　政家（マサイヘ）

義直が子にて父にあらず諸本父子を倒置す今改む

江上家種（エカミイヘタネ）

新納久純（ニヒノヒサズミ）

鎭西要畧に武藏守

ゆ天正の初、有馬、豐後の大友に志を通し、義鎭が時　同國千葉胤連を討て、小城の郡を幷せんとす、佐嘉郡の住人龍造寺山城守隆信、千葉を助く、有馬一戰に利を失ひ、其後隆信が武威、隣國に震ふに及て、有馬が勢日々に衰へ、本領高來一郡に成てけり、義直終に隆信と、中直りして、嫡子義純が娘を以て、龍造寺が男民部大輔鎭賢　後に政家　が妻とぞなしにける、

是れ龍造寺記の說に依る所なり、但し龍造寺記には、有馬義純、大友に隨ひ、義鎭が諱を受けて、鎭純と改め名のり、龍造寺と戰ひ、後に隆信に中直りし、嫡子修理大夫義直が娘を以て、隆信が男の妻とすと云々、有馬の系圖を見るに、義純と云ふは、義直が子にて、父にはあらず、龍造寺記の誤り記せしよや、暫く系圖の次第に依て、名の字を改め記す、

同き九年、有馬又隆信に叛き、密に薩摩の島津と、志を通ず、隆信安からぬ事に思ひて、二男江上又四郎家種を大將として、餘多の軍勢を差向けて、戰ふこと止む時なし、同き十一年、義純終に島津に隨ひ、其加勢乞うて戰ふ、隆信が勢、利なくして引返す、嶋津が大將新納刑部大輔、川上左京亮、有馬の城に止て守る、明れば十二年の

島津家久（イヘヒサ）義久入道龍伯の弟

森岳（モリガダケ）　島原（シマバラ）

隆信戰死は鍋島譜に註す

關白秀吉公

高良山（カウラサン）

小西行長（ユキナガ）

大村喜前（ヨシサキ）

直純（ナホスミ）

水俣（ミナマタ）

大御所は家康公

阿媽港（アマカウ）は清國廣東省澳門なり我が永正十四年葡萄牙人此地を領す此頃南蠻と呼びしは葡萄牙西班牙兩國人を云ふ蓋西班牙も此後に呂宋を領す共に我國の南方に當れば此稱あり

春、隆信軍勢を分ち、嫡子政家、有馬の城に向ひ、江上家種、高來に向ふ、嶋津中務大輔家久三千餘騎引率して、義純が後巻す、政家速に有馬の城を攻め破らざるを怒て、隆信自ら五萬餘騎を引率して、有馬の城に向ふ、義純森岳に立籠て、要害二三箇所搆て敵を待つ、同き三月廿四日、隆信家久が陣取りし嶋原の要害に向て、攻め戰ひ、龍造寺が多勢、家久がために破られて隆信忽に討れしかば、義純稀有にして、運をぞ開きける、隆信死せし時、五十六歳　十五年の夏、關白島津を討んが爲、筑紫の地に押渡り給ふ程に、九國二島の大名等、日々に降人に成つて參る、有馬も共に、筑後國高良山の御陣に馳せ參て、頓て本領安堵す、修理大夫晴信、父祖の家繼て、高來の郡を賜て、有馬の城に住し、朝鮮の軍より隨ふこと凡七年、慶長五年、大坂の軍起りし時、小西攝津守が牒狀に隨て、鎭西の大名等、兵船に取乘て、長門國下關に至る、大村新八郎喜前が謀より隨ひ、鎭西の人々、又是より皆本國に押戻す、晴信我身は本國に止りて、子息直純より、二千餘人附て、小西が水俣の城を攻む、關が原の軍終て後、城の大將、腹切て士卒の命を乞ひしかば、晴信其城をば取てけり、直純を關東に參らせて、其由を申ければ、晴信が振舞神妙なりとて、本領を安堵す、慶長十四年十一月九日、晴信大

蕃船燒打の事は長崎夜話に有馬修理大夫交趾國へ奇楠を求めに船やりしに大洋にて大風に逢ひ阿媽港に漂着す船人共南蠻人と喧嘩に依て五十人悉く殺され財寶奪取られぬ慶長十四己酉の年五月南蠻の黒船長崎に入津す他の蠻人より前の喧嘩の事物語ありしを聞て急き關東に訴へ公の許を得て燒打せんと謀る船主此事を漏聞き密に纜ときて走出づ有馬の人々驚き用意の兵船追かけしかど荒波の難なれば中々寄付けず折から霜月の事なりしが北風止て南風になる有馬押寄せ燒草船を風上より流し攻寄せ蠻船も大銃打て防きしが燒草の船に燃付きぬれば今は限と焔硝の桶共へ自ら火を入て蠻人二百餘人一時に亡失せぬとあり姫君の二字諸本脱す今は一本に從て補ふ

御所の仰を蒙りて、阿媽港の蕃船を、肥前の沖にて燒き沈めぬ、

去年、本朝の商人、阿媽港の地に渡りしを、彼地の奴（商人の司なり）かびたん（船頭の事）なぞ云ふもの、本朝の人三百餘人を殺して、貨を奪ふ、此事共知れじとや、思ひけん、今年其奴（やつ）かびたん等、長崎に來りしかば、晴信仰を承て、悉く討たんとす、色々に搜へけれども、彼等船に在て、陸に上らず、晴信兵船を揃て、其船を攻めんとせしを、早く悟りて、十二三里が程、逃け延びしに、海上忽ち風起りて、吹戻され、硫黄が島と云ふ所に、漂ひ着きしを、追ひ詰め散々に火箭を放つ、其火彼船に在りし火藥に附きて、燒上り、船擊けしかば、一人も殘らず、底の藻屑と成てけり、晴信御感に預かりぬ、

明れば十五年十一月、嫡子左衛門佐直純、駿河の國府に來て、大御所に見參す、

直純は關東に參りて、近習することと年を經しと云ふ、思ふに、質子として參らせしにや

折節大御所の御曾孫にて、御養君なりし姫君、ひとり住みし給ひしを、直純迎へ參らすべしと仰ありしに、謹て領承す、悦ばせ給ふこと斜ならず、頓て俱しまゐらせ

本多忠政の妻は家康公の長男信康の女而て娘は國姫と申す　姻忠俊本書第七上に譜あり

都留（ツル）今云ふ郡内（クンナイ）

本多正純（マサスミ）

て本國に歸る

これ本多美濃守忠政が娘、大御所御養君として、堀越後守に配せられしに、堀罪ありて、流刑に處せられしかば、此頃獨り住ませ給ひしなり、

同十七年三月廿三日、修理大夫晴信、罪あつて、甲斐國都留の郡に流さる、其子左衞門佐直純、坐ゆるされて、父が所領を賜る、

初め本多上野介正純が手に屬せし御家人岡本大八と云ひし者、晴信に年頃相語ふ、或時密に修理大夫に向て、去りし年、和殿が阿瑪港の船、沈め給ひし事、大御所の御感淺からずして、其賞行はるべしと、本多上野介に内々仰ありと傳へ承る、所領の地なご望み給ふ所は無きやと云ふ、晴信大に悦ひ、只今鍋島が領する所、藤津彼杵杵嶋の三郡は、有馬累代傳領の地なり、然るを鍋島が故主龍造寺が爲に奪はれたり、和殿の計ひにて、上野介殿に申て、此由執し給りて、彼三郡を返し賜ひ候はゞやとご望みける、程經て後、大八一通の文書を、晴信に見せ、これ彼の三郡を充行はるゝ御教書の草案なり、大八密に寫し取りぬ、あなかしこ、人に語り給ふなと云ひしかば、晴信悦ふこと大方ならず、凡此程 大八に贈りし黄金白銀綾羅綿繡の類、いくらと云ふ數を知らず、大八又晴信より向て、かの恩賞の事將軍家より仰せ下さるべき由、關東に仰せ遣はされし所なり、急き數の貨を、を乞ひ取りぬ、斯て一歳餘りを過きぬれども、何の仰せ下さるゝ旨もなし、晴信大に怪み思ひて、日頃かの大八より、承りし某が勸賞の事、速に御裁許あらん樣を賴み參らする由の書かきて、上野介が許に送る、正純更に心得ぬ事かなとて、大八を召て尋ね問ふに、曾て存知仕らざる由を、陳じければ、正純此由を大御所の御聽に達す、頓て有馬が父子、召上せられ、大八と對決に及びしに、晴信大八が數通の書を、參らせし上は、大八陳ずるに言葉なし、先づ大八をば禁獄せらる、晴信が愚かに貪りて、彼が爲たばかられしこそ淺ましけれとて、御憎みを蒙る、大八獄中より、晴信日頃は長崎奉行職長谷川左兵衞尉を、闇討にすべきよし、結構仕る由を告けしかば、重て兩人を召決せらるゝに、此度は晴信又陳ずるに言葉なし、大御所以の外に、御氣色損じ、晴信をば大久保石見守に預けられ、甲斐の國に流され、大八をば、阿部川の邊にて磔罪に行はる、晴信が子左衞門佐直純には、

或書に晴信の罪を得しは天主教の信仰に因れり此時邪宗門の禁制なりしが西國には尚貴賤となく信心の輩ありて晴信も其信者の一人なり嫡子直純常にこれを諫めしかど聽かず此事遂に上聞に達しければ他事に寄せてかく罪せられしなりとあり

長谷川勝慶
慶長十一年より十九年まで在職
大久保長安
慶長五年甲府奉行となり州事を管し同十八年死す

晴信は明年五月七日自殺年四十六歲

アガタ縣は臼杵郡今は延岡ノベオカ

山口直友ナホトモ

天主教の禁は島原亂後に至り一層嚴重となり其教を奉する者は悉く死刑に處せらる

松倉重政シゲマサ

ハル原は島原の西にて口之津に接す

父が所領賜りて、本國に歸さる、創業記には、此年五月、晴信配所にて誅せらるとぞ記せり、其事政事錄の中には見えず、

十九年七月、直純日向國縣の城を賜る、一万三千石を加て凡五万三千石　家人等、累世の故鄉を去らんことを願はずして、移るべしと云ふ者、一人もなし、山口駿河守、大御所の御使として、有馬の城に馳せ下る、終に直純を縣の城に移す、

創業記に、直純が家人等、皆西洋天主の法を守て、此所を去る事を願はざりしかば山口を御使に下されて移さる、勿も對捍に及びなば、島津が軍勢を以て、追捕すべき由を仰せ下されしとなり、一說に高來郡中天主の法、盛に行れしかば、有馬の家人等も、其風俗に習ひ、邪法を行ふ、故に直純他國に移らん事を、望みしに依つて、日向國に移されし程は、家人等斯く移る事を願はずといふ、

此年の冬、大阪の軍起りしかど、鎭西の人々は、參るに及はず、寬永十四年の冬、直純が舊領、島原の地に、賊徒起りて、追討の御使を下さる、

或人の說に、島原城と云ふこと誤れり、此時島原は松倉が領せし所なり、原の城は、有馬家の舊領なりき、それへ賊徒の立籠りしなり、但し原の字い、はると云ふべし、西國の方語なりと云ふ、

明れば十五年正月十六日、鎭西の大名等、本國に馳せ歸り、賊徒誅伐すべき由、仰せ蒙る、直純急き馳せ下り、子息藏人康純と共に、軍勢を引具し、馳せ向ふ、同二月廿七日、藏人康純、郎等一人引具し、先を駈け、水野美濃守勝俊と、先を爭て、詰の城に攻め入る、左衛門佐直純、軍勢を引率して、押寄せ攻め破らんとぞ進みける、追討の御使松平伊豆守信綱が使、七八度に及ひし後、有馬父子、先陣を鍋島に讓て引返し、明れば廿八日に、終に城をば攻め破る、兩日の戰に、直純父子が手の兵、疵を蒙る者三百八十人、討死は三十人とぞ記されたる、藏人康純、父に繼く、五万石　舍弟八兵衞元純、所領分つ、三千石○直純卒せし年月未た聞かず　康純また左衛門佐に任し、延寶七年十一月廿七日、致仕入道し、假宿と號す、嫡子周防守永純、父が讓を受け、舍弟等に所領分つ、二男求之助千石、三男七之助千石、共に開發の田なり、

康純ヤスズミ

水野勝俊カツトシ

松平信綱ノブツナ

詰の城は本丸の事

直純は寬永十八年四月五日卒年五十六歲

元純モトスミ

永純ナカスミ

求之助純息

七之助純信

丹後守喜前ヨシサキ

純忠スミタダ

オホムラソノギ

大村は彼杵郡

大村

丹後守藤原喜前は民部大輔純忠が男、累代の先祖、鎭西の國人にて、肥前の國大村の城に住す、

大村家記序林鳳岡に
藤純友嫡男諸友次諸
純從父戰死請純子直
澄遊雖伊豫取國訓相
通以澄代純永延戊子
敕祭純友靈子孫遇赦
直澄任遠江守正暦甲
午住肥前彼杵郡大村
久原城此後以大村爲
氏玄孫幸澄有二子長
經澄住有馬次忠澄爲
嗣兄弟仕鎌倉諏禁廷
偶火災功勞超群共賜
屋形號又嘗腸甜瓜以
袖受之其瘕不消以爲
吉兆自是以瓜爲家紋
云々とあり
純忠はこの忠澄十二
代の孫なり
奉書は足利幕府の時
將軍の命を奉して管
領より下す文書をい
ふ爾來豐臣德川兩氏
も此稱を用ゐたり
センジュ
千束
オホヤ
大矢
シモノセキ
下關は赤馬關
内府家康公

豐臣家の五奉行は
前田德善院玄以
淺野彈正少弼長政
石田治部少輔三成
増田左衛門尉長盛
長束大藏大輔正家
但此時淺野は關東方

加藤清正
隈本は即ち熊本
此時有馬と共に加藤
の軍に加りて小西が
宇土城を攻む
ミカウショ
御教書は將軍より下
し賜る公文
純賴スミヨリ
純信スミノブ
純長スミナガ
大村記若干卷を作り
祖先履歷郡鄉城砦租
稅兵具舟車等を詳記
す林鳳岡の序あり
イヘミ
伊丹勝長カツナガ

世には有馬大村同しく藤原の純友が後にて、筑紫に住すと云ふ、その家の系圖を見ねば詳ならず

民部大輔純忠、實は有馬修理大夫晴純入道仙岩の二男、大村が家を繼く、純忠が卒せし年、天正十五年正月十八日に卒せしなり豐臣關白、薩摩の嶋津を追討の爲め、自ら筑紫に發向あり、喜前生年二十歲、未だ新八郎と申せしが、御勢に馳せ加り、頓て御恩に預て、本領を安堵す、朝鮮の軍起りて、彼國に押渡り、是處彼處の先陣うつて、戰ふこと凡七年、文祿四年、叙爵して丹後守には成されてけり、慶長五年の秋、東西の軍起りし時、小西攝津守行長が許より、鎭西の人々の許へ、使者を立て、急き秀賴公の仰に任せて、軍勢を率して、馳せ參るべき由、大坂の奉行等が奉書をぞ下してける、これは此年頃、朝鮮の戰に、此人々小西が手に隨ひし故なり、小西が使をば、千束善左衛門大矢松右衛門大江源右衛門などぞ云ひし兵なり、

人々頓て催促に隨ひ、兵船に取乘て、馳せ上る程に、喜前長門國下の關にして、有馬松浦五島の人々と、一所にこそ寄合うたれ、丹後守、彼の人々に對面して、評議しけるは、抑も故太閤隱れさせ給ひし時、我子幼けなからん程は、天下の事、悉く内府の御沙汰あるべしとこそ仰せ置れたれ、然るに此程道すがら、上方の樣子を承るに、此度大坂に軍勢を召さるゝ事、彼の奉行等が、私の宿意を遂けんとて、事を公儀にかりて、内府を傾け參らせんと謀ると、覺えたり、人々は如何にもあれ、喜前に於ては、思ふ子細はべれば、本國に引返し、東國の荷擔、仕るべきにて候とて、是より船を押戻す、此所に馳せ集りたる人々、大村が旨に任せて、皆々是より又本國にぞ下りける、喜前まづ肥後國に使を立て、加藤主計頭清正が許に牒狀し、我身は已が城を守て、軍勢を引分け、隈本の城に差遣し、清正に隨ひ、此所彼所に軍す、清正この由を東國に執し申されば、德川殿の御感、大方ならず、御敎書を成されて、其志を賞せらる、大坂兩度の軍には、鎭西の人々は參るに及はず、明れば元和二年八月八日、喜前四十八歲にて卒す、其子新八郎純賴、父に繼て叙爵し、民部大輔に任し、元和五年十一月十三日、廿八歲にて世を早くす、其子丹後守純信、跡を繼ぎて、寬永中、島原の賊起りし時、純信仰を蒙て、長崎の港を守る、此後長崎の事ある時、大村が家常に仰を蒙れり、慶安三年五月廿六日、三十三歲にて卒し、其子因幡守純長、家を繼く、純長實は伊丹藏人勝長が男なり、所領二万七千石也

伊勢守高政（カマサ）
宇多源氏にて佐々木の一族飽江高久八代の孫森九郎左衛門高次が長男なり後に藤原姓に改むといふ
毛利元綱（モトツナ）
桂　元信（モトノブ）
兵橘吉安（ヨシヤス）
名字今は苗字（ミヤウジ）と書く
源平藤橘を姓とし族稱を名字といふ
大友は豊後守護を傳ふる二十世朝鮮の役義統功なくして領國を收めらる中川諸莊を見合すべし
七人衆は竹中垣見熊谷早川太田中川毛利
佐伯（サヘキ）は薩部郡
日田（ヒダ）　玖珠（クス）
黒田孝高（ヨシタカ）
栗山利安（トシヤス）
中津（ナカツ）　隈又日隈（クマ　ヒグマ）

毛利　本姓森

伊勢守藤原高政は、豊臣太閤の家人なり、初め森勘八郎とぞ申ける、太閤未だ筑前守にて、毛利右馬頭輝元と戰ひ、天文十年六月、羽柴毛利中直りして、互に人質を取替さる、毛利は叔父の藤四郎元綱に、桂民部大輔付て出しければ、秀吉は此高政が兄弟をぞ出されける、高政が弟兵橘某と云　輝元、高政兄弟に向て、兩家の好みを合せたる始よ、和君兄弟、我が許に來れるに、和君等が名字と、輝元が名字と、唱ふる所の同きこそ怪しけれ、然るべくは、我が名字まるらせて、和君等と、永く兄弟の契、結ばんと思ふは、如何にと云ひければ、高政兄弟、森と云ふ文字を改て、毛利とは書きたりけり、豊臣家、天下知し召して後、召返され、叙爵して、民部少輔になされ、朝鮮の事起て、軍奉行を承り、大友が罪蒙りし年、豊後國佐伯の城を下し賜ふ、これ年來の軍功を、賞せられし所なり、文祿二年の事なり、佐伯二万石の地を賜ひ、日田玖珠二郡を預けられ、凡六万石を領す、當時豊後七人衆と云ひし其内なりき　慶長五年の秋、山陰山陽南海西海の大名等、石田三成に與みして、徳川殿失ひ參らせんとす、西海に取ては、黒田如水入道、豊前國中津の城に在て、雙なき東國の御方にて、家人栗山四郎右衛門尉を大將として、毛利が日田郡隈の城に差向く、高政が家の子毛利

隈及角牟禮（玖珠）の兩城は高政の所管なり栗山まづ角牟禮を攻む城兵戰はずして城を致す隈の城兵は出でて黒田の來邑を襲ひ且つ守備を嚴にす栗山因て關原の敗を告げしかば城兵遂に降るといふ本文に隼人佐の云々は角牟禮事のにや
案するに高政初は隈を居城とす日田玖珠の兩郡を除れて慶長六年佐伯を居城とせしなり
本領安堵は七人衆中毛利と中川と二家のみなり
高成（タカナリ）
加藤忠廣（タダヒロ）
高尚（タカナホ）
高重（タカシゲ）

隼人佐、此城に在て、栗山が許に使立て、主にて候ふ民部少輔、身は大坂に在りながら、心をば關東に通し候ひぬ、さらば入道殿の仰に候はんには、此城をば下げ渡し參らせんとぞ云はせける、入道聞て、さあらんに於ては、此城は味方の城、でさんなれ、毛利が小勢、守らんこと、覺束なしとて、頓て城をば受け取て、栗山に軍兵數多附けて守らす、

これ九州軍記の說なり、但し民部少輔は、關東に在て、内府に屬し奉ると錄せり、誤れるよや、此時民部少輔高政は、大坂に在て、濱の櫓を守れり、關東の御陣には參らず

上方の軍敗れし後、當國の人々は、悉く罪を蒙りしに、高政は本領安堵せり、此時日田玖珠等の地除れて、本領二万石を賜ひしとなり、其後伊勢守と任し、年七十三歳にて、寛永五年十一月十六日に卒す、嫡男攝津守高成、父に繼て後、寛永九年、肥後の國熊本の城を守て、時に加藤肥後守忠廣罪蒙りし也　同き十月七日、彼所に卒す、三十歳、其子伊勢守　高尚父に繼き、寛文四年八月三日、三十四歳にて卒す、其子主膳高重、家を繼き、延寶四年十二月廿六日、叙爵して、安房守に任ず、

明治二十八年三月五日印刷
同　年三月八日發行
同　二十九年七月一日再版印刷
同　年七月五日再版發行

著者故新井白石相續者　靜岡縣士族　新井太吉
版權所有者　名古屋市朝日町二丁目卅番地寄留　東京府平民　大槻如電

新井太吉部理代人　校訂者　東京市淺草區北富坂町二十五番地　大槻如電
發行者　東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地　吉川半七
印刷所　東京市京橋區築地二丁目十七番地　株式會社東京築地活版製造所
印刷者　東京市京橋區築地二丁目二十番地　野村宗十郎

版權所有
定價金三拾錢

卷七

14989

9553
2

同同同印
二十六年
十一月廿五日
十一月廿八日
十二月一日
再版印刷
再版發行
再版發行

發賣所

大阪市南區心齋橋筋一丁目
松村九兵衛

大阪市東區北久寶寺町
三吉木佐助

東京市神田區小川町十番地
牧野善兵衛

東京市小石川區大門町廿五番地
青山清吉